京都府公立高等学校教育制度の改善について

昭和59年３月　京都府教育委員会
京都市教育委員会

もくじ

まえがき
第１　改善の基本方針
1　特色ある学校の創造
2　教育課程編成の基準の弾力化
3　学力の充実
4　全日制普通科における教育課程の類型の設定
5　全日制普通科における通学圏の設定
6　全日制普通科における入学者選抜の基本的な在り方
7　職業学科における専門的職業教育の充実
8　職業学科設置校の適正化
9　職業学科における入学者選抜の基本的な在り方

第２　改善の具体的事項
1　特色ある学校の創造
2　学力の充実
3　全日制普通科の類型の内容
4　全日制普通科の類型の設定
5　全日制普通科の通学圏・通学区の設定
6　全日制普通科の入学者選抜方法
7　職業学科における専門的職業教育の充実
8　職業学科設置校の学科構成や規模・配置の適正化
9　職業学科における入学者選抜の方法

・まえがき

本府における高等学校教育の在り方については，昭和53年以来「教育懇談会」や「高等学校教育懇談会」を開催するなど，広く府民の意見を聴取し，当面する高等学校教育の諸問題について，さまざまな角度から検討を重ねてきた。

これらの経過を踏まえ，昭和58年３月に京都府教育委員会の方針として「京都府高等学校教育制度改善の基本」を発表するとともに，専門的な立場からの検討を進めるため「高等学校教育制度検討委員会」を設け，制度の改善について諮問した。

昭和58年12月に出された最終答申には，高等学校教育の将来を展望し，本府高等学校教育の実態と府民や社会の要請等を考慮して(1)特色ある学校づくりと能力・適性に応じた教育について，(2)職業学科の内容の改善充実と設置校の規模・配置について，(3)適正な通学圏の設定と入学者選抜方法の改善についてのそれぞれの観点から，改善充実を図るための方策が提言されている。

高等学校教育においては，中学校における教育の成果の上に立って基礎的・基本的な教育内容を重視し，知・徳・体の調和のとれた心身の発達を図るとともに，生徒一人ひとりの能力や個性を十分に伸長させ，創造性豊かな人間を育成しなければならない。

こうした観点に基づき，京都府・京都市両教育委員会は，今日の多様化した生徒の実態に配慮を加え，幅広い高等学校教育を創造するため，特色ある学校づくりを推進し，望ましい教育活動が展開できる適正な通学圏を設定して，生徒が学校の特色を選んで志願できる選抜方法を導入するとともに，急速な科学技術の進歩や産業構造の変化に適切に対応できる職業教育の充実を目指して，積極的に施策化を図ることとした。

この施策の具体化に当たっては，現行制度の長所を生かしつつ，答申の内容を尊重した新たな高等学校教育制度を昭和60年４月から発足させ，府民の期待にこたえて本府高等学校教育の充実と発展を期するものである。

ここに，高等学校教育制度の改善の基本方針及び改善の具体的事項を示し，今後この大綱に基づいて関連する諸規程の整備を図るものとする。

第１　改善の基本方針

１．特色ある学校の創造

生徒や地域の実態を考慮し，多様な教育活動を展開するため，各学校はその教育目標を明確にし，教育課程の編成や特別活動あるいは部活動などにおいて特色ある学校づくりを進め，高等学校教育の充実と活性化を図る。

２．教育課程編成の基準の弾力化

生徒の実態に適切に対応できる教育課程の編成を可能にするため，高等学校学習指導要領（昭53年文部省告示第163号）の趣旨に即して，教育課程編成の基準を弾力化する。

３．学力の充実

学習負担の適正化を考慮した教育課程を準備するとともに，教材の開発や指導方法の改善に努め，生徒一人一人の学力の充実を図る。

４．全日制普通科における教育課程の類型の設定

特色ある教育内容を準備し，生徒の学習に系統制・計画性・継続性を持たせて教育効果を高めるため，教育課程の類型を設定する。

５．全日制普通科における通学圏の設定

生徒一人一人の伸びる力を引き出すため，望ましい教育活動が展開できる適切な範囲として，京都市地域においては行政区を基本とした４通学圏，その他の地域においては共通の生活圏を基盤とした５通学圏を設定する。

６．全日制普通科における入学者選抜の基本的な在り方

学校間に大きな差を生じないことを基本にし，生徒の居住地と入学校との地理的条件を勘案しつつ，一定の範囲で能力や個性に応じて学校や類型の特色を選択できるような選抜制度とする。

７．職業学科における専門的職業教育の充実

科学技術の進歩や変化の激しい産業社会に適切に対応できる職業教育の充実・振興を図る。

８．職業学科設置校の適正化

産業社会の進展や地域の実態に即した職業教育を展開するため，学科構成や規模・配置の適正化を図る。

９．職業学科における入学者選抜の基本的な在り方

職業学科に進学を希望する生徒が，その進路希望や能力・適性等を生かし，目的意識を持って意欲ある高校生活が送れるようにするため，選抜方法等の改善を図る。

第２　改善の具体的事項

１．特色ある学校の創造

(1)　教育課程の編成

各学校においては，法令及び高等学校学習指導要領によるほか，京都府立高等学校教育課程編成基準・京都市立高等学校教育課程編成基準に従い，次の点を考慮して特色ある教育課程を編成するものとする。

ア　多様な生徒の実態を考慮し，生徒に履修させる各教科・科目の適切な単位数とその学年配置を定め，生徒の能力や個性の伸長を重視した教育課程を編成する。

イ　学校裁量時間については，各学校の教育目標，生徒の実態，地域の特性等に即して，最も効果的な運用を図る。

ウ　全日制普通科においては，生徒の能力・適性・進路・興味・関心等に応じて，それぞれ適切な教育を施すため，教育課程の類型を設けて

(4) 宣伝行動を重視し，府高としても月当初に全戸ビラ配布にとりくむと同時に，すべての分会で「父母通信」の発行をめざします。

特色を明確にし，いずれかの類型を選択して履修させる。

(2) 特別活動及び部活動の充実

知・徳・体の調和のとれた心身の発達を図り，生徒の自主性や創造性を高めるとともに，能力や個性の伸長を図るため，特色ある特別活動や部活動の展開を創意工夫し，活動内容を充実するものとする。

2．学力の充実

(1) 生徒の能力や適性に応じて，履修する教科・科目の適正化を考慮した教育課程を編成し，学習内容を創意工夫する。

(2) 適切な教材の開発に努めるとともに，習熟度別授業も積極的に導入するなど指導方法の改善を図り，学習効果を高める。

(3) 教員の研修活動を活発にして指導力の向上を図り，通学圏内の各高等学校の連携を密にして，学力の充実を図る。

3．全日制普通科の類型の内容

(1) 普通科における教育課程の類型の内容は，次のとおりとする。

第Ⅰ類

普通科目の履修について全体的にバランスをとり，基礎的・基本的事項を重視して学力の充実を図る教育課程を基本とする。

生徒の幅広い適性や進路を考慮した次のような類型が考えられる。

文　系：文科系の教科・科目の履修に重点を置く類型

理　系：理科系の教科・科目の履修に重点を置く類型

一般系：文科系と理科系の教科・科目の履修に均衡をとり，職業科目等の履修も考慮した類型

これらの類型においては，第２学年から類型別の学習を開始するものとする。

第Ⅱ類

普通科目の履修を中心として学習内容を拡充，高度化し，学力の伸長を図る教育課程を基本とする。

生徒の適性や進路に応じた次のような類型が考えられる。

人文系：文科系の教科・科目の履修に重点を置く類型

理数系：理科系の教科・科目の履修に重点を置く類型

文理系：文科系と理科系の教科・科目の履修に平均して重点を置く類型

外国語系：文科系の教科・科目のうち，特に外国語に関する科目の履修に重点を置く類型

これらの類型においては，第１学年から類型別の学習を開始するものとする。

第Ⅲ類

普通科目の履修を通じて学力の充実を図ることを重視するとともに，特定の教科・科目の履修により，個性の伸長を図る教育課程を基本とする。

生徒の適性や進路に応じた次のような類型が考えられる。

体育系：体育に関する科目について履修幅を一定増加する類型

芸術系：芸術に関する科目について履修幅を一定増加する類型

生活教養系：実務的な教科・科目等について履修幅を一定増加する類型

これらの類型においては，第１学年から類型別の学習を開始するものとする。

(2) 類及び類型の選択による固定化を避けるため，各学校においては，第２学年進級時に，入学選抜の成績，入学後の学習状況等を勘案し，教育的な立場からの指導に基づいて，一定の範囲で同一校内の類間や類型間の移動を認めるものとする。(第Ⅱ類の類型を２種類設置する学校において，類型間の移動を認める一定の範囲は，類型定員の15％とする)

4．全日制普通科の類型の設定

普通科に設定する類型は，次のとおりとする。

(1) 第Ⅰ類については，各学校において，第２学年から文系・理系・一般系など適切な類型を設定するものとする。

(2) 昭和60年度に入学する生徒に係る第Ⅱ類及び第Ⅲ類の類型は，次のとおりとする。

高等学校名	第Ⅱ類	第Ⅲ類	高等学校名	第Ⅱ類	第Ⅲ類
山城	人文，理数		城陽	人文，理数	
朱雀	人文，理数		西城陽	人文，理数	体育
嵯峨野	人文，理数		八幡	人文，理数	
北嵯峨	人文，理数		南八幡	文理	
紫野	人文，理数	体育	田辺	人文，理数	
堀川	人文，理数		木津	人文，理数	
鴨沂	人文，理数		北桑田	文理	
洛北	人文，理数	体育	亀岡	人文，理数	芸術
北稜	人文，理数		南丹	文理	
洛東	人文，理数		園部	文理	
東稜	人文，理数		須知	文理	
鳥羽	人文，理数	体育	綾部	人文，理数	体育
桃山	人文，理数		福知山	人文，理数	
洛水	人文，理数		東舞鶴	人文，理数	
日吉ケ丘	人文，理数		西舞鶴	人文，理数	
塔南	人文，理数		大江	文理	
桂	人文，理数		宮津	理数	
洛西	人文，理数		加悦谷	文理	体育
向陽	人文，理数	体育	峰山	理数	
乙訓	人文，理数		網野	人文	
西乙訓	人文，理数		久美浜	文理	
城南	人文，理数				
東宇治	人文，理数				
西宇治	人文，理数				
久御山（昭和160年度新設高校）	人文，理数	体育			

(3) 第Ⅲ類については，昭和160年度に類型を設定する学校以外の学校においても，昭和161年度以降に適切な類型を設定するものとする。

(4) 新設高校及び昭和161年度以降の類型については，別に定めるものとする。

5．全日制普通科の通学圏・通学区の設定

(1) 普通科の通学圏は，次のとおりとする。

通学圏名	地域	高等学校名
京都市北	北区，上京区，中京区（桂原中学校区は全域を含む），右京区	山城，朱雀，嵯峨野，北嵯峨，紫野，堀川
京都市東	左京区，山科区，伏見区（醍醐に限る）	鴨沂，洛北，北稜，洛東，東稜
京都市南	東山区，下京区（桂原中学校区を除く），南区，伏見区（醍醐を除く）	鳥羽，桃山，洛水，日吉ケ丘，塔南
京都市西	西京区，向日市，長岡京市，大山崎町	桂，洛西，向陽，乙訓，西乙訓
山城北	宇治市，久御山町	城南，東宇治，西宇治，久御山，（昭和60年度新設高校）
山城南	城陽市，八幡市，田辺町，井手町，宇治田原町，山城町，木津町，加茂町，笠置町，和束町，精華町，南山城村	城陽，西城陽，八幡，南八幡，田辺，木津
口丹	京北町，美山町，亀岡市，園部町，八木町，丹波町，日吉町，瑞穂町，和知町	北桑田，亀岡，南丹，園部，須知
中丹	綾部市，福知山市，舞鶴市，三和町，夜久野町，大江町	綾部，福知山，東舞鶴，西舞鶴，大江
丹後	宮津市，加悦町，岩滝町，伊根町，野田川町，峰山町，大宮町，網野町，丹後町，弥栄町，久美浜町	宮津，加悦谷，峰山，網野，久美浜

(注)京都市以南の通学圏にあっては，上表にかかわらず，隣接する通学圏内の高等学校の定員の一部をもって調整を図る場合がある。

(2) 口丹・中丹及び丹後の各通学圏における各高等学校の普通科第Ⅰ類の通学区（以下「第Ⅰ類通学区」という。）は，現行の普通科の通学区域のとおりとする。ただし，亀岡高等学校・南丹高等学校のそれぞれの第Ⅰ類通学区は，亀岡市域とする。

6．全日制普通科の入学者選抜方法

(1) 選抜方式

普通科の選抜は，各通学圏ごとに行うものとし，その選抜方式は次のとおりとする。

ア 京都市北・京都市東・京都市南・京都市西・山城北及び山城南の各通学圏の場合

第Ⅰ類については総合選抜，第Ⅱ類については類型別の総合選抜，第Ⅲ類については学校ごとに類型別の単独選抜を行う。

イ 口丹・中丹及び丹後の各通学圏の場合

第Ⅰ類については学校ごとに単独選抜，第Ⅱ類及び第Ⅲ類については学校ごとに類型別の単独選抜を行う。ただし，亀岡市域にあっては，亀岡高等学校及び南丹高等学校の第Ⅰ類について２校で総合選抜を行う。

(2) 志願

ア 普通科に入学を希望する者は，通学圏内の高等学校の第Ⅰ類・第Ⅱ類の各類型又は第Ⅲ類の各類型のなかから，志望する類及び類型を選択し，希望する高等学校に志願できるものとする。ただし，口丹・中丹及び丹後の各通学圏における第Ⅰ類への志願は，第Ⅰ類通学区内の高等学校に限るものとする。

なお，京都市及び乙訓地域以外の地域においては，第Ⅲ類の類型の設定状況により，その志願できる範囲について別途検討するものとする。

イ 第Ⅱ類の類型及び第Ⅲ類の類型を志望する場合は，第Ⅰ類を第２志望とすることができる。

(3) 合格者の決定方法

ア 入学者選抜は，学力検査（第Ⅰ類・第Ⅱ類及び第Ⅲ類とも同一問題とする。）を実施し，学力検査の成績及び中学校長から送付された報告書等（以下「総合成績」という。）を資料として行う。

なお，第Ⅲ類については，類型の特色に応じ学力検査に先立って必要な実技・適性検査を実施する。

イ 合格者の決定は，次の順序により行う。

(ア) 第Ⅱ類及び第Ⅲ類の類型ごとの合格者を決定する。

(イ) 第Ⅰ類を志望する者並びに第Ⅱ類及び第Ⅲ類の不合格者で第Ⅰ類を第２志望とする者のなかから第Ⅰ類の合格者を決定する。

ウ 口丹・中丹及び丹後の各通学圏の各高等学校にあっては，第Ⅱ類について，第Ⅰ類通学区外からの合格者を各類型定員の50％以内にとどめることを原則とする。

(4) 総合選抜における入学者決定方法

総合選抜においては，前記(3)イの合格者を総合選抜合格者とし，次の順序により各高等学校の入学者を決定する。

ア 各高等学校は，第Ⅰ類の総合選抜合格者で，特別活動及び部活動に関連し，当該高等学校への入学を希望する者のなかから，第Ⅰ類募集定員の10％の範囲内（通学圏の実態に応じ，５％の範囲内とすることもある。）で入学者を決定する。なお，その決定方法については別に定める。

また，第Ⅱ類の類型の総合選抜合格者で，教育内容を選んで当該高等学校への入学を希望する者のなかから，総合成績を資料として，第Ⅱ類の類型ごとの募集定員の30％の範囲内で入学者を決定する。

イ 前記アに基づく入学決定者を除く総合選抜合格者については，地理的条件を勘定のうえ，各高等学校に配分し，入学予定者とする。

ウ 入学予定者について，生徒相互に学校選択の希望が生かせる者は，関係高等学校間で調整を図ったうえ，入学校を決定する。

(5) 合格者の発表

選抜に関する作業をすべて終了した後，合格者の発表を行う。

(6) 第Ⅰ類について，単独選抜を行う地域においては，特別活動及び部活動に関連した入学者の選抜方法について別途検討するものとする。

(7) 第Ⅱ類及び第Ⅲ類に欠員がある場合に限り，第Ⅰ類不合格者（第２志望の不合格者を除く。）を選考の対象として，原則として，第２次選抜を行うものとし，その方法は別に定める。

7．職業学科における専門的職業教育の充実

(1) 専門分野に関する知識・技術の基礎・基本を重視するとともに，専門的に深いまとまりを持つ教育の展開にも配慮し，幅広い応用力を身につけさせ，意欲的で創造性豊かな人間の育成に努める。

(2) 生徒の能力や適性，多様な進路希望にこたえうるよう適切な教育課程を編成することと併せ，教育内容，指導方法にも改善を加えて，充実した職業教育の推進を図る。

(3) 近代的施設・設備の計画的な整備充実を進めるとともに，研修活動を活発にし，その機会の拡充に努める。

8．職業学科設置校の学科構成や規模・配置の適正化

(1) 産業社会の進展に即応した職業教育を展開するため，地域の実態，社会の動向，入学希望者の状況や教育効果などを勘案し，長期的展望に立って学科の整理・統合・転換・新設等を行うとともに，設置校の規模・配置の適正化を図る。

(2) 商業に関する学科の改善

ア 情報化社会の進展に伴う事務の近代化や第３次産業分野の拡大，経済の国際化等に適切に対応しうる教育を推進するための学科を新設する。

(ア) 京都府立単独制商業高等学校を昭和60年度に新設し，商業に関する複数の学科を設置する。その学科構成については今後検討するものとする。

(イ) 京都市立西京商業高等学校の商業科を廃止し，新たに経理科・情報処理科・流通経済科及び国際経済科の４学科を設置する。

イ 既設の併置制商業科については，一定の整理・統合を行うとともに，適正な学級規模のもとに整備充実を図り特色ある商業教育を進める。

9．職業学科における入学者選抜の方法

(1) 進路に対する目的意識が明確で，学習意欲のおう盛な生徒の入学を一層促進するため，中学生の体験学習を拡充するとともに，中学校・高等学校の連携を緊密にし，さらに推薦入学制度の拡充についても将来の課題として検討を行う。

(2) 全日制の商業に関する学科の入学者選抜方法は，次のとおりとする。

ア 単独制商業高等学校に設置する学科

(ア) 京都府立単独制商業高等学校にあっては，府内全域（京都市及び乙訓地域を含む。）を対象として，学科別単独選抜を行う。

(イ) 京都市立西京商業高等学校にあっては，京都市及び乙訓地域を対象として，学科別単独選抜を行う。

併置制商業科

(ア) 京都市及び乙訓地域にあっては，総合選抜を行うものとし，その方法は総合選抜における普通科第Ⅰ類の場合に準ずる。

(イ) 京都市及び乙訓地域以外の地域にあっては，各学校の通学区に基づき単独選抜を行う。なお，通学区については，別に定めるものとする。

ウ 新たに設置する学科を含め商業に関する学科の第２志望の取扱いについては，職業学科における従来の方法によるものとする。

（資料(2)）

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅　晃

号外
1983年9月30日

全組合員討議資料

京都教職員組合執行委員会

高校三原則をつぶし、「能力」に応じた高校づくりで

小・中学校の教育もゆがめる府教委構想

高等学校教育制度検討委員会「中間答申」批判

「高等学校教育制度検討委員会」は6月二十日、「京都府における高等学校教育制度の改善について（中間答申）」を京都府教育委員会に答申しました。これは、高校三原則を基本とした現行の高校教育制度を根本的に変質させるものであり、府教委構想の具体案として初めて出されたものとして重大な意味をもつものです。私たちは、今回の答申の背景、性格、問題点を明確に把握し、地域・職場・地域での批判活動を強めるとともに、全力をあげてとりくんでいる府財政確立をさせることがますます重要になってきています。

一、教育臨調を背景とした「中間答申」

今回の答申の背景にあるものとして次の三点をおさえておく必要があります。

(一) 中曽根内閣の誕生によってすすめられようとしている教育臨調の具体化の一環として、府教委構想があります。それは、(一)中学校段階から能力主義教育をとり入れ、個性重視をうたい教育の多様化を図ってきたものとなっています。全国的には「生涯学習体制の確立」を図るための教育改革の具体案として初めて出されたものとして重視する必要があります。私たちは、今回の答申の背景、性格、問題点を明確に把握し、地域・職場・地域での批判活動を強めるとともに、全力をあげてとりくんでいる府財政確立をさせることがますます重要になってきています。

(二) 文部省の指導により、昭和三十年前後から高校間の格差づくりが進められ、教育荒廃をもたらしてきています。そして、今や小学校にまでうつるための学校間格差や社会階層別教育の導入による「中学

(三) 三年間にわたる「高等学校教育制度検討委員会」のまとめ、一九八三年一月発表）を行政側の立場にたって受け止めて、八八三年一月発表）を行政側の立場にたって受け止めて、八八三年三月策定しようとするものです。今回の「中間答申」を出発点に「新教育制度検討委員会」（仮称）を設置し、府民に対する説明会や公聴会などを開いたうえで、来年度中

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1983年
9月30日
号外

高校三原則特集
(全組合員討議資料)

高校三原則をつぶし、京都の高校教育を解体に導く検討委の「中間答申」

その批判的検討

京都府立高等学校教職員組合　常任執行委員会

はじめに

高校教育制度検討委員会は九月二十一日、府教委に対し中間答申を提出しました。この中間答申にみられる基本的な考え方は、能力主義の貫徹、京都の民主的高校教育を解体し、高校の差別的再編成をはかるものです。中間答申では、「学習指導要領の趣旨に即して」

(1)「特色ある学校づくりと能力・適性に応じた教育」

(2)「履修学科の内容の改善と設置校の規模・配置」

(3)「適正な選抜方法の改善」

の三点を柱に高校三原則つぶしを押しすすめようとしています。

(1)については「学校選択の自由を拡める（通学圏・通学区の）適正な範囲設定」等をそれぞれ押しすすめるというものです。

これらの点から、この中間答申の基本が自民党文教部会の「高等学校制度および教育内容に関する改革案」（中間まとめ）や、文部省のすすめる新学習指導要領・一九七九年六月に協調会が出した「高校教育開発研究プロジェクト・チーム研究報告」の「多様な生徒に対応する教育と特色ある高校づくり」「新しいタイプの高等学校への志向」等の焼き直しにすぎないものであることは明らかです。

それでは「中間答申」の特徴と問題点をみていくことにしましょう。

1. 教育の理念を放棄した『まえがき』

中間答申の「まえがき」には教育に対する理念・原則というものが全くみられません。「制度論議」をする際、当然のことながら、一人ひとりの生徒をどのように育てるのか、「こんな人間に育ってほしい」という高校教育でめざす人間像をふまえながら検討されるはずですが、何ひとつそれらしきものがうかがえないのです。

もうひとつ大きな問題点は、今日の教育荒廃に対して何ら言及していないことです。非行・暴力・学力のゆがみ、自殺・登校拒否、偏差値教育等、父母の強い教育不安・教育要求に応えられるものは具体的に何ひとつふれられていません。そして当然のことのように高校増設や教育条件の整備に関しても切りすてられています。

このことは、検討委員会自身が憲法と教育基本法に基づく教育の理念を放棄し、ひたすら政府・自民党・文部省の「学習指導要領の趣旨に即して」「多様化」「弾力化」の名のもとに能力主義教育を押しすすめる姿勢を露骨に示したものといえます。

2. 選別のための合理化にすぎない『特色ある学校づくりと能力・適性に応じた教育』

いま全国各地で「特色ある学校づくり」といわれるものがおしすすめられています。そしてそれらのほとんどは文部省が新学習指導要領の趣旨を徹底させようとしてつくった「高校教育開発研究プロジェクト・チーム研究報告書」（文部省教育長協議会 一九七九年）に基づいた内容となっています。この「報告書」では「特色ある学校づくり」をおしすすめるにあたり、次のような二つの方法を提示しています。

ひとつは「教育課程に特色をもたせる」方法です。その際

① 多様な教育課程の編成と展開
―類型制と自由選択の拡大

② 習熟の程度に応じた指導の展開

③ 教育メディアの活用と教材の開発

④ 勤労にかかわる体験的な学習の展開

の四点を柱に、取りくむとしています。

もうひとつは「発想を転換して大胆かつ斬新な構想のもとに、新しいタイプの高等学校を志向」するというものです。その新しいタイプの高校として

①単位制高等学校　②集合制選択制高等学校　③全寮制高等学校　④単位制職業科高等学校　⑤六年制高等学校（中高一貫教育）　⑥地域に開かれた高等学校等が提案されています。

「中間答申」はそっくりそのままこの二つの方法で、「特色ある高校づくり」と称し、小学区制つぶしをはかろうとしています。

(1) 公教育としての高校を解体する「教育課程の基準の弾力化」

私たちは教育課程について検討する際

1 憲法と教育基本法にもとづき、恣意的な多様化政策を許さず、高校三原則を充実・発展させ、現状の格差を徹底是正する

2 科学的・系統的に精選された内容であり、すべての生徒に共通して国民としての基礎的教養を身につけさせること

3 父母・国民の期待にこたえ、学力保障や非行の克服などの教育課題にこたえていく内容であること

の三点を重視して、今日までとりくみをすすめてきています。

ところが「中間答申」にあるように「各教科・科目の履習単位数等の弾力化」「学校裁量時間の設定」「進級・卒業に要する修得単位数の弾力化」ということで、現行の京都府立高等学校教育課程編成要領を全面改悪するなら、戦後、京都の高校教育が一貫して追求してきた、すべての生徒に共通して国民としての基礎的教養を身につけさせるということが非常に困難になってきます。「統一的高校教育観、民主的高校教育の解体につながるものです。すでに他府県の数多くの高校では各学校ごとに教育内容が異なるだけでなく、同じ高校の普通科の生徒の間でも異なっているのが当然となっています。同じ敷地にいくつかの能力別学校が建っているという状況なのです。この「中間答申」の根底にある考え方も「受験学力の高いものはより高くより手厚く、そうでないものはそれなりに斬り捨てる」というものです。このことが他府県においてさえもどれほど子どもたちや中学校教育・小学校教育に大きな影を落としているか、はかりしれません。

私たちは生徒たちが共通して未来の主権者たる国民としての基礎的教養を身につけるなかで、そのことを基盤にして、自己の進路、生き方、職能力の分化等とかかわって、豊かに個性を発達させるためにも、創意工夫をこらした選択制を保障しとりくんできました。しかし「中間答申」でいう「教育課程の基準の弾力化」でめざすものは、そのことと大きくかけ離れ、生徒の豊かな個性の発達を妨げるものにほかなりません。

私たちは生徒の豊かな個性の発達を妨げる最大の要因は、学校間・課程間・学科間・男女間の基本的教育内容を分断する「各教科・科目の履習単位数等の弾力化」「進級、卒業に要する修得単位数の弾力化」を許すわけにはいきません。そしてまた方向性、原則性のない「学校裁量時間」の「甚だ効果的（合理的）な適用」も生徒にとって履習問題をもたらし、充実した「時間」となるはずはありません。

(2) コースにあわせて、生徒を歪める「特色ある学校の創造」

① 歪んだコースの設定

「中間答申」が大きく打ち出したもののひとつがこの項にある「普通科の教育課程における類型の設定」です。

類型としては次のように

(ア) 全体的に均衡のとれた標準的な教育課程を持ついくつかの類型

(イ) 各教科・科目の学習内容を拡充し、高度化し、特に生徒の学力の伸長を図る教育課程の類型

(ウ) 生徒の適性、興味・関心に応じて、特定の教科・科目の履修に重点を置き、特に生徒の個性の伸長を図る教育課程の類型

をあげています。

(ア)が「均衡のとれた」教育課程というのですから「学力の伸長」と「個性の伸長」の教育課程が「均衡」のとれていない歪んだ教育課程の類型だということを答申、自ら述べているということになります。

ここにみられるのは「学力」と「個性」を人間形成にとって別個のものとしてとらえ、能力主義教育の強化・拡大の方向で選別の教育を強行しようという考えです。とくに「教育課程の基準の弾力化」の項で「生徒の能力、適性、進路等を十分考慮して、適切な教育課程が編成されなければならない」としながら、「個性の伸長を図る教育課程の類型」では、「生徒の適性、興味・関心に応じて」とされています。このように「能力」進路」を十分に考慮しない、歪んだ教育課程の類型がいったい何を意味するのでしょうか。それは、基礎学力の充分身についていない生徒を封じ込めるためのコースづくりです。そして「学力の伸長を図る教育課程の類型」は歪んだ受験コースであることは明らかです。

② 生徒の自主性、自治能力を育てない「特別活動」「部活動」

「特別活動の充実」では「地域と密着したボランティア活動や勤労体験学習」の導入が「生徒の自主性や創造性を高めるため」にという理由で指摘されています。しかしこの背景にあるものは何でしょうか。

総理府の出した「青少年と社会参加」にはこう書かれています。

> とくに重要なのは、授業時間数の削減によって生じた「ゆとり」を、社会連帯性を自覚させ、徹底した実践力を身につけさせる教育にどう活用するかが、勤労にかかわる体験的な学習の必要性について、これを校内外の勤労、生産的行事やクラブ活動にどう結びつけるか、さらに、道徳教育における道徳的実践力の育成や、特別活動において集団を通じて協力し、より良い生活を築こうとする、自主的・実践的態度をどう育てるかも必要なことである。

このことは政府や財界が、学校教育においては、新学習指導要領にそい、勤労体験学習などによる道徳的実践力を強化していく方向をめざし、学校の外においては生徒たちがもっている社会的自立への要求、自発性を利用し、スポーツや文化、ボランティア活動を通じ「連帯感」を育て、青少年を地域ぐるみで組織・管理しようとしていることです。

私たちはこのことからも、この「中間答申」が、純粋な教育制度の問題としてだけ、出されてきているのではないことを視抜く必要があります。

(ア)「部活動の充実」、ここでは昭和六十三年国体開催とかかわって競技なまでに答申しています。

「特色ある学校づくり」をおしすすめるために、特定の部活動の重点的な育成等も考慮し、適切な指導者の配置と施設・設備の充実を図ることが必要である」とまで言いきっていますが、生徒の自発的な興味や関心に基づいて学年、HRを超えた集団の中でさまざまな学習と交流を深めていくというクラブ活動の本来の意義・目的からすれば、まさしく「特定の部活動」のための歪んだ活動、指導になっていくほかはないでしょう。

そしてこのことが教職員の人事異動や施設・設備の改善等にも歪んだ影響を与えることは目に見えています。

「特別活動の充実」「部活動の充実」の項を通じて言えることは、生徒の自発性と自治に基づく「活動」という観点が全く欠落しているということです。教育の荒廃が叫ばれる今ほど、生徒の自主性や自治能力をさまざまな自主活動を通じて生み育てることが必要なときはありません。

そのことを無視した「中間答申」は生徒を「管理・統制」の対象としてしか見ていないと言ってもよいでしょう。

③「特色ある学校・学科の新設等」については政府・文部省のいう「新しいタイプの高校」づくりをめざしています。

(3) 基礎学力の「学習負担の適正化」がはたして「学力充実の方策」といえるのか

この「学力充実の方策」の項でもそうですが、「中間答申」に一貫してみられる「学力観」は、学力を発達しないものとうえ、どの子の学力も発達させていくという立場ではありません。大学受験「学力」の高い子は「伸長」させ、小・中学校での基礎「学力」の欠落したものは、学習負担の「適正化」の名のもとに適当に放置しておくというものです。

次に「習熟度別授業」についてですが、「積極的に習熟度別授業を導入し、生徒の理解や習熟の程度に応じた授業を展開」するとしています。

このことは文部省が、今回の学習指導要領改訂で「習熟度別学級編成」を認知し、「能力主義」をさらに徹底させようとしているものです。

私たちは、単に相対的な成績による選別に依拠したり、学習目標や内容に格差を設け学力差を固定・拡大したり、教えやすさを先行させたりする「習熟度別授業」では、子どもの学習意欲を育成し、学力を保障することはできないと考えます。もちろん私たちが各学校でとりくんでいる「到達度別授業」とは全く異なるものです。

入学してくる子どもの学力の格差が拡大している実態の中ですべての子どもの学力を一定の水準にまで到達させるためには、小人数講座の実現をはじめとした教育諸条件の整備がきわめて重要なはずです。しかし、「中間答申」には、そのことがひとことも触れられていません。

「各校の選択による学力の充実」については、マスコミ等でも「合同補習」という表現がなされていましたが、「中間答申」では、学力の問題、生活指導の問題に関して小学校・中学校・高校の連携は、何も述べられてはいません。

「中間答申」のままですと生徒・地域に根ざした小・中・高の連携がとれなくなることを検討委員会もわかっているからでしょうか。

今日、小・中・高の連携なしに本当の生徒の抱えている学力の問題が解決するのでしょうか。

このように「中間答申」でいう「特色ある学校」は、何ら「教育の特色」ではなく、生徒を歪んだ型にはめこむためのものにすぎないことは明らかです。

教育における道徳的実践力の育成や、特別活動において集団を通じて協力し、より良い生活を築こうとする、自主的・実践的態度をどう育てるかも必要なことである。

せ、豊かな個性を発達させるためにも、創意工夫をこらした選択制を保障しとりくんできました。

2 科学的・系統的に精選されたものであり、すべての生徒に共通して国民としての基礎的教養を身につけさせること

③ 父母・国民の期待にこたえ、学力保障や非行の克服などの教育課題にこたえていく内容であること

の三点を重視して、今日までとりくみをすすめてきています。

ところが「中間答申」にあるように「各教科・科目の履習単位数等の弾力化」「学校裁量時間の設定」「進級・卒業に要する修得単位数の弾力化」ということで、現行の京都府立高等学校教育課程編成要領を全面改悪するなら、戦後、京都の高校教育が一貫して追求してきた、すべての生徒に共通して国民としての基礎的教養を身につけさせるということが非常に困難になってきます。「統一的高校教育観、民主的高校教育の解体につながるものです。すでに他府県の数多くの高校では各学校ごとに教育内容が異なるだけでなく、同じ高校の普通科の生徒の間でも異なっているのが当然となっています。同じ敷地にいくつかの能力別学校が建っているという状況なのです。この「中間答申」の根底にある考え方も「受験学力の高いものはより高くより手厚く、そうでないものはそれなりに斬り捨てる」というものです。このことが他府県においてさえもどれほど子どもたちや中学校教育・小学校教育に大きな影を落としているか、はかりしれません。

私たちは生徒たちが共通して未来の主権者たる国民としての基礎的教養を身につけさせるなかで、そのことを基盤にして、自己の進路、生き方、職能力の分化等とかかわって、豊かに個性を発達させるためにも、創意工夫をこらした選択制を保障しとりくんできました。しかし「中間答申」でいう「教育課程の基準の弾力化」でめざすものは、そのことと大きくかけ離れ、生徒の豊かな個性の発達を妨げるものにほかなりません。

私たちは生徒の豊かな個性の発達を妨げる最大の要因は、学校間・課程間・学科間・男女間の基本的教育内容を分断する「各教科・科目の履習単位数等の弾力化」「進級、卒業に要する修得単位数の弾力化」を許すわけにはいきません。そしてまた方向性、原則性のない「学校裁量時間」の「甚だ効果的（合理的）な適用」も生徒にとって履習問題をもたらし、充実した「時間」となるはずはありません。

(2) コースにあわせて、生徒を歪める「特色ある学校の創造」

① 歪んだコースの設定

「中間答申」が大きく打ち出したもののひとつがこの項にある「普通科の教育課程における類型の設定」です。

類型としては次のように

(ア) 全体的に均衡のとれた標準的な教育課程を持ついくつかの類型

(イ) 各教科・科目の学習内容を拡充し、高度化し、特に生徒の学力の伸長を図る教育課程の類型

(ウ) 生徒の適性、興味・関心に応じて、特定の教科・科目の履修に重点を置き、特に生徒の個性の伸長を図る教育課程の類型

をあげています。

(ア)が「均衡のとれた」教育課程というのですから「学力の伸長」と「個性の伸長」の教育課程が「均衡」のとれていない歪んだ教育課程の類型だということを答申、自ら述べているということになります。

ここにみられるのは「学力」と「個性」を人間形成にとって別個のものとしてとらえ、能力主義教育の強化・拡大の方向で選別の教育を強行しようという考えです。とくに「教育課程の基準の弾力化」の項で「生徒の能力、適性、進路等を十分考慮して、適切な教育課程が編成されなければならない」としながら、「個性の伸長を図る教育課程の類型」では、「生徒の適性、興味・関心に応じて」とされています。このように「能力」進路」を十分に考慮しない、歪んだ教育課程の類型がいったい何を意味するのでしょうか。それは、基礎学力の充分身についていない生徒を封じ込めるためのコースづくりです。そして「学力の伸長を図る教育課程の類型」は歪んだ受験コースであることは明らかです。

② 生徒の自主性、自治能力を育てない「特別活動」「部活動」

「特別活動の充実」では「地域と密着したボランティア活動や勤労体験学習」の導入が「生徒の自主性や創造性を高めるため」にという理由で指摘されています。しかしこの背景にあるものは何でしょうか。

総理府の出した「青少年と社会参加」にはこう書かれています。

> とくに重要なのは、授業時間数の削減によって生じた「ゆとり」を、社会連帯性を自覚させ、徹底した実践力を身につけさせる教育にどう活用するかが、勤労にかかわる体験的な学習の必要性について、これを校内外の勤労、生産的行事やクラブ活動にどう結びつけるか、さらに、道徳教育における道徳的実践力の育成や、特別活動において集団を通じて協力し、より良い生活を築こうとする、自主的・実践的態度をどう育てるかも必要なことである。

このことは政府や財界が、学校教育においては、新学習指導要領にそい、勤労体験学習などによる道徳的実践力を強化していく方向をめざし、学校の外においては生徒たちがもっている社会的自立への要求、自発性を利用し、スポーツや文化、ボランティア活動を通じ「連帯感」を育て、青少年を地域ぐるみで組織・管理しようとしていることです。

私たちはこのことからも、この「中間答申」が、純粋な教育制度の問題としてだけ、出されてきているのではないことを視抜く必要があります。

(ア)「部活動の充実」、ここでは昭和六十三年国体開催とかかわって競技なまでに答申しています。

「特色ある学校づくり」をおしすすめるために、特定の部活動の重点的な育成等も考慮し、適切な指導者の配置と施設・設備の充実を図ることが必要である」とまで言いきっていますが、生徒の自発的な興味や関心に基づいて学年、HRを超えた集団の中でさまざまな学習と交流を深めていくというクラブ活動の本来の意義・目的からすれば、まさしく「特定の部活動」のための歪んだ活動、指導になっていくほかはないでしょう。

そしてこのことが教職員の人事異動や施設・設備の改善等にも歪んだ影響を与えることは目に見えています。

「特別活動の充実」「部活動の充実」の項を通じて言えることは、生徒の自発性と自治に基づく「活動」という観点が全く欠落しているということです。教育の荒廃が叫ばれる今ほど、生徒の自主性や自治能力をさまざまな自主活動を通じて生み育てることが必要なときはありません。

そのことを無視した「中間答申」は生徒を「管理・統制」の対象としてしか見ていないと言ってもよいでしょう。

③「特色ある学校・学科の新設等」については政府・文部省のいう「新しいタイプの高校」づくりをめざしています。

(3) 基礎学力の「学習負担の適正化」がはたして「学力充実の方策」といえるのか

この「学力充実の方策」の項でもそうですが、「中間答申」に一貫してみられる「学力観」は、学力を発達しないものとうえ、どの子の学力も発達させていくという立場ではありません。大学受験「学力」の高い子は「伸長」させ、小・中学校での基礎「学力」の欠落したものは、学習負担の「適正化」の名のもとに適当に放置しておくというものです。

次に「習熟度別授業」についてですが、「積極的に習熟度別授業を導入し、生徒の理解や習熟の程度に応じた授業を展開」するとしています。

このことは文部省が、今回の学習指導要領改訂で「習熟度別学級編成」を認知し、「能力主義」をさらに徹底させようとしているものです。

私たちは、単に相対的な成績による選別に依拠したり、学習目標や内容に格差を設け学力差を固定・拡大したり、教えやすさを先行させたりする「習熟度別授業」では、子どもの学習意欲を育成し、学力を保障することはできないと考えます。もちろん私たちが各学校でとりくんでいる「到達度別授業」とは全く異なるものです。

入学してくる子どもの学力の格差が拡大している実態の中ですべての子どもの学力を一定の水準にまで到達させるためには、小人数講座の実現をはじめとした教育諸条件の整備がきわめて重要なはずです。しかし、「中間答申」には、そのことがひとことも触れられていません。

「各校の選択による学力の充実」については、マスコミ等でも「合同補習」という表現がなされていましたが、「中間答申」では、学力の問題、生活指導の問題に関して小学校・中学校・高校の連携は、何も述べられてはいません。

「中間答申」のままですと生徒・地域に根ざした小・中・高の連携がとれなくなることを検討委員会もわかっているからでしょうか。

今日、小・中・高の連携なしに本当の生徒の抱えている学力の問題が解決するのでしょうか。

このように「中間答申」でいう「特色ある学校」は、何ら「教育の特色」ではなく、生徒を歪んだ型にはめこむためのものにすぎないことは明らかです。

3. 職業教育をゆがめる「中間答申」

「職業学科の内容の改善充実と設置校の規模、配置について」で

（資料(4)）

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル 教育会館内
TEL（751）1645

1983年
11月29日
第14号
(No. 329)

全組合員討議資料Ⅰ

府教委の教育内容への介入を許さず

生徒・父母・教職員の願いに応える教育課程の一層の発展を

一九八三・一一　府立高等学校教職員組合　教文部

1. 林田反動府政下における高校三原則つぶしの動向

一九七八年、林田知事は就任直後の記者会見で「せめて中学区制にしたい」と発言し、露骨に高校三原則つぶしを宣言しました。その後、公立高校の育友会代表との教育懇談会を開催し、その会議を通じ高校三原則への批判を集中させようと画策しました。しかし参加した多くの育友会役員から出た意見は、そのほとんどが、「小学区制を堅持すべきである」というものであり、林田知事のもくろみは失敗したのです。

その後、林田二期目を前に急激に反動化した府教委は、高校教育全般の検討をすすめるという名目で、「高等学校教育懇談会」を発足させました。この懇談会の委員の選定は、現場教職員を含んでいたものの大多数は偏向したものであったといえます。一九八三年一月、同懇談会の田畑座長は「座長まとめ」を発表しました。このまとめは「京都府高等学校教育制度改善の基本」を発表しました。その内容は高校三原則つぶしの姿勢を明らかにしたものです。「高等学校教育制度改善の基本」は新学習指導要領どうりの教育課程の基準を絶対化した「特色ある学校づくり」、職業教育の充実、小学区制つぶしをねらう「通学圏」の設定と新たな選抜方法（この三本柱から成り立っています。府教委はこの「改善の基本」を具体化させ、高校三原則つぶしをおしすすめるため、四月「高等学校教育制度検討委員会」の下に具体的実務をすすめる「専門委員会」を設置したのです。この「専門委員会」は全くの秘密の委員会であり、そのメンバーは公表されていませんでしたが、四月二十一日、「検討委員会」は高校三原則つぶしを目的とした「京都府における高等学校教育制度の改善について（中間答申）」を府教育委員会に答申しました。この答申を出すまでに開かれた検討委員会は、わずか二回であり、それも極めて短時間のもので、マスコミも「儀式化する検討委」と指摘したほどです。

「中間答申」にみられる基本的な考え方は、能力主義の貫徹、京都の歴史的高校教育を解体し、高校の差別的再編成をはかるものです。中間答申では、「学習指導要領の趣旨に即して」とうたい、「教育課程の基準の弾力化」を強く打ち出しています。「各教科・科目の履習単位数等の弾力化」「学校裁量時間の設定」「進級・卒業に関する修得単位数の弾力化」等がその内容です。また「特色ある学校の創造」のなかでとに「普通科の教育課程における類型の設定」を打ち出し、現行の普通科を並んだ受験コース、標準コース、低位コースのニコースに区分せよと指摘しています。もちろんこのコースの内、受験コースと低位コースには学校選択の名のもとに、小学区制崩しが仕組まれているのです。

このように中間答申のおしすすめるものは、現行の京都府の教育課程編成原則を全面改悪し、公教育としての高校教育を解体するものにほかなりません。

教育課程の改訂と京都のとりくみ

改定年次	背景	改定の内容・問題点	京都のとりくみ
31改訂	S-26 政令改正諮問委員会・総合制・学区制 S-26 産業教育振興法	①普通課程にコース制 ②各・職の課程間で普通教科の履習単位に差をつける	教育課程審議会の設置→京都プラン（30・12） ・コース制をとらない ・共通履習 ・特別活動の重視
38改訂	S-38 経済審議会答申「経済発展における人的能力開発の課題と対策」 ・勤務評定 ・高校生急増	①普通教科7科目にA・B差を設ける ②必修科目を増加して各・職別に固定化 ③履習の学年指定 ④検社の新設 ⑤法的拘束性	教育課程審議会の設置 教科研究会連絡協議会の設置→「中間答申」のみ 市教委，単独制強行 運動によるたたかい ・普通科にコース制を設けない ・科目のA・Bを統一的に自主編成 ・選択科目をできるだけ増加 ・課程・学科間の共通学習の努力 ・倫社の自主編成
48改訂	（45・京都府知事選 46・京都市長選） S-46 中教審答申	教育課程全体にわたる多様化 ・学科の多様化　理数科 職業科 ・教科・科目の多様化 教育課程全体にわたる反動思想 ・神話教育 ・愛国心教育・天皇	教育課程審議会の設置 （多様化反対） ・学科の多様化しない ・教科・科目の多様化しない ・共通履習の拡大 ・男女共修「家庭一般」の設置

は、すべての高校生が身につけるべき技術や職業に関する科目の設定におけるの課題や、専門科目における教育内容の科学的精選の重要性などは、ひとこともふれず、職業教育を各学科ごとの狭いものとしてしかとらえていません。

(1)「専門的職業教育の在り方」について

ここでは生徒の中学校からの進路選択にかかわって、各職業学科が抱えているさまざまな矛盾と課題を無視した「改善」策を、次のように並べたてています。

(ｲ)「学科間の枠を超えた教科・科目を導入」（例えば商業科・工業科でのコンピューターに関連するものか？）

(ﾛ)「実験・実習等の体験的学習を重視」（理論学習の放棄・基礎教育の切り下げ）

(ﾊ)「職業資格等の取得」（このことだけが目的化すれば大変なことに、また生徒の進路をどう結びつくのかも問題に）

(ﾆ)「地域産業との連携」（私たちの最も心配する産学共同が初めてうち出されました。生産のしくみを科学的に考えさせないで、企業の立場から肌で覚えさすということにもつながります）

(ﾎ)「教員の研修活動の推進」（地域の産業界や研究機関等での研修を推進」としています。生徒だけでなく教師も、また、産学共同の研修にのせるというものです）

(ﾍ)「施設・設備の整備・充実」（一現行の施設・設備についても、教育効果を高めるための効率的な活用を」とありますが、「中間答申」はこの「効率」のみを職業教育に求めているともいえます）

(2)「徹底した総合制崩しの「職業学科設置校の学科構成や規模・配置の適正化」

この項で明言していることは「小学科構成の単独制（商業）高校を設置」するということです。つまり市内の既設校から商業科を追い出すということです。

検討委員会は商業科・普通科の併置されている学校のままでは、大学受験のために「効率」が悪いとでもいうのでしょうか。もし施設・設備・実験・実習費などの拡充整備の問題だけなら、すぐに「単独商業高校へ」ということにつながらないはずです。

もし「小学科構成」の単独商業高校ができれば、「小学科」に関する実習はかりで、国語等の普通科目はもちろん、基礎的な商業科目ですらおろそかになってしまう危険性があります。

もう一つの大きな問題は、単独制商業高校を設置した後も、商業科目の履習を普通科生徒に今までどおり、保障できるのかということです。

次の表をみて下さい。

（普通科生徒の年度別職業科目履習状況より商業のみ引用）　調査対象　府立高校　全日制

	S54年	S55年	S56年	S57年
商業科目	2,107人	2,249人	3,022人	3,855人

この表を見ればわかるように、普通科生徒の商業科目の履習は年々増加してきているのがわかります。それに商業科目を選択科目として履修たくても履修できない学校も数多くありますから、もしそれらの学校でも専任の商業科の先生を配置し、講座を開講すれば、もっと数多くの生徒が履習するはずです。

しかし、単独制商業高校ができ、既設校から商業科がなくなれば、普通科の商業生徒への商業教育の保障はいったいどうなるのでしょう。

各学校に商業科の専任教師を配置し、商業の施設・設備を生かし選択講座を残すとでもいうのでしょうか。

「中間答申」は、そのことを完全に無視しています。「職業」「工業」「水産」「家政」については詳しく分析できませんでしたが、問題点と思われるものを列挙しておきます。

「職業に関する学科」では、単独の商業高校を中心にすえた「小学科の転換や整理・統合」がはかられることは明白です。「工業に関する学科」では「当面、本府南部地域の定員の適正化について考慮するこが望まれる」とされています。

このことは田辺高校（一本府南部」に工業に関する学科のあるのは田辺高校だけ）の工業科の定員と普通科の定員とを「適正化」するという意味ではありません。京都府下全域と比較し、工業科の収容率・定員を「適正化する」という意味でしょう。それは田辺高校の単独工業高校への逆戻りということです。

まさに総合制をつぶす教育の「逆コース」以外の何ものでもありません。

4. 大学区制への道「適正な通学圏の設定と入学者選抜方法の改善について」

(1) 大学進学のみに力点をおいた「通学圏・通学区の設定」

この項では、「今日、高等学校教育の在り方は、中学校・高等学校を国民教育機関としての体系として見なすとともに、更に高等教育とのつながりも考慮して検討されなければならない」と前置きして述べていますが、このことは、高校教育を単義務教育とみないで、大学受験のためのものとしてみるということです。ですから大学進学のみに力点をおいた「通学圏・通学区の設定にならざるをえないのです。そのため、現行における数校の高等学校通学区を基礎として編成した通学圏を設定することが必要である。

地域との関連を生かし、小・中学校との連携を図ることとあわせて、望ましい教育活動の展開に配慮するとき、京都市地域においては、四ないし五の通学圏が適切である。

(2) 徹底した総合制崩しの「職業学科設置校の学科構成や規模・配置の適正化」

この項で明言していることは「小学科構成の単独制（商業）高校を設置」するということです。つまり市内の既設校から商業科を追い出すということです。

検討委員会は商業科・普通科の併置されている学校のままでは、大学受験のために「効率」が悪いとでもいうのでしょうか。もし施設・設備・実験・実習費などの拡充整備の問題だけなら、すぐに「単独商業高校へ」ということにつながらないはずです。

もし「小学科構成」の単独商業高校ができれば、「小学科」に関する実習はかりで、国語等の普通科目はもちろん、基礎的な商業科目ですらおろそかになってしまう危険性があります。

もう一つの大きな問題は、単独制商業高校を設置した後も、商業科目の履習を普通科生徒に今までどおり、保障できるのかということです。

次の表をみて下さい。

（普通科生徒の年度別職業科目履習状況より商業のみ引用）　調査対象　府立高校　全日制

	S54年	S55年	S56年	S57年
商業科目	2,107人	2,249人	3,022人	3,855人

（高校三原則つぶしをねらう「通学圏」の設定と新たな選抜方法（の三本柱から成り立っています。府教委はこの「改善の基本」を具体化させ、高校三原則つぶしをおしすすめるため、四月「高等学校教育制度検討委員会」の下に具体的実務をすすめる「専門委員会」を設置したのです。この「専門委員会」は全くの秘密の委員会であり、そのメンバーは公表されていませんでしたが、四月二十一日、「検討委員会」は高校三原則つぶしを目的とした「京都府における高等学校教育制度の改善について（中間答申）」を府教育委員会に答申しました。この答申を出すまでに開かれた検討委員会は、わずか二回であり、それも極めて短時間のもので、マスコミも「儀式化する検討委」と指摘したほどです。

「中間答申」にみられる基本的な考え方は、能力主義の貫徹、京都の歴史的高校教育を解体し、高校の差別的再編成をはかるものです。中間答申では、「学習指導要領の趣旨に即して」とうたい、「教育課程の基準の弾力化」を強く打ち出しています。「各教科・科目の履習単位数等の弾力化」「学校裁量時間の設定」「進級・卒業に関する修得単位数の弾力化」等がその内容です。また「特色ある学校の創造」のなかでとに「普通科の教育課程における類型の設定」を打ち出し、現行の普通科を並んだ受験コース、標準コース、低位コースのニコースに区分せよと指摘しています。もちろんこのコースの内、受験コースと低位コースには学校選択の名のもとに、小学区制崩しが仕組まれているのです。

このように中間答申のおしすすめるものは、現行の京都府の教育課程編成原則を全面改悪し、公教育としての高校教育を解体するものにほかなりません。

（答申「京都府における高等学校の職業教育の改善について」より）

(2) 専門的な職業教育のあり方

従来の高等学校における専門的な職業教育が、ともすれば、せまい技術主義と即効的な実用主義に傾いたことを反省し、教育を受ける生徒の発達を中心にすえて考えるよう改めるべきである。

そして、手を動かし、身体を動かしつつ考え、認識し、創造していく過程を、人間形成の主要な柱とする職業教育を、考えることである。

このためには、この技術・技能の総合された教育を、生徒の全面的な発達の過程に位置づけて、教育内容を構成し、基礎的な原理を指導すべきである。（省略）

1、学科の改善について

京都府の高等学校における、職業教育の改善について、現行学科のもつひずみをできるだけ少なくするために、次のような改善が必要である。

(1) 職業学科について

学科の多様化を是正し、職業教育及び進路指導の改善をはかる。

① 学科を存置しながら、類似の学科を専門系列によってくくり「系」とする。

② 系と通学区域の編成は、現行通学区域を改めて、系による通学区域を編成する。

③ 系と入学者の募集及び選抜は、現行小学科別の入学者の募集及び選抜を改め、系によって行う。

入学後、生徒は小学科を選択し、その学科に属し、同学科を卒業する。（省略）

	57改訂における府教委の検討のすすめ方　（高等学校教育課程検討委員会）	今回の制度検討の府教委のすすめ方（高校教育制度検討委員会）
検討委員会の構成と性格	☆ 構　成 ① 公立高等学校長会推薦委員　3名 ② 公立高等学校各教頭会（全日制，定時制，通信制）推薦委員　4名 ③ 公立高等学校各教務主任会（市内全日制，市内定時制，通信制，郡部全日制，郡部定時制，通信制）推薦委員　5名 ④ 公立高等学校生活指導連絡協議会（全日制，定時制，通信制）推薦委員　2名 ⑤ 高等学校同和教育研究会連絡協議会推薦委員　1名 ⑥ 公立高等学校進路指導研究協議会推薦委員　1名 ⑦ 京都府教育研究所推薦委員　1名 ⑧ 前改訂高等学校教育課程審議委員会推薦委員　1名 ⑨ 一般教員代表　2名 ☆ 運営方針 検討に当たっての基本的姿勢は，次のとおりであった。 (ア) 京都の高等学校教育全体を民主的に前進させる立場にたつ。 (イ) 各学校や各研究会等の意見を積極的に聞きながら進めていく。 検討内容の中間的な報告や，それに対する意見聴取の機会を設ける。	☆ 構　成 ① 大学関係者　7名 ② 財界関係者　1名　専門委員は ③ 婦人会関係者　1名　全くの秘密 ④ 医療関係者　1名 ☆ 運営方針 …府民・教職員の声など無視 (ア) 京都の高等学校教育全体を破壊し，格差づくりの分断の立場にたつ。 (イ) 各学校や各研究会等の意見は一切聞かない。 (ウ) 公けの意見聴取の機会は一切設けず，秘密にすすめる。
検討の経過	☆ 検討委員会の開催状況 全体会議だけで33回200時間に及ぶ討論 ☆ 各学校，研究会からの意見集約 《第1次，(イ)教育機関等75，(ロ)教育関係団体5，(ハ)研究会等34，　第2次，(イ)65，(ロ)9，(ハ)21》 計209の意見を集約	☆ 検討委員会の開催状況 2回，数時間の会議 ☆ 各学校，研究会からの意見集約 ※「京都の現場の先生の声は聞いたのか」という記者の質問に前田会長はこう答えています。 「専門委のなかに校長がいるから…」

2. 京都における教育課程自主編成のとりくみ

(1) 歴史的経過

反動勢力は戦後民主教育を反動的に再編成するため高校教育制度，教育課程に一貫して攻撃を集中してきました。そのような攻撃に対し，京都では憲法・教基法の精神を対置して教育課程の自主編成をとりわけ重視してとりくみを上表のように進めてきました。

(2) 57改訂のとりくみと今回の府教委の妄動

五十七改訂では，反動勢力は全面的な反動攻勢の中で教育においても顕在した反動化を強行してきました。必修教科・科目さえ「弾力化」し，「習熟度別学級」を財政的に強要し，能力主義教育を貫徹しようとしています。また，その中で必然的に生じさせざるを得ない生徒・教職員・父母間の矛盾を「道徳的実践力」や「勤労体験学習」など国家主義の強化で塗り切ろうとしています。

京都では各職場・研究会など現場教職員の要求と運動を背景に京都府段階で「教育課程検討委員会」を設置させ，敢然と反動攻撃の保障のため闘ってきました。今，府教委が教職員を無視し，父母・府民不在のままおしすすめている臨室論議とは全く違う適当・検討のすすめ方でした。その比較をまとめてみました。

私たちはこのような五十七改訂のとりくみを通じて国民的教養と民主的人格形成を全ての生徒に保障する立場を明らかにし，

①必修教科・科目の削減を許さず，国語・社会で四単位ずつ，男女共修「家庭一般」二単位を新指導要領より増加すること。

②「習熟度別学級」に反対したこと。

③コース制に反対し選択幅を堅持したこと。

④「国家主義」の導入を許さないため「ゆとり」の適当に上二時間を，基礎的学力充実や青少年期の特性に応じた教育内容の創造・充実に向けて「特別選択」の設置。

などの方向を打ち出し，現場でのとりくみを進めてきました。

また基礎的学力を全ての生徒に保障することは最重要課題の一つとなっています。教育内容の精選，教育方法の改善を基本としつつも，青少年期の特性に応じた教育内容の創造が大切です。このような使命にもとづき「特別選択」を各学年二単位設置しました。例えばある高校では，「現代社会」「現代社会の歴史的考察」「数学Ⅰ，数学入門」「理科Ⅰ，光の性質とその応用」「英語Ⅱ，英語多読」などさまざまな教育内容の創造にとりくんできています。

今，府教委は五十七改訂にいたるまでの京都府でのこのようなとりくみの教師と現場を無視し，一方的に京都の高校教育を破壊しようとしているのです。

3. 自民党の反動的「高校教育改革」そのものの京都府の「中間答申」

私たちは九月二十日付「京都府高」で中間答申の批判的検討を行いました。そのなかで中間答申の基本が

自民党文教部の「高等学校制度および教育内容に関する改革案」（中間まとめ）や，文部省のすすめる研学習指導要領・一九七九年六月に設置府県教育長協議会が出した「高校教育開発研究プロジェクト・チーム研究報告書」の「多様な生徒に対応する教育と特色ある高校づくり」「新しいタイプの高等学校への志向」等の焼き直しにすぎないものであることは明らかです。「京都府高」9／30付

と述べましたが，ここで自民党文教部会の「高等学校制度および教育内容に関する改革案」（中間まとめ）（以下「中間まとめ」と略す）について若干述べておきます。なぜなら現在の京都府教委の反動的教育政策をはじめ，全国で押しすすめられてきている反動的教育政策・教育改革のもとは，この自民党の「中間まとめ」にあるといえるからです。（参考資料④参照）

一九七五年十二月，自民党文教部会初中教育チームは高校教育の「改革案」を発表しました。そのなかに一貫して流れるのは，基礎な能力主義による新たな多様化の推進と教育基本法に対するあからさまな敵視と国家主義の強調です。

「改革に当たっての基本理念」で自民党「中間まとめ」が述べているのは，

4. 当面する私たちの課題

(1) 今こそ教育に携わるものとしての自覚と責任を

一の項でもふれましたが，九月二十一日，高校教育制度検討委員会は「中間答申」を府教委に提出しました。中間答申は教育内容にかかわる項で「類型の設定」「各教科・科目の履習単位等の弾力化」「進級・卒業に要する修得単位数の弾力化」等，私たち教職員が生徒に直接責任をもたなければならない内容に乱暴に義務に介入してきています。

府教委はこの中間答申をうけ，十月十八日の府立学校長会で，次のように述べたそうです。

・検討委員会の最終答申は十二月から一月にうける。

(2) 教育課程編成の主体は

今回の中間答申や府教委の教育課程・「類型」のおしつけは，私たちが直接生徒に教育内容の責任を負えなくなるということから，明らかに学校教育の自主性を踏みにじるものです。

中間答申や府教委が京都の高校における「特色ある学校」や「類型」は差別・選別のための合理化にしかすぎず，「類型」にあわせて生徒を選別するための「特色ある学校」づくりにほかなりません。

私たちは府教委が高校学力の十分ついていない生徒を発選さすのではなく，封じ込めるための「類型」や振んだ受験専門の「類型」づくりを学校におしつけようとすること，教育課程の編成権が教育行政にあるのではなく，学校にあることの基本を大切にする必要があります。

なぜなら，各学校の教育課程は，教育基本法に示された教育理念と目的にもとづき，地域・学校の実態，生徒の実状もふまえ，教職員の自主的・創造的な研究実践をもとに，学校が主体的に編成するものだからです。

このことは文部省の高等学校学習指導要領でさえも次のように明記しています。

一　学校においては，法令及びこの節以下に示すところに従い，生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，地域や学校の実態，生徒や学科の特色及び生徒の能力・適性・進路等を十分考慮して，適切な教育課程を編成するものとする。

（高等学校学習指導要領　第一章　総則　第一款　教育課程編成の一般方針等）より

また五十七改訂作業に直接携わった文部省の関係官が執筆し出版した解説書においても

しばしば教育課程の自主編成論においては，教育が創造的な営みであり，日々成長する子どもを対象とするものであるから，児童生徒の実態を踏もよく把握できる教師が，これを編成すべきであるという。これは，自主編成論を持ち出すまでもなく，当たり前のことである。現行の教育課程行政も，国は教育課程の基準を決めるけれど，具体的な教育課程の編成は，各学校に委ねているのである。

（「高等学校新教育課程の解説」（文部省高等学校教育課程　要村幸彦編著）より

と学校が教育課程の編成主体であることを認めています。もちろんここで書かれているように，行政解釈のいうように国家基準を認めるかどうかは別問題としてのことです。

私たちは，戦前教育行政による教育

（4）宣伝行動を取組むと同時に，すべての分会で「父母通信」の発行をめざします。

（3）6月中にすべての高校単位での

(3) 6月中にすべての高校単位での[illegible]分会との協力で成功させます。
(4) 宣伝行動を重視し，特活として6月上旬に全戸ビラ配布にとりくむと同時に，すべての分会で「父母通信」の発行をめざします。

三訂高校生の集い準備討論集会

(3) 学校で強化するとりくみ

(1) 私たちはすべての生徒に基礎学力を保障し，生徒の発達を全面的に促すような魅力ある教育内容・方法を実現していきます。

(2) 私たちは次の教育課程検討委員会で，今後のカリキュラム編成にむけて具体的な提案をする際には
① 今日までの各学校での教育課程のとりくみ，HR，クラス，共通履習，習熟別講座などの日常実践の成果を大切にし，教師・教室を開放しあうなかで，
② 生徒の現状と実態を分析し，どのような生徒を育てるのか，そのための各教科・科目・特別教育活動のあり方，目標・内容・方法などを総合的に生徒主体の立場で，今まで以上に検討を深めます。また，私たちは教育課程の検討を深める際に

(1) は，
憲法と教育基本法にもとづき，基礎的な多様に教育を保障せず，画一的な詰め込み教育を生んでいる学習指導要領の押しつけ的な性格を改め，地域・学校の自主的な教育課程の編成をめざすこと。

(2) 教育の国家統制をめざすものであり，すべての生徒に共通に履習させるべき内容は，国民としての基礎的教養を身につけさせるべきこと。

(3) 父母・国民の要求にこたえて，学力保障や非行の克服などの教育課題にとりくんでいく内容であるべきこと。

の三つの視点を大切にしたいとおもいます。今日の状況下のもとで，私たちは府教委・「中間答申」＝学習塾路線の教育政策を明らかにし，批判を強めるとともに，国民教育としての高校教育のあり方，新しい高校教育の内容の展開をめざしていくためにも，学校での自主的な教育実践のとりくみを強めなければなりません。今こそ，職場からも生徒・父母・教職員の願いに応える教育課題の実践を私たちの手ですすめましょう。

（参考資料A）

高等学校制度および教育内容に関する改革案―中間まとめ

一九七五年一一月八日　自民党文教部会

第1章　改革に当たっての基本的考え方

第1節　変化の激しい時代を生きる青少年

今日，国際化，情報化，高齢化，科学技術の高度化，産業構造の変化，自由主義諸国における青少年の価値観の変化など，内外の環境の変化は，極めて急激であり，かつ，大きいものがある。人間一人一人の生き方についても，また，国家社会のあり方についても，その変化に対応できるだけの柔軟な心構えが必要とされる時代である。

このような時代に生きる青少年は，自己の個性を伸ばすとともに，社会の一員として，社会の変化に対応し，社会の発展に貢献できる人間に育てられなければならない。

第2節　教育改革の基本方向

1　教育改革の基本的視点

教育改革は，国民一人一人の教育に対する要求にこたえるとともに，国家社会の将来の発展に対応するものでなければならない。

2　教育改革の基本方向

(1) 教育の機会均等の理念を生かすとともに，個性と能力に応じた教育を行うこと。

(2) 人間形成の基礎である初等教育を充実すること。

(3) 青少年の健全育成のため，学校教育と家庭教育，社会教育との連携を強化すること。

(4) 教育内容については，時代の変化に対応するとともに，基礎的・基本的なものを重視すること。

(5) 教育の質的水準の維持向上を図るとともに，教育の多様化を進めること。

(6) 教育行政の地方分権を推進するとともに，教育の中立性を確保すること。

第3節　高等学校教育改革の基本的考え方

1　高等学校教育の現状

(1) 高等学校教育は，中学校教育の基礎の上に，青少年の能力・適性，進路等に応じて，広く一般教養を与えるとともに，専門的な学科に関する教育を施すことを目的としている。

(2) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(3) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(4) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(5) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(6) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(7) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(8) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(9) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(10) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(11) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(12) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(13) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(14) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(15) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(16) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(17) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(18) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(19) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

(20) 高等学校教育は，その目的を達成するため，大学進学者のための教育，職業人養成のための教育，一般教養のための教育など，多様な教育を行っている。

（資料(5)）

京都府高

府高情宣部
京都市左京区九太町
新道上ル　教育会館内
TEL（751）1645

1983年
12月19日
速報号

ついに〝小学区制つぶしの本質を露呈した〟

制度検討委員会の最終答申案

高校教育制度検討委員会は十二月十四日，最終答申案を突然示しました。この最終答申案の基本にみられるものは，能力主義の貫徹，公教育としての高校教育の解体，教育の差別的再編成をはかるという点では，中間答申と同じものであるといえます。しかし最終答申案の具体的内容のいくつかは府教委・制度検討委員会の反動的本質を父母・府民の前に露呈しました。その反動的本質を象徴的にあらわしたもののひとつが「入学者選抜の方法」です。

あとかたもなく小学区制を崩壊させる「入学者選抜の方法」

最終答申案は全国的にも例のない輪切りの入学選抜方法を次のように示しました。

京都市地域など総合選抜を行う地域にあっては，通学圏内のいずれの高等学校のどの類型へも出願できることを原則とし，通学圏ごとの総合選抜に基づき，それぞれの募集定員に見合う人数を合格者とした上で，入学校の決定方法については
▽生徒の希望▽地理的条件▽通学条件▽報告書と学力検査の成績―などを組み合わせ，高等学校間に大きな差が生じないよう留意し，工夫を図ることが必要であろう。

この入学選抜方法に今の府教委・検討委の本質が象徴にあらわれています。

当初，府教委は多くの父母・府民の目をごまかすため，「小学区制の利点は生かす」ということで，通学圏内の各高校の通学区は固定するなどとマスコミ等に流しました。しかし各高校の通学区の固定は，多くの公立高校の増設と教育条件の充実・向上がない限り，不可能なことは明らかです。公立高校の増設と教育条件の向上を極力さぼり，低下させる林田自民党府政・府教委にとって各高校の通学区の固定は最初から偽りの案だったのです。そのため中間答申ではそのことにはひとことともふれていません。

また府教委は中間答申発表の前後にも，マスコミ等に対し，地元の高校に地元の子どもが，今まで通りし割程度は入学できるコースを設定するかのように流していました。このことも小学区制の良さを認識している多くの父母・府民の批判を巧みにそらすための方便だったのです。

そして府教委・検討委は今回恥も外聞もかなぐり捨て，その反動的本性を府民の前に露骨にさらけ出したのです。

とりわけ京都市地域など総合選抜を行う地域では，通学圏内のすべての学校のどの類型へも出願できるとし，小学区制・地域制をあとかたもなく踏み砕いています。

このことから生じる中学校や中学生への直接的悪影響は測りしれないものになってきます。

例えば京都市地域など総合選抜を行うところでは一人の中学生が公立高校全日制普通科を受ける際，二〇通りの希望せめ選択がおしつけられるのです。

そして希望せめ選択が増えれば増えるほど差別・選別のための偏差値教育が高校受験を異常に支配することは他府県の状況からも明らかです。

学校間格差，類型格差，クラス格差の三重の格差を生む最終答申案

最終答申案ではコースにあわせて生徒を歪める方向をより具体的に次のように

第Ⅰ類
各教科・科目の履修について全体的に均衡のとれた標準的な教育課程の類型群。
これに該当する類型においては，生徒の適性や進路に応じて，文系，理系，一般系などを設けることが考えられる。
各学校は，その学校規模や生徒の実態に即して，それぞれの類型の設定数を工夫する必要がある。

第Ⅱ類
各教科・科目の学習内容を拡充，高度化し，特に生徒の学力の伸長を図る教育課程の類型群。
これに該当する類型としては，人文系，理数系，文理系のほかに外国語系などが考えられる。
各学校は，学校の特色となる類型を選び，学校規模に応じて一―二クラスを開くのが適当である。また，通学圏内においては，学校間で一定の調整を図り，類型の配置を考える必要がある。

第Ⅲ類
生徒の適性，興味，関心に応じて特定の教科・科目の履習に重点を置き，特に生徒の個性の伸長を図る教育課程の類型群。
これに該当する類型としては，体育系，芸術系，実務的な学習をとり入れた生活教養系などが考えられる。

としています。私たちが見抜かなければならないのは，これら「Ⅰ，Ⅱ，Ⅲの類型が単に「特進コース」「普通コース」「低位コース」というだけではなく，

また，類型の選択による固定化を避けるため，類型間の移動を可能にすることや，類型間で共通選択科目を設定することなど，教育課程編成上の配慮が必要である。

と最終答申案が述べていることです。

このことは一面では，「類型づくりは生徒の進路を狭小路にする」と言った私たちや父母の批判に対する府教委の一定の手直しのようにもみえますが，決してそうではありません。この「類型間の移動を可能にすること」の真の狙いは，すべての生徒への徹底した競争原理の導入にあるのです。

高校受験で上・中・下コースと府教委によって強制的に選別された子どもたちが，入学後も互いの足をひっぱりあい，他人を蹴落としてでも上がるという状況を三年間システム化するものにほかなりません。

なぜ今，府教委はこのように露骨な大改悪を

九月二十一日の中間答申発表以来，その内容のひどさが私たちのとりくみの前進の中で府民に明らかになるにつれ学校で，地域で，父母・府民の間で疑問，不安，批判の声が急激に高まってきています。

府教委は世論の批判が高まり，高校三原則つぶしの本質と実態が全府民的に広がることに危機感をつのらせ，ついに露骨な大改悪案を抜き打ち発表させ，強行突破をはかろうとしてきたのです。府教委は，私たちや父母・府民に追いつめられれば，追いつめられるほど，その反教育的本性を府民の前にさらけ出し始めたのです。

まさに居直りの強行突破作戦だといえます。

たたかいの高揚のなかで臨時大会（1／6）の成功を

府教委・検討委の高校三原則つぶしの本性は，最終答申案で父母・府民の前に明らかになりました。

私たちは最終答申案の反動性を一刻も早く，職場，PTA，地域，小・中学校に広め，本質を理解してもらい共同のとりくみを強化しなければなりません。

また，とりわけ府教委の「類型」のおしつけをはねかえし，教育課程の自主性を守るたたかいも早急に大きく前進させなければなりません。

今こそ，全組合員の総決起でたたかいを前進させ，臨時大会（1／6）の成功をかちとりましょう。

最終答申案にはその他，選抜方法の不明確さ（具体的に各学校・各類型の合格者をどう決めていくのか，推薦制のなしくずし的拡大，職業教育の改悪など数多くの問題点が含まれています。これらについては詳細な検討を行い，討議資料として後日配布します。

（資料(6)）

京都教育
発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町新道上る 教育会館内
電話（752）0011
発行人 通浅 晃
本紙の複製権は組合員に含まれています。
号外
1983年12月27日

全国にも類をみない複雑・多岐な「類型」づくりで子どもを選別し

「できる子」をゆがめ、「できない子」を見捨てる制度改悪構想 ―京都の教育史に重大な汚点―

高等学校教育制度検討委員会「最終答申」批判

全組合員討議資料

京都教職員組合執行委員会

「高等学校教育制度検討委員会」は"基準的"（旧称の十二月二十七日、「京都市における高等学校教育制度の改善について」の「最終答申」をまとめ、京都府教育委員会に手渡しました。これは、九月二十一日に出された「中間答申」を一層具体化したものであり、「総合化された『類型』や『系』の設定、総合選抜制度の『中学区制』の導入、職業教育の単独校化等、京都の教育史上に重大な構造変化を残す内容のものとなっています。

私たちは、この構想が実施されたなら京都の教育はかつて経験しなかった絶大な混乱と荒廃をもたらすことへの危機感を強め、"答申"のもつ問題点を広範に批判し、急いで父母・府民の中に真剣にていかねばなりません。今日までの高校三原則を守るたたかいに確信を深め、新しい段階でのたたかいに一層発展し、制度改悪を許さない運動をさらに強化していくことが求められています。そのためにも、"中間答申"批判の全組合員討議資料（九月三十日付京都教育特大号外）と合わせて、この討議資料にもとづく全組合員学習を進めることが重要です。

一、「最終答申」は「中間答申」をどのように具体化したものか。

「中間答申」以降に開かれた二回の「検討委員会」で、大きく分けて次の三点が具体化されました。①普通科における三つの「類型」の内容と規模を示したこと、②通学圏の設定にあたっての地域割り方を示したこと、③選抜「入試」方法についての方向を打ち出したこと、その他、「職業教育のあり方について」、「商業の総合制高校設置にともない普通制の商業科改編について」、「総合制高校設置にともない普通制の農業科改編について」、「総合制高校設置にともない普通制の工業科改編について」、「定時制・通信制教育のあり方について」、「学区制について」、「学校規模について」、「学校施設について」、「学校運営について」、「教育課程について」、「教育条件整備について」、「教育行政について」、「教育財政について」、「教育研究

資料

京都府における高等学校教育制度の改善について（答申）（案）

京都府教育委員会
教育長　川本　郎　編

昭和五年二月二十日
高等学校教育制度検討委員会

まえがき

高等学校教育の目的は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を行うことにある。

高等学校の教育においては、国民として共通に必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、生徒の個性や能力・適性に応じた教育を行うとともに、社会の変化に対応して、人間尊重の精神を基調とする豊かな人間の育成を目指して広く門戸を開くことが必要である。

昭和四五年度から第四次の学級編成の改善が実施され、一学級の生徒数が四五人から四〇人に減少し、教育条件の整備が進められてきた。また、昭和四八年度から第二次の教職員定数改善計画が実施され、教育条件の整備が一層進められようとしている。

一方、今日、高等学校教育をめぐる状況は、生徒の能力・適性、興味・関心等が多様化し、進学率が九〇パーセントを超えるなど、中学校教育の段階から高等学校教育の段階へと、教育の対象が変化してきている。

このような状況の変化に対応して、高等学校教育が、生徒一人一人の能力・適性、進路等に応じた教育を行うことができるよう、教育内容の改善を図ることが緊急の課題となっている。

このため、昭和五四年一月、京都府教育委員会に「高等学校教育制度検討委員会」を設置し、高等学校教育の在り方について検討を行ってきた。

今回、その検討の結果をまとめ、「京都府における高等学校教育制度の改善について（答申）」として、京都府教育委員会に提出した。

目次

一、特色ある学校づくりと能力・適性に応じた教育について
二、職業学科の内容の改善充実と設置校の規模・配置について
三、総合選択制の問題点について
四、単位制高等学校教育について
五、職業教育はどのように位置づけられるのか。
六、府教委はなぜ今になって高校三原則をつぶし、制度を変えようとするのか。
七、今日までの制度検討の問題点は何か。また今後の府教委の制度改善作業はどのようにすすめられるのか。
八、最終答申が学校教育現場にもたらされる影響が実施された場合、どんな悪
九、私たちは、今後、どのような運動、とりくみを展開していくのか。
あとがき

A校
B校
C校
D校
E校
?
?
?

（昭45.5.23付）　（1面5円）　（昭三菱銀座郵便32号）

（4）　立法行政を通じての高校単位での学区制度をとくに同時に，すべての分会で「父母通信」の発行をおこないます。

（3）　6月中にすべての高校単位での学区制度をとくに同時に，すべての分会で「父母通信」の発行をおこないます。

三　適正な通学圏の設定と入学者選抜方法の改善について

適正な通学圏の設定と入学者選抜方法の改善については、次のような点に留意して、各学区ごとに検討を進めること。

(1)　通学圏の設定

ア　通学圏の設定は、生徒の通学の便宜を考慮するとともに、地域の教育環境の整備、学校の配置状況、交通事情、地域住民の意向等を総合的に勘案して、適正な規模の学校が確保されるよう配慮すること。

イ　通学圏の設定に当たっては、学区内の全ての高校を対象とすることを原則とし、特定の高校を除外することのないようにすること。

ウ　通学圏の設定に当たっては、学区内の全ての中学校を対象とすることを原則とし、特定の中学校を除外することのないようにすること。

エ　通学圏の設定に当たっては、学区内の全ての地域を対象とすることを原則とし、特定の地域を除外することのないようにすること。

オ　通学圏の設定に当たっては、学区内の全ての生徒を対象とすることを原則とし、特定の生徒を除外することのないようにすること。

カ　通学圏の設定に当たっては、学区内の全ての保護者を対象とすることを原則とし、特定の保護者を除外することのないようにすること。

キ　通学圏の設定に当たっては、学区内の全ての教職員を対象とすることを原則とし、特定の教職員を除外することのないようにすること。

ク　通学圏の設定に当たっては、学区内の全ての関係者を対象とすることを原則とし、特定の関係者を除外することのないようにすること。

(2)　入学者選抜方法の改善

ア　入学者選抜方法の改善については、生徒の個性や能力を多面的に評価するとともに、学力検査の偏重を是正し、調査書、面接、作文、実技検査等を適切に組み合わせて総合的に判定すること。

イ　入学者選抜方法の改善については、各学校の特色ある教育活動を尊重するとともに、生徒の多様な能力・適性を評価できるよう配慮すること。

ウ　入学者選抜方法の改善については、中学校教育に与える影響を十分考慮し、中学校における教育活動が偏ることのないようにすること。

エ　入学者選抜方法の改善については、学区内の全ての高校において、同一の方法で実施することを原則とすること。

オ　入学者選抜方法の改善については、学区内の全ての中学校に対して、十分な説明を行うこと。

カ　入学者選抜方法の改善については、学区内の全ての保護者に対して、十分な説明を行うこと。

キ　入学者選抜方法の改善については、学区内の全ての教職員に対して、十分な説明を行うこと。

ク　入学者選抜方法の改善については、学区内の全ての関係者に対して、十分な説明を行うこと。

(3) 6月中にすべての高校単位で「父母通信」の発行をめざします。

(4) 五伝行動を直ちに、地域ごとに「署名センター」を設置し、署名用紙を配布にとりくむと同時に、すべての分会で「父母通信」の発行をめざします。

高校三原則つぶし

高校「多様化」制度 いじめと受験地獄で40人学級の教室へ

子どもたちのすこやかな成長を願いゆきとどいた教育をすすめましょう

中学浪人は高校を増やして

▼来田市教育委員会では、中学浪人をなくすために、高校を増やしてきました。

▼十七年度の来田市の高校進学率は、九十五・四％（全国平均九六・五％）

▼来田市教育委員会では、「来田の高校生の学力を高めるための方策」として、次のことを行なっています。

▼来田市教育委員会では、「来田の高校生の学力を高めるための方策」として、次のことを行なっています。

▼来田市教育委員会では、「来田の高校生の学力を高めるための方策」として、次のことを行なっています。

なぜおくれる「40人学級」の実現

―とりのこされる日本の子どもたち―

▼40人以下学級は世界の常識

▼40人以下学級は世界の常識

▼40人以下学級は世界の常識

40人学級とは

1学年に180人の子どもがいれば…

	1クラスの人数					学級数
40人学級	36人	36人	36人	36人	36人	5
45人学級	45人	45人	45人	45人		4

各国の1クラスの人数

国名	小学	中学
日本	40	40
イギリス	25	25～30
フランス	25～35	25～30
ドイツ	25	25～30
アメリカ	25～30	25
ソ連	40	35
イタリア	25	25～30
スウェーデン	20	25～30
デンマーク	20	25

日本教職員組合「教育白書」1985年版より

40人学級になればこんなにプラス！

○子どもたちと先生の、心のふれあい、時間を
○一人ひとりのすがたに、先生の目配りがとどきやすくなる
○学習の遅れやつまずきへのケアがきめこまやかにできる
○クラスの行事など、子どもたち同士のふれあいが増える

〝年々あがる〟教育費の父母負担

―もう限界です―

▼その上、私学の父母の大幅値上げ、ねんまつ

いっさいの暴力を許さない立場で

子どもたちを非行から守りましょう

▼なかも選択する自分、暴力、その根源は

▼学校・教師・家庭からの力の圧迫

▼学校・教師・家庭からの力の圧迫

▼学校・教師・家庭からの力の圧迫

〝お国のための教育〟の復活はもうごめんです

▼奥丹後での「校長処分」は前代未聞の異常な弾圧

▼教職員の研究集会に学校を使わせない？

▼〝お国のための教育〟の復活はもうごめんです

憲法・教育基本法にもとずく教育研究への妨害・介入

許されません

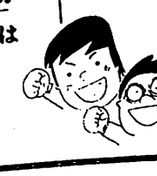

かがやけ輝く高校三原則を生かし非行をなくし京都の子どもに夢と希望を

11・27 教育府民大集会

とき 11月27日(日) 午後1時30分～

ところ 京都会館第一ホール 他府下一円にて開催

茶の間の高校三原則問答（Q&A）

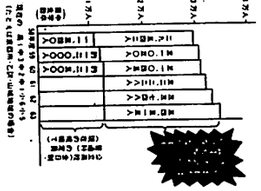

「学区」「ふたしかな合格」ってなに？

ヒッ！

高校三原則を生かし、高校教育条件の整備充実を

京都府立高等学校教職員組合

(3) 6月中にすべての高校単位での
(4) 実施行動を組織し、秋の臨時国会審議にむけ署名にとりくむと同時に、すべての分会で「父母通信」の発行をめざします。

(3) 6月中にすべての高校単位での[illegible]分会との協力で成功させます。

(4) 宣伝行動を重視し，対策として5月中旬に全戸ビラ配布にとりくむと同時に，すべての分会で「父母通信」の発行をめざします。

（資料(10)）

高校三原則・小学区制を生かして 子どもたちを非行から守りすこやかにのばすために 地域ぐるみの運動をすすめています

―まっすぐ伸ばそう 与謝の子どもたち―

請願署名運動にご理解とご協力を!!

大学区制や中学区制のもとで、再び学区を縮小して小学区制に近づけようと努力している府県が増えている中で、京都府教委は、この十二月にも「最終答申」をまとめ、昭和六十年度（現在中二）より実施しようとしています。

私たちは、次代をになう子どもたちの教育の問題であり、制度の変更だけを急ぐのでなく充分時間をかけて巾広く意見を出しあうことが重要と考えています。

そうした願いをもって私たちは下のような請願署名をとりくんでいます。是非この署名にご理解をいただきご協力していただきますよう訴えます。

一九八三年十一月　日

（紹介議員）

京都の教育の充実・発展をめざす
高校教育制度に関する請願書

請願人住所

請願人氏名

収扱い団体　高校三原則を生かし、宮津・与謝の民主教育をすすめる連絡会

議会議長殿

与謝の教育を考えあう
教育集会に是非ご参加を！

高校三原則を守る宮津・与謝教育大集会

とき　11月27日(日)
午後6時～9時

ところ　宮津会館ホール

第1部　野田浩子コンサート

第2部　あいさつ
講演
与謝各地の活動報告
集会アピール

主催　高校三原則を生かし、宮津与謝の民主教育をすすめる連絡会
高校三原則を生かし、加悦谷の教育を考える会

（高校三原則を生かし、宮津・与謝の民主教育をすすめる連絡会）

（資料(11)）

父母版

府高情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル 教育会館内
TEL(751)1645

1984年3月15日 第1号

京都府高

高校教育制度「改革」 来年度実施はいいけど おまけにこそ

公立高校（普通科）44校中 38校の職員会議で反対決議

京都府教育委員会の「高校教育制度検討委員会」が、昨年12月27日、高校の教育制度を大幅に変える「最終答申」を出して以来、「一体どう変わるの？」「親には説明がないのはどうして？」「うちの子どもはどうなるの？」など大きな不安がうずまき、「何もわからないまま60年度から強行実施するのは待って」との声が日ましに高まっています。

京都府教育委員会の「高校教育制度検討委員会」が、昨年12月27日、高校の教育制度を大幅に変える「最終答申」を出して以来、「一体どう変わるの？」「親には説明がないのはどうして？」「うちの子どもはどうなるの？」など大きな不安がうずまき、「何もわからないまま60年度から強行実施するのは待って」との声が日ましに高まっています。

「府教委の初志を貫徹する会」の教育集会などそれぞれの地域や学校の「教育と子どもの未来」を真剣に考える組織がおこなわれています。

特色ある学区作りが進められ、学区内の父母の意見を聞くことをしないのか」「府の教育長や局長が多く「これまでの父母の意見は何だったのか」「府の教育長や局長が多く「これまでの父母の意見は何だったのか」「府の教育長や局長が多く「これまでの父母の意見は何だった

大切にしたい〝人間〟育てる教育制度

出席－旭堂小南陵さん（講談師）
　　川上雅詮さん（山城高校教諭）

一杯飲むにも「出身校」が……

小南陵　この間ね、仕事で舞鶴の方へ行ったんです。そしたらあちらこちらの看板で「小学区制を守ろう」というのがありまして、ずいぶん運動も盛まっているようですね。

川上　ええ、ずいぶんと父母や府民のみなさんにも「高校三原則」の問題ご理解いただく様になりました。今、教育委員会は必死になって京都の教育制度を「改革」したいなんていってますけど、この制度、全国的には、ずいぶんとうらやましがられているんですよ。

小南陵　ほう、それはどんな所ですか

川上　一つは総合校間格差がないということなんです。よその県の様に「一流、二流、三流の学校というランク付けがない、いわばすべてが、二流だということなんです。よその県ですと、自分の出身校図かれますとね、何か自分の人間的な値打ちまで図かれるようで、イヤだというんですよ。

小南陵　一杯飲んでるでしょ。飲んでて出身地がいっしょやった時に何の話題が出るかゆうたら「お宿どこの高校やねん」ということ。飲んでても「学校というのが出てくるんですわあ。

　二十になっても四十になっても学歴で出身校を聞かれるというのは、ちょっと情けないですね。

世の中みんな「生きいそぎ」でんなあ

小南陵　なんでそうなるかいうたら、つまり世の中のせんぶ「生きいそぎ」をしすぎやと思うんです。もうちょっとゆったりと、生きることを教える必要があると思うんです。いま政府が考えてる教育制度改革にしても「ひび級制度」ですか、戦前のように「勉強できたら一年ランクとんで行ってええんやという、早よう世の中へ出え、早よう世の中へ出えということでしょう？　何をしまんねや、だから、自殺とかが小さい子にまで増えてまんねん。とっとことっとこ生きいそいでねえ、非行でもむかし大学生がやるような高校生がやって高校生がやるような中学生がやって、そないに非行でもなんでも、生きいそぐ風潮というのがある。生きいそぐから死にいそいで、早いうちから自殺してしまったりとかいう、もうちょっとゆとりがほしいですねえ。

川上　その通りだと思いますねえ。

小南陵　このごろ「大器晩成型」ということばがなくなりました。「小器早成型」というのですかねえ。これがあかんのですねえ。世の中、長い眼でみるへまたんたんという様に育てようものが、丸にこしまうんですよね

小南陵　体育やったら体育だけ褒めてしまうとその中でまた優劣が出てきよる

　この頃、ちびっ子のいじめを見ているとクラスの中で障害をもっている子やおとなしそうな子をいじめたり、何か他人を排斥する気持ちがなくなっている。他人をかきわけ、おれがすぐれていたらそれでいいんだということで、人間性のないまったくなっている、なさけないと思いますねえ

大切にしたい〝他人の為にがんばる〟ということ

小南陵　めんどうみのよい子というのがなくなりました。他人のめんどうみてたら、自分の方がおっつけへんので、自分だけ、なんですねえ。他人が眼中にないという競争社会の中で、他人のことはほっとけと、自分さえよければというこのあらわれのような気がしてね。

川上　大事なことですね。勉強とともに他人のために一んばれるという子どもすすんでトイレなどのそうじができる子ども、人のために一肌ぬげる子どもなんですよね。それとね、自分を押し上げることのできる子ども　ダうけそうになったり、不正に押しつぶされそうになったりした時に、「おいだらしないぞ」とか「勉強は苦手だけどおれだって…マラソンやったら誰にも負けない自信ある自分を持ってるやないか、ガンバレよ」って自分で自分をはげましたり励ましたりできるもう一人の自分を持ってる子どもですね。そういう子どもも勉強が苦手であっても決して途中で投げださないで勉強もスポーツも頑張れるんですよ。こんな輝くようなホレボレする子どもは、小学区制がくずされて学校間格差や、学校の中でも「できるクラス」「できないクラス」というように輪切りされてしまいますと生れてこないんですよね。話変わりますけれど小南陵さんはご自分のお子さんはどんな風に育って欲しいと……。

小南陵　ぼくは自分の子どもに純代と名前をつけたんですが、いつまでも純粋なんを持ってほしいというんでそうつけたんです。下の子は品場とつけまして、それをはげましながら持つ私、子育ての末から人事だと思うんですよ

お互いの長所認めあえる子に

小南陵　勉強というのは自分でするもんであって、まわりが助度とかでおしつけるもんではないはずなんですがねえ。いろいろな学力の子どもがあっても「あいつの長所はここなんだ」とか、「あいつは勉強あんけどスポーツすぐれてる者」とか、おたがいの良さを認め尊敬しあうような気持ちこそ中学・高校生のところで大切にしなあかんと思うんですがねえ。

川上　私もそのこと本当に大事だと思います。

世の中みんな「生きいそぎ」でんなあ

小南陵　なんでそうなるかいうたら、つまり世の中のせんぶ「生きいそぎ」をしすぎやと思うんです。もうちょっとゆったりと、生きることを教える必要があると思うんです。いま政府が考えてる教育制度改革にしても「ひび級制度」ですか、戦前のように「勉強できたら一年ランクとんで行ってええんやという、早よう世の中へ出え、早よう世の中へ出えということでしょう？　何をしまんねや、だから、自殺とかが小さい子にまで増えてまんねん。とっとことっとこ生きいそいでねえ、非行でもむかし大学生がやるような高校生がやって高校生がやるような中学生がやって、そないに非行でもなんでも、生きいそぐ風潮というのがある。生きいそぐから死にいそいで、早いうちから自殺してしまったりとかいう、もうちょっとゆとりがほしいですねえ。

川上　その通りだと思いますねえ。

小南陵　このごろ「大器晩成型」ということばがなくなりました。「小器早成型」というのですかねえ。これがあかんのですねえ。世の中、長い眼でみる

府教委の「最終答申」5

三原則見直しを前提とした、密室の論議。多くの父母や教職員はそんな「改革」はのぞんでいない。

公立高校普通科を細かくコース分けし、中学卒業時の点数で輪切りするのは弊害。

学校が予備校化し、受験勉がはんらん。おちこぼれ、切りすてられた子どもたちは非行へはしる心配が…。

どこまでも、子どもの力を信じて

「子育ては難しい」そんな言葉をよく耳にします。家庭で役にたつ子育てのポイントを考えてみました。

子育ての6つのポイント

❶ かわいいからこそ甘やかさない。悪いことは悪いときっぱり教え、ものごとの価値判断を示しましょう。

❶ はつらつとしたリズムのある生活で、からだづくりと、自分をコントロールできる力を育てましょう。

● 家族のふれあい、いたわりを大切にし、うるおいのあるわが家の文化をつくりましょう。

❷・仕事を与えることで家族のかけがえのない一員としての自覚と、"だんどり能力"を育てましょう。

● "ほめよりほめよ。の例えどおり、子どものいい面を発見し、評価することを通じて、欠点の克服に自主的に立ち向かわせましょう。

● 親は子のかがみ、親自身の生き方を誇りと自信をもって示しましょう。

子育てブックガイド

子育てに役に立つ本をいくつか紹介します（価格は変わっている場合もあります）

① きみは青春をみたか　三上満 著、労働旬報社、¥1,200
② 自立への挑戦　仲本正夫 著、労働旬報社、¥1,200
③ 非行に負けない子育て　三上満 著、新評論、¥1,200
④ 子どもと家庭　川合章 著、新日本新書、¥490
⑤ 愛ときびしさの子育て　深谷純作・須長茂夫共著、労働旬報社、¥980
⑥ 吉岡先生のテレビ寺小屋　吉岡たすく 著、サンケイ出版社、¥980
⑦ 君たちはどう生きるか　吉野源三郎 著、岩波文庫、¥450
⑧ 高校生への手紙　間脇一生 著、地歴社、¥1,200
⑨ 高校生の午後　今鉾純己 著、労働旬報社、¥1,200
⑩ 楽しい性を生きる　高橋美知子 著、学習の友社、¥800

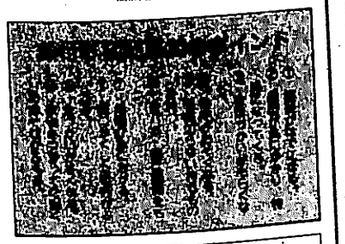

父母と家族の子育てパンフ
まっすぐ伸びる高校生
一部100円（郵送料別）
発行 京都府立高等学校生活指導連絡協議会
（お申込みは、府立高教組へ TEL 075－751－1645）

豊かな学力と生活づくりへの提案

● ゆとり高校増設を
● 高校不足の解消を
● 私学助成のひきあげを
● 授業料値上げを
● せめて一学級40人に

対談

世の中「生きいそぎ」でんなあ——。

旭堂小南陵さん

コンプレックスをもったりとかねえ…妙なところで優越感だとか劣等感だというのが出てきますなあ。

川上　宮山県の例ですけど、結婚する時も一流男子校と結婚するのは一流女子校という様に、一流・二流がついてまわり、何といいますか、型をするのもままならないなんていわれてるんですよ。

小南陵　イヤですねえー

いますねえ、ところが、今教育委員会がすすめようとしている「体育だけできるコース」「英語だけできるコース」というふりわけの学校をつくってしまうと、今おっしゃった、友達の輝く部分がみえてこないわけですよね。せっかく、設所をもっていても、ランク付けされた、学校でのコースですから、体は勉強できへんし、しかたなくここというのがぜんぜんでけへんでねえ、子どもは三つの時分から道徳教育やらせるとか、とにかく早いうちから算数から何から何までつめこんでしまうと、そうなって早いとこえ高校行ってええ大学行ってええとこに就職してというねえ、親があせっとるんか何か知りませんけど、とにかく生きいそぎなんでしょうなあ。

川上　確かに待つということができなくなりましたねえ、子供の成長をじっとあつい思いで見守るってことができないんですよ。今の政治がそうですから何か自分の子どもだけとり残されるような気がして、だからすぐ答を出したがるんですねえ。

たとえば子どもがこうんでも、子どもが自分の力でおき上がるのを待てないお母さんて意外に多いんじゃあないでしょうか、「何してるの、こんな所でころんで、早くしないと電車に乗りおくれるわよ」なんて言ってね。電車におくれてもいい、ころんだら自分の力でおき上がる、よごれたドロも自分で、どこにいてもよいから何かキラキラ輝く別になれというんで品屋とつけたんですが、今もってそう思っています。

大事な子どものこと「せいては事をしそんじる」

川上　うらやましいですねえ、私もそうなんですが、世の中の親御さんというのは、小南陵さんの様に、我が子は、すくすく育って欲しい、輝く人間に成長して欲しいと願ってるんですよね、ところが、いま京都の教育委員会が進めようとしているのは、こんな願いを足蹴にするようなやり方なんです。だからこそ、府下各地のほとんどの高校で、「こんなやり方はおかしい」とか「もっと教育の専門家である私たちの声をきいて欲しい」「お父さんやお母さんの考えも聞いて欲しい」という決議がどんどん上がってるわけですよね。

小南陵　何でそんなに反対の声がたくさんあるのに急ぐのでっしゃろ。

川上　それは今の制度ですと、高校入れんのは高校たくさん建てへん行政の責任ということになりますし、だいいち自分たちに都合のよい安い子供にでて役立つ安上がりの子どもはできません。そこをごまかすために、「選ぶ自由がない」とかいうてます。しかし大事なことは「入れる自由」なんですよね。そして、どんな教育がされるかってことなんです。

小南陵　豊かな人材を輩出することと、勉強がようできる子を輩出することとは全く別問題だと思うんです。甘公へ出た時に、はじめてわかることなんです。甘公へ出たら学歴なんて何にも通用しません。そこで仲間が出来るかいうたら、人間そのものですねゆたかな人間性であるかどうかと…そういうことだけなんですねー

川上　それだけに今度の問題、しっかりと考えてもらいたいと思いますねえ

私はなぜ府の教育委員会が、高校三原則を崩そうとしているか理由がわからないのです。総合制にしても私が思うに、職業科の生徒は（いわゆる私たちですが）商業科だから、っていう偏見も持たないで勉強できるし…。

それに、いろんなコースをつくって普通科を分割していくのは生徒の気持ちをゆがめる原因になるのではないでしょうか。校内暴力が少ないのは、みんなが同じように勉強できるということからではないでしょうか？

私だって、きっと自分がおちこぼれっていうラベルをはられたら、反発していただろうと思う。それが学校処分になっていたと思うの…。

「私だって、おちこぼれ・ってラベルはられたら反発していただろうと思う」

私たちはもう一年で卒業してしまうのですが、でも、このままずるずると行ってしまったら、きっと私たちは後悔するでしょう。なぜなら後輩たちに楽しく勉強してもらいたいもん。先生、私たちには先生のこと信じて、見ているだけしかないのでしょうか。

市内A高校の高校生が担任の先生にあてた手紙より

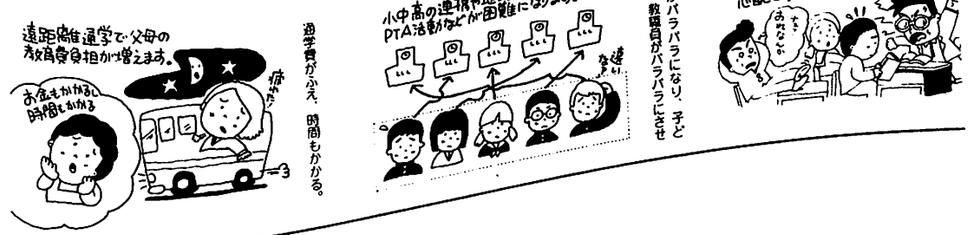

（3）6月中にすべての高校単位で、

（4）誠実行動を展開し、

と同時に、すべての分会で「父母通信」の発行をめざします。

分会との協力で成功させます。

（資料(12)）

一九八四年　月　日

京都の高校教育を充実・発展させる

ゆきとどいた教育を実現する要請署名

取扱い団体

住所	氏名	印

特令

京都府知事　林田悠紀夫　殿

京都府教育委員会　桝田強一郎　殿

(3) 6月中にすべての高校単位での　分会との協力で成功させます。
(4) 宣伝活動を重視し、特に父母に全戸ビラ配布にとりくむと同時に、すべての分会で「父母通信」の発行をめざします

非常事態宣言

今、京都の教育と子どもたちの未来が非常事態にあることを訴え、すべての父母・府民・教職員が固く連帯して、あらたな前進を切りひらくために総決起しよう。

勉強のわからない子どもが、その一方で何とかわかりたいと願っていることを私たちは知っています。非行に走っている子どもが、その一方で何とかまっとうに生きたいと願っていることも私たちは知っています。そして、教育という名のもとに、子どもたちが選別されたり、切りすてられたりすることに私たちは大きな憤りを覚えます。

今、かつてない程、子どもたちの発達の危機が叫ばれています。文部省でさえ、その弊害を認める学歴偏重、偏差値によるコース分けがこの京都に持ち込まれようとしています。この道は子どもたちの限りなく伸びる可能性を踏みにじり、未来を閉ざす道です。

憲法・教育基本法をその中心にすえてきた京都の教育も、林田府政二期目にあっては、民主教育の到達点をことごとく否定し、自主的な研修の機会を奪い、「学校管理運営規則」のもとに、「日の丸」「君が代」の押しつけをはじめとした教育内容の統制支配、主任制導入や人事支配によって、教育行政の急先鋒をいく姿を露呈しています。そして、その総仕上げともいうべき高校教育制度の全面的改悪が、高校三原則つぶしの政治的意図のもとに、反府民的なやり方でもって強行されようとしています。

今、教育現場の反発や父母・府民の「六十年度実施見送れ」の不安・反対の声が急速に高まる中で、これ以上広がることを恐れ「通達」や「命令」により極めてファッショ的な行政行為によりそのねらいを貫徹しようとしてきています。

この京都の教育の反動的再編の背景にある「教育臨調」の動きは、教育内容の統制を図る「教科書法案」や教職員の分断・支配を図る「教員免許法」の制定、改悪を入り口として、財界や首相の直轄下に具体化されようとしています。物言わずして統をとる国民づくりのために教育が利用され、教育基本法第一条にある教育の目的そのものが脅かされ、教育基本法第一条にある教育の目的そのものが脅かされ、教育基本法第一条にある教育の目的そのものが脅かされ

集会アピール（案）

子どもたちのすこやかな成長と京都の教育、日本の未来のために

「十五の春を泣かせるな」――この三策を新たにかみしめるときがきました。

今、京都の子どもと教育の未来をめぐって、高校教育制度の改悪強行に歯止めをかけ、憲法・教育基本法を柱とした教育をすすめるのか、それとも、改悪強行を許し、子どもたちを差別・選別の袋小路に追い込むのか、極めて重大な岐路にたたされています。

今、京都府教育委員会は、戦後、三十年余りにわたって定着してきた京都の教育制度の「改革」を無基ともいえる方法で強行しようとしています。

非行をなくし、すべての子に確かな学力と生き生きした生活を保障するために、PTA・教職員をはじめ、幅広い府民は府下各地で「最終答申」の学習会、教育懇談会を開催し、その数は一、二〇〇会場、二三、〇〇〇人にものぼりました。そして「最終答申」が、子どもたちを点数で輪切りにする以外の何ものでもないこと、にもかかわらず、六十年度実施を強行しようとしている府教委の硬直した姿が多くの府民の前に明らかにされました。

制度「改革」で一体、子どもたちはどうなるのか。――という府民の間に広がった不安は、京都の子どもにゆきとどいた教育を保障すべき立場を放棄した教育行政への不信へ、そして怒りの行動へと高まっています。府下のほとんどの高校では性急な実施に反対する職員会議決議があげられ、教育学者やPTA、研究会、各種団体などが府教委に要望書を提出するという、文字通り府民的規模のとりくみが広がってきています。あわせて、高校増設、私学助成増額、四十人学級実現、マンモス校解消などの切実な教育要求をふみにじり、教育費の父母負担増を強いる府教委・府政への不満がうずまいています。

二月一日に発足した「京都教育大運動各界連絡会」は、府民的な運動の広がりの中で、すでに六〇〇をこえる団体、四〇〇をこえる全国の教育学者や著名人の賛同を得て、府下ほとんどの地域に地域教育各界連をつくり、多様・多彩な住民運動をくりひろげ、圧倒的な府民の声を結集して、府教委を幾重にも包囲するというかつてない大運動として前進しています。

このような府民運動の広がりの中で、府教委は「最終答申」の尊重という方針からの後退を余儀なくされ、大きな窮地に追い込まれています。

「それでも府教委は六十年度実施を強行するのか」

教育行政への不信と怒りが、三月段階でさらに大きくなり、府下各地で市内行政区での地域集会（四一会場―九、〇〇〇人）、そして本日の教育府民大集会に結集されました。

戦後教育の見直しをうたう教育臨調、その先取りに京都の子どもと教育の未来がおびやかされる一方で、核戦争の危機にさらされ、国民のくらしと健康がおびやかされている今日、子どもと教育・平和と民主主義を守るためにも、私たちの輪をさらに大きくしていきましょう。

一九八四年三月二十五日

三・二五教育府民大集会

京都教育大運動各界連絡会のあゆみ

▼結成に至るまで

1982・11・13　教育府民集会（於・円山公園）

府労組連結会（京都子どもを守る会、新日本婦人の会京都府本部、京都私学教職員組合連合、京都地区国立大学教職員組合連合、京都統一労組懇、京都教育センター、京都教職員組合の八団体主催）

12・12　「11・13集会」と新八団体で「教育大運動連絡会議」結成

1983・1・19　府下一斉「教育とくらしの要求を語る集い」

4・26　「京都の教育と子育てを語る各界懇談会」

9・22　「秋の教育運動交流集会」

11月　「子どもの教育を守るキャンペーン月間」

11・6　私学デー集会

11・20　子どもを守る京都フォーラム83

11・27　教育府民集会

1984・1・12　「最終答申」批判「京都の教育はどうなる」学習会

1月中　各界連結会議結成のよびかけ（八団体による）

暮同主旨「高校教育制度改悪強行反対、公立高校増設、私学助成増額、40人学級実現、マンモス校解消」

▼結成、その後

2・1　「京都教育大運動各界連結会」結成総会（二七一団体、二一〇個人の賛同で発足）

2・23　「京都教育大運動各界連結会」第2回総会

「教育各界連事務所」開設

3・15　「京都教育大運動各界連結会」第3回総会（府民へのアピール採択）

2月―3月　府下地域各界連結成

3・17前後　府下一斉地域決起集会（四一会場、九、〇〇〇人参加）

暮同（3／20時点）二六八団体、一八〇個人、他に全国教育学者、六〇〇人

3・25　「教育制度改悪ゆるすまい！　教育府民大集会」

▼運動の到達点

・学習会（二一二〇〇会場、一一、〇〇〇人参加）

・府教委要請行動（九回、約七五〇人、要請団体、二〇団体）

・全戸配布ビラ、ニュース八号

・署名（一カ月に約十万人二一万余筆筆頭他

▼全戸配布ビラ作成後あらたに賛同いただいた団体

京都市職員労働組合、京都市職員労働組合連合会、京都機械金属労働組合、京都物労働組合、同志社中学校教職員組合、京都金融共闘会議、京都第一赤十字病院職員労働組合

▼事務局体制

・事務局団体　よびかけ八団体のほかに、自治労京都府本部、京都府職員労働組合、京都府商工団体連合会、京都府高齢者生活協同組合

・事務局会議　（毎週六人を中心に日常活動推進）

・事務所　左京区丸太町物産ビル　教育会館別館2F　〒606　五―七五　九〇二〇

・事務局会議　毎週水曜日

▼3・25以降のとりくみ

3・26―府市教委・全教育支局への強い要請行動

3・30　第4回総会（二千後六時―　教文センター

4・25　大学習決起集会（二千後六時―　教文センターホール

5月　「平和と教育を守る教育懇談会」二千人

6月末　「平和と教育を守る府民大集会」二千人

※ひき続き、賛同団体・個人の拡大と組織固め

（資料(15)）

向島地域に総合制高校（普通科の併設校）を設置するための請願書

請願の趣旨

今日の社会の要請から高等学校進学希望者は、年々増加しており今や高校教育は義務教育に準ずるものとなっております。しかし高校の数が足りないため進学したくてもいけないことがおこっています。

向島地域は、ここ数年来ニュータウン住宅を中心とした住宅地として発展しそれにともない人口が急増し、児童、生徒数は市内で最も多い地域の一つとなり、高校進学希望者も増加しています。現在、向島地域には高等学校がなく通学の危険、経済等の困難をおして地域外の高校に通学しております。地域の学校において地域に根ざした特色ある高校教育を進めることこそ時代の要請でもあります。

中学校卒業生増加のため、京都府の計画によれば昭和六十年度市南部に高等学校の開校を予定しております。その高校は、向島地域に商業科単独ではなく、普通科、商業科を併設する総合制の高等学校として新設して頂きたくここに請願します。

請願事項

一、向島地域に地元の子供がかよえる高等学校を新設されること

一、普通科、商業科併設の総合制高校とすること

一九八四年　月　日

（資料(16)）

向島に普通科のある高校を作る会

請願書

請願団体　向島に新しい高校を小学校の友だちと一緒に行かせる会

請願人代表

住所

請願主旨

子どもたちの高校進学率は、今や九〇％を超えています。もう小学校から中学、高校まで同じ友だちと一緒に行けるのが当たり前の時代になりました。ところが、向島地区には高校がありません。このため、毎年、多くの子どもたちが遠くの高校へ通学しています。

私たち向島の子どもたちは、交通のとても不便な所に通っています。雨の日や雪の日など、とても大変です。また、通学のための費用にも、小学校生活にはない負担がかかります。

請願事項

(一)向島地区に高校を小学校と同じ地区に一つずつ作ってください。

(二)小学校区制を生かして子どもたちを身近なものにするために

①中学校の先生方と高校の先生方が交流できるようにしてください。

②向島地区に普通科を設置することについて検討してください。

③向島地区の現状について、親たちの声を聞き、重視してください。

対談会議長殿

氏名	住所	印

（資料(15)）

向島地域に総合制高校（普通科の併設校）を設置するための請願書

請願の趣旨

今日の社会の要請から高等学校進学希望者は、年々増加しており今や高校教育は義務教育に準ずるものとなっております。しかし高校の数が足りないため進学したくてもいけないことがおこっています。

向島地域は、ここ数年来ニュータウン住宅を中心とした住宅地として発展しそれにともない人口が急増し、児童、生徒数は市内で最も多い地域の一つとなり、高校進学希望者も増加しています。現在、向島地域には高等学校がなく通学の危険、経済等の困難をおして地域外の高校に通学しております。地域の学校において地域に根ざした特色ある高校教育を進めることこそ時代の要請でもあります。

中学校卒業生増加のため、京都府の計画によれば昭和六十年度市南部に高等学校の開校を予定しております。その高校は、向島地域に商業科単独ではなく、普通科、商業科を併設する総合制の高等学校として新設して頂きたくここに請願します。

請願事項

一、向島地域に地元の子供がかよえる高等学校を新設されること

一、普通科、商業科併設の総合制高校とすること

一九八四年　月　日

向島に普通科のある高校を作る会

京都府知事　林田悠紀夫　殿

京都府教育委員会　大根弥一郎　殿

氏名	住所	印

（資料(17)）

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1983年
9月24日
第10号
No. 325

小学区制生かして
地域共闘をすすめる洛水分会

洛水高校分会では、七月初めに「学校の近くにモーテルが建設される」という情報を得て以来、地域の小・中学校分会や父母と連携して「横大路モーテルに反対する会」を結成、教育環境を守るために地域ぐるみの運動を展開しています。

モーテル建設は、服部鉄筋という会社が計画しているもので、計画が明らかになって以来、職員会議で報告、地域懇談会での訴え、署名活動、市議会への請願など、小学区制の利点を生かし、小中高・地域父母が一体となった運動を展開、九月一四日には反対集会に百二十人が集まりました。以下、集会の様子を分会ニュースからひろってみました。

横大路を第二の雄琴にするな！

初めに、会の代表である、浄徳寺の渡辺浩氏のあいさつと経過説明がありました。「はじめは、こんな所に建ててもうかるんだろうかと思っていましたが、人目につかない堤防沿いというのは、モーテルに最適と聞いて、なるほどと思いました。…大阪・神戸・府南部と規制条例がつくられていき、京都市南部が、セックス産業にねらわれている。横大路を第二の雄琴にしないよう、がんばりましょう」と述べられました。

松尾氏（洛水P・T・A会長）トップに発言
和田氏（洛水分会分会長）

この反対闘争の先頭を切ってきた洛水高校のPTA　と分会が、まず最初に発言しました。

百二十名が参加した反対集会

和田分会長は、「学校長もこの場に来る意志があったが来られなくなった」と前置きした上、同日職員会議で学校長の報告した内容、内容です。

「服部鉄筋から本日電話があり、反対は校長個人のものかとか、条件付反対なのかと聞かれた。それに対して、私は、全教職員反対であるし、絶対反対であると答えた」という内容を伝えました。

小中高・父母の連携で
モーテル建設反対運動

下鳥羽・久御山からも激励

集会にはモーテル建設を阻止した経験を持ち、現在、規制条例制定のため奮闘している下鳥羽からの参加者もあり、代表して松永氏が発言、「住民パワーで、業者の様々なテクニックにだまされないようがんばりましょう」と激励されました。また、条例制定をした久御山町からも袖岡町議が見え、住民運動の大切さを強調されました。

つづいて、小学校の育友会、分会、母の会、日光ハイツ自治会のとりくみが報告されました。地元在住の梶本氏（近畿大学教授）は、「子供の教育のためには、大人がきっぱりとした態度をとることが必要」とうったえられました。

むこうがあきらめるまで私達は、あきらめない！

共産党市議坂口氏は、「法律で止められないから反対しないと言う人もいるが、法律的にもひっかかりがある」（水道がひけていないこと。仮に井戸を認めるとしても堤防付近でどんどん地下水をくみあげることについて建設省は安易に認可できないこと。消防用水の不備。）と説明し、建築できないように、建てても採算があわないように運動していこうと呼びかけられました。

民商の吉田氏から今後の提起がなされ、当面九月二十一日に市役所へ要請行動に行くことが確認されました。

賃金改善めざし
署名・要求ハガキ運動
＝事務職員部＝

府高事務職員部は、今、事務職員の賃金改善めざして新たに署名・要請ハガキにとりくんでいます。

軍拡・臨調路線のもとで国民生活は大きな危機にさらされていますが、とりわけ事務職員賃金は、政府の「教・職分断」政策のもと、大幅に抑制されてきました。これに対し、日教組は一九七九年大会以来、中期展望として「独自給料表をめざす運動方針」を提起してきました。しかし、この方針は、事務職員の職務のあり方ともかかわって、全国的に論議を呼んでいるところです。

府高事務職員部は、この問題も含め、事務職員の賃金改善をどうすすめていくかを討議するために27ページに及ぶ討議資料を作成し、専門部内での論議を深めるとともに、あわせて「署名」や人事委員会に対する「要請ハガキ」を作成、とりくみを強めています。

（資料(18)）

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1984年
2月10日
特集号
No. 334-19

教文特集号
[学習会用資料]

制度検討委員会最終答申・批判

10のポイント

京都府教育委員会

❶ 教職員・父母・府民の声と願いを集約してつくった最終答申

あたりまえのルールさえ守れない

この最終答申については、マスコミ等の報道によって、ご存知のことと思いますが、その内容は、私たちの願いとは大きくかけ離れたものとなっています。

「審議のなかでつくられた」とされる今回の答申は、どのような点で問題があるのでしょうか。

そもそも今回は、なぜ「審議会」が設置されたのでしょうか。

❷ 最終答申の生みの親は？

学校・コース・生徒に格差を！

自民党の反動的高校改革案

今から二年前、自民党は「高校教育改革の基本方向について」という政策文書を発表しました。

その内容は、ざっとつぎのようなものです。

（1）今日の高校教育の問題点として、「高校進学率九〇％をこえ、ほとんどの子どもが高校に入学するようになったが、生徒の能力・適性・意欲・関心・進路等が多様化しているにもかかわらず、画一的な教育が行われている」

（2）そこで、「高校教育の多様化と個性化を図る」ために、「学校間の格差を拡大する」

（3）そのために、「学区制を廃止する」

（4）「学校間の格差を拡大する」ために、「学校群制度を廃止する」

（5）「学校間の格差を拡大する」ために、「能力・適性等に応じた教育を行うため、コース制を導入する」

（6）「学校間の格差を拡大する」ために、「学校の特色づくりを進める」

（7）「学校間の格差を拡大する」ために、「学校の管理運営に関する規則の制定権を校長に与える」

（8）「学校間の格差を拡大する」ために、「教職員の人事異動について、校長の意見を尊重する」

（9）「学校間の格差を拡大する」ために、「教職員の勤務評定を改善する」

（10）「学校間の格差を拡大する」ために、「教職員の給与について、勤務評定を反映させる」

（11）「学校間の格差を拡大する」ために、「主任制を導入する」

（12）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の指導・助言・援助の機能を強化する」

（13）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の学校に対する監督権限を強化する」

（14）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の任命承認制を導入する」

（15）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（16）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（17）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（18）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（19）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（20）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（21）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（22）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（23）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（24）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（25）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（26）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（27）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（28）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（29）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（30）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（31）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（32）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（33）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（34）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（35）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（36）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（37）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（38）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（39）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（40）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（41）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（42）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（43）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（44）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（45）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（46）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（47）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（48）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（49）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（50）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（51）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（52）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（53）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（54）「学校間の格差を拡大する」ために、「教育委員会の教育長の罷免権を強化する」

（資料(19)）

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル 教育会館内
TEL（751）1645

1984年
3月9日
特集号
No. 334-20

教文特集号

【学習会用資料】

京都府立高等学校教職員組合教文部

密室でつくられた教育課程編成基準に対し、徹底した批判的検討と質問を

府教委は二月二十七日の臨時教育委員会で、昭和六十年度教育課程編成基準を通過させて強行しました。しかし、この基準は、府教委が「教育課程編成基準」（以後「2・27編成基準」という）を全てのまず第一に、現場の教職員の意見を聞くことをせず、密室でつくられたものであり、内容的にも、現場の教育実態を全く無視したものであります。

昨年度、府教委が突然、教育課程検討委員会（以後「検討委員会」という）を設置し、検討委員会の審議を経ずに、府教委の一方的な考えで、「2・27通知」（「昭和六十年度教育課程編成について」）（以後「2・27通知」という）を出したことは、府教委と現場との信頼関係を大きく損なうものであり、断じて許すことはできません。

「2・27通知」は、「学校教育法施行規則の一部改正に伴う教育課程編成の基本的事項について」（以後「2・27基準改正」という）を全面的に具体化したものであり、「2・27基準改正」は、「学習指導要領の改訂に準じて行うこと」としています。

学習指導要領は、文部省が、学校教育法施行規則に基づいて、全国の小・中・高・盲・聾・養護学校の教育課程の基準として、教育内容の大綱的なことを定めたものであります。

「2・27通知」は、学習指導要領の改訂に準じて行うことを定めた「2・27基準改正」を受けて、学習指導要領の内容を、教育課程編成の基本的事項として、具体的に

職員会議と民主的学校運営をたたかい

川本教育長は三月二十七日の府教公闘対策委の席上で、「職員会議は校長の意思決定を補助する機関である」と述べ、「職員会議は校長の最高方針を明確にするためのもの。学校の意思決定権限はなく、校長がリーダーシップを発揮しやすくさせるためのもの。学校の意思決定は職員会議に基づいてなされないという誤った解釈や運営は厳に慎まれたい」と強調しました。このことは、府教委が、これまで府下の公立学校であらゆる機会をとらえて、職員会議は校長の補助機関であるとの一面的な解釈を押しつけてきた事実を自ら認めたものです。

なお大切な職員会議

学校教育は、子ども一人一人の成長発達に責任を持ち、保護する教育の場ですすめるためには、校長を中心とした自主的な教育機関である職員会議で十分に話し合い、その扶助がなされるべきだという教育基本法にもとづいた解釈をしている。

職員会議は学校教育の主体

教職員は、教育の専門家集団であり、教育内容についても、教育方法についても、専門的力量をもっています。職員会議こそ、教育の主体であり、学校の内部組織の中心であることは、法律上明確にされています。

職員会議の法的性格は

高等学校以下の学校の職員会議に関しては、現在法上明確な根拠規定がないということで、管理職の方からは職員会議を補助機関とする見解をとっているものもあるようです。確かに大学の教授会のように学校教育法で、大学には職員組織を置くことを義務づけるため、教授会を職務上必要な機関として置かなければならない」（第五九条）と規定し、明記されているわけではありません。

しかし、職員会議は、学校の内部運営においては、

① 判例
昭和四四年四月の最高裁判決のすべてが職員会議は教育の職務に属するものであるとしているように、職員会議は教育の重要な役割を果たしているのであり、実際上設置されているという事実関係からも、職員会議が学校運営上必要な機関であることは明らかである。たとえば、「教員がこの職員会議に出席しなくては、自己の職務の遂行上支障を生ずる」（東京地裁・昭和四年）「教職員が職員会議に参加することによって、校務を処理するうえで、校長の意思を反映させ、かつ校長の教育方針の向上をはかりながら学校全体として教育が一貫して行われる作用を有するものであるということができるから、それへの参加は『児童（生徒）の教育』のために欠くべからざるものである」（東京高裁・昭和四年）などの判例があります。

② 教育課程を審議した判例
職員会議の性格に関して学校教育課程をふまえ、かつ教育実務に即した判例をはじめて打ち出した判例は旭丘中学校事件（一九七二年）である。

この事件は、昭和四年の処分を受けた女子生徒が、その処分は教職員組織ぐるみで申請された職員会議による処分であるから、処分は無効であるとして争われた事件である。判決には無効であるとしたが、職員会議は校長の補助機関であり、過半数に満たない教員の出席のなかで開かれた職員会議による処分は無効であるとした。

職員会議つぶしは主客顛倒

もしも全教職員から構成される職員会議が校長の補助機関とされ、校長の意思決定に従属させられるとしたならば、学校の全体の意思としてまとめられなくなるとしたら、私たちは生徒一人ひとりに責任を持った教育ができるでしょうか。学校教育の場で、教職員が話し合いをしながら、生徒や父母に責任を負えなくなるような状況が生じるとするならば、明らかにこのことは、民主主義の破壊であるといわなければなりません。

職員会議の法的性格

高等学校以下の学校の職員会議に関しては、東京地裁・昭和四四年四月の最高裁判決を見ても、職員会議は、校長の補助機関であり、校長の職務執行について、意見を述べたり、相談にあずかったりするものであるとしています。

教育課程をめぐる判例

昭和四四年四月の最高裁判決のすべてが職員会議は教育の職務に属するものであるとしているように、職員会議は教育の重要な役割を果たしているのであり、実際上設置されているという事実関係からも、職員会議が学校運営上必要な機関であることは明らかである。たとえば、「教員がこの職員会議に出席しなくては、自己の職務の遂行上支障を生ずる」（東京地裁・昭和四年）「教職員が職員会議に参加することによって、校務を処理するうえで、校長の意思を反映させ、かつ校長の教育方針の向上をはかりながら学校全体として教育が一貫して行われる作用を有するものであるということができるから、それへの参加は『児童（生徒）の教育』のために欠くべからざるものである」（東京高裁・昭和四年）などの判例があります。

教育課程を審議した判例

職員会議の性格に関して学校教育課程をふまえ、かつ教育実務に即した判例をはじめて打ち出した判例は旭丘中学校事件（一九七二年）である。

この事件は、昭和四年の処分を受けた女子生徒が、その処分は教職員組織ぐるみで申請された職員会議による処分であるから、処分は無効であるとして争われた事件である。判決には無効であるとしたが、職員会議は校長の補助機関であり、過半数に満たない教員の出席のなかで開かれた職員会議による処分は無効であるとした。

また、国旗掲揚問題等に対する大阪地裁判決（一九七二年）では、国旗掲揚問題で、国旗を掲揚するという物理的な問題と異なり、教育的な問題については、校長が、教職員とよく話し合って、前提のうえで実施するようお願いし、校長の職務執行に対し協力するよう求めたものの、職員会議は「職員会議に関し、教職員の意思を統一し、校長の職務執行に対する反対を押し切って国旗の掲揚台設置にまでする」ことまでは認めていないとしました。

主催機関

主に愛国心問題の是非、国旗掲揚の方法によることの問題というよりすべて教育的な性格を有する問題であるとの立場（学校教育法五一条、二八条三項）にある校長が自らの判断と責任において処理するものであるかの法律上の解釈からすれば、職員会議は、校長の補助機関であるとの解釈をとっています。

京都では

京都では、全国にも珍しく「〇府立高校の教務等に関する規則（昭和四十八年十二月二十八日　京都府教育委員会教育長訓令甲第六号・改正　昭和五十二年四月三十日教育長訓令甲第二四号）府立学校」のなかに職員会議が次のように明記されています。

第六条　第二条に規定する事務のうち、学校運営上必要な場合には、職員会議を置くことができる。

2　職員会議は、校長が次に掲げる事務について、校長の職務の円滑な執行に資するため、校長の補助機関として、校長の行う決定に参画するものとする。

(1) 学則、分掌規程その他の規則の制定、改廃及び解釈に関する事務
(2) 学校の教育課程の編成に関する事務
(3) 学校行事の実施に関する事務
(4) 生徒の入学、転学、退学、休学、卒業、賞罰及び指導に関する事務
(5) 教育実習に関する事務
(6) 図書、教材、教具及び補助簿に関する事務
(7) 教育課程その他学校運営に関する調査研究に関する事務
(8) 公共団体の機関及び関係者との連絡に関する事務
(9) 予算の編成及び執行に関する事務
(10) 学校予算の執行に関する事務
(11) 寄付金品の受入れに関する事務
(12) 職員の出張及び休暇に関する事務
(13) 職員の研修に関する事務
(14) 職員の福利、厚生に関する事務
(15) 学校施設の維持及び管理に関する事務
(16) 学校環境の保全に関する事務
(17) 学校の広報に関する事務
(18) 学校の行事に関する事務
(19) 児童生徒の保健及び安全に関する事務
(20) 学校給食に関する事務
(21) 学校図書館に関する事務
(22) 学校の施設及び設備の開放に関する事務
(23) 学校の環境美化に関する事務
(24) 学校の防災に関する事務
(25) 学校の保安に関する事務
(26) 学校の庶務に関する事務
(27) その他校長が必要と認める事務

3　職員会議は、校長が主宰する。

4　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が招集する。

5　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

6　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

7　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

8　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

9　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

10　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

11　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

12　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

13　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

14　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

15　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

16　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

17　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

18　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

19　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

20　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

21　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

22　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

23　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、議事を整理する。

24　職員会議は、校長が必要と認めるときに、校長が指名する職員が、記録を作成する。

(3) 6月中にすべての高校単位での　　会との協力で成功させます。

(4) 宣伝行動を重ね、　　ながら、9月下旬に全戸ビラ配布にとりくむと同時に、すべての分会で「分会通信」の発行をめざします。

「類型別」に質問集中

（一人は 中西高校より）

福山市学校教育審議会が入試問題審議会

福山市教育委員会（会長・藤井恒男福山大学教授）が、入試問題改善の諮問をうけ、二十五日午後、福山市内の福山第一ホテルで開いた第五十九年度入試の問題点を審議する会議で、今春からの「類型入試」について、委員から質問が集中した。

福山市では、昭和五十九年度の入試から、普通科の生徒を、大学進学を目指す生徒と、就職を目指す生徒とに分けて、それぞれ別の試験問題を作成する「類型入試」を実施することにしている。

会議では、この「類型入試」について、委員から「類型別クラスの編成方法」「類型別クラスの教育内容」「類型別クラスの生徒の進路」などについて質問が集中した。

これに対して、中島教育長は「類型別クラスの編成は、生徒の能力・適性・興味・関心の実態を把握して行う必要があるが、その際、基本的には生徒が、できるだけ自由に選択科目を選択し、一人一人の希望に応じて自らの学習計画を編成できるようにするのが望ましいわけである。」（略）

教育課程の編成においては、生徒の能力・適性・興味・関心の実態を把握して行う必要があるが、その際、基本的には生徒が、できるだけ自由に選択科目を選択し、一人一人の希望に応じて自らの学習計画を編成できるようにするのが望ましいわけである。

（略）

はっきりした目的と計画を持たず、いたずらに自由に科目を履習することは自分につける学習に体系と組織を持たないことになるおそれがあり、それよりは自分に合った類型を用意し、その類型に選択しさえすれば、まとまった学習内容を自由別にを類型に選択できるという利点がある。

しかし、反面、類型は生徒の自由な選択を規制することに学習することができるという利点がある。

なる。学習指導要領の規定は「類型を設けて生徒に選択させなければならない」と言っているのであって、高等学校では類型を設けないことになるおそれがあり

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル 教育会館内
TEL(751) 1645

1983年
7月20日
号外

近総合 文化祭・産業祭 職員指導部長

参加強制いっさいしない

七月十九日、京都総合の教育委員会に於いて、共同の事務局参与をもちました。その結果については、以下の通りです。(確認した内容のみ)

近総合 文化祭・産業祭

◎ 参加については、いっさい強制しない。

強制ととられるような参加組織がおこらないよう、関係者への指導を徹底する

◎ 文化祭・産業祭にかかわる経費については、一部の職場から要求が出されてきている。関係の執行段階で学校と大分協議も重ね、可能な限り学校に迷惑をかけないよう努力する。

これまでもクラブの大会(試合)参加等の時に経費がかかっており、職場から申告してもらって援助してきている。

(以下、産業祭について)

◎ 展示するにあたって、展示用に特別作品を作るなどのことはいっさいすめていない。日常の教育活動で作成されたものを出品してもらえばよい。展示内容については、いっさい干渉していない。学校にまかせている。

◎ 当日の販売までの売上金は、すべて学校へ入れる。また、産業祭の一部を各教室(科)の初日販売に充当するなどといったことはしていない。予算額以上の形式として収入金額を決めているだけである。

ボランティア募集講座

◎ 社会教育課の事業であり、それへの協力を要請したものである。協力するか否かは、学校の判断による。

◎ 生徒への参加強制はしない

◎ 校長推せんをしたのは、事故がおこった際、学校安全会の適用をうけるためである。

府教連との交渉結果 (7/19)

58年度当初予算に計上された給与財源1%の取扱いについて追及したが、現時点での活用(例えば繰付け等)は極めて困難とし、57年度措置が期待については七三回答に終始しました。

そうした中で、福利・厚生に関する特別加算を、3,000円(7/5回答)⇒5,000円に引き上げることを回答しました。

第三回近畿高等学校総合文化祭および府立高等学校産業祭をめぐる諸問題について

一九八三年七月

京都府立高等学校教職員組合教文部

近畿高等学校総合文化祭

今年十一月十三日から十日までの六日間にわたり、京都府下で第三回近畿高等学校総合文化祭が開催されます。第一回は大阪で、第二回は兵庫で行なわれ、今年度は京都で開催されます。

この「文化祭」は、それぞれの主催地域の教育委員会、府県高等学校長会(以下「高校長会」と略す)と地元の高等学校教職員組合(以下「高教組」と略す)が実行委員会を組織して開催されます。

この「文化祭」は、それぞれの地域の高等学校生徒の文化活動の発表の場であり、交流の場であるとともに、高校生の文化活動の発展のために、教育委員会・高校長会・高教組が協力して開催するものです。

また、この「文化祭」は、全国高等学校総合文化祭(以下「全国総文」と略す)の予選会を兼ねており、各地域の代表が全国総文に参加することになります。

「全国総合文化祭」の背後にあるもの

政府・文部省の側からの「文化祭」の開催は、一九七九年の「日本型福祉社会」論の登場と軌を一にしています。

七七年の「日本型福祉社会」論は、「日本的経営」や「日本的雇用」などを美化し、「日本的なもの」を強調することによって、国民の目を政治の貧困から逸らせようとするものでした。

「日本的なもの」の強調は、教育の分野では、「日の丸・君が代」の強制や、「期待される人間像」の提示などとして現われました。

「全国総合文化祭」は、「日本的なもの」の強調の一環として、「日本的なもの」を「文化」の名のもとに強制しようとするものです

（資料(24)）

（九・一〇府高評議員会議案）

軍拡臨調路線をはねかえし、大幅賃上げを勝ちとり、生活を守るたたかい（案）

Ⅰ　公務員賃金をめぐる情勢

1、二年続きの公務員賃金抑制

全国の公務員労働者をはじめ、国民の注目する中で、八月六日に人事院は平均六・四七％、一五、二三〇円を四月に逆のぼって引き上げるよう、政府と国会に勧告しました。この引上げ額は、三万円以上の賃上げという私たちの要求からみても今日の生活実態からみてもきわめて低額です。にもかかわらず、政府は、財界や臨時行政改革推進審議会（以下、行革審とも略す）に意見を出させ、この低額勧告すら値切ろうと画策しています。二年続きで公務員賃金を抑え込もうという異常なまでの方針は、いったい何を狙ったものであり、また、どういう訳いが必要なのでしょうか。

2、人勧凍結路線の根源＝軍拡臨調路線

アメリカは自国の資本主義経済の危機を核軍拡・限定核戦争構想によって切り抜けるべく、全世界に策略をめぐらしています。これは、先のレーガン・中曽根会談の中にもはっきり表われています。六月の参院選でも、ガン・中曽根内閣は、軍事費を拡大するために、国民生活関連予算を徹底的に削減するという軍拡臨調路線を強引に押し進めようとしています。

こうした中曽根内閣の意をうけた第二臨時行政調査会は昨年度末に最終答申を政府に提出しました。その内容は、①軍備拡大・軍事国家体制づくり、経済協力費などの増額による大企業奉仕、②年金・医療をはじめとした福祉の切り捨て、教職員定数抑制をはじめとした教育条件の切下げ、農業・中小企業の保護切り捨て、③公務員賃金抑制・定員削減、現業部門の民営化など公務員への犠牲強要、④地方財政の圧迫と地方自治破壊、道州制志向、⑤国民の共有財産を解体し独占資本に提供するという国鉄・電々などの公社の分割民営化、⑥行政組織の反動的再編、などです。

しかも、この答申に基づいて具体的実施を監視し推進させるための土光経団連名誉会長を先頭にした財界主導の行革審を設置し、三年間で臨調行革を強引にやりきろうとしています。こともあろうに前総評議長・前日教組委員長の槇枝氏が、多くの労働者・労働組合の批判を無視して、事実上行革推進に手を貸す行革審委員に就任しました。槇枝氏がいかに強弁しようとも、人勧抑制を政府にせまった行革審の動きからしても、委員就任のもつ反労働者性を否定することはできません。

この軍拡臨調路線によって、昨年度の老人保健法をはじめ、五九年度予算の概算要求の段階で、本人が二割負担するといういまだかつてない医療保険制度改悪、私学助成金の一〇％削減、関接税の増税等、各省庁とも揃って国民いじめの政策を具体化しつつあります。

そして、政府・財界は、昨年の人事院勧告の凍結に引き続き、今年も人事院勧告が出される前日に、行革審から公務員賃金抑制の「意見」を出させました。このように、今では、政府・財界のすすめる軍拡臨調路線こそ私たちの公務員賃金を抑制すると同時に、国民生活を破壊する元凶であることがますます明らかになってきています。

わたくしたちは昨年来、「人勧凍結は国民に耐え難い犠牲を押しつけるための突破口」と言ってきました。このことは、傍若無人とも言える福祉・教育の切り捨てにも、また、今年の春闘の結果が公務員もガマンしているからと低く抑えられたことにも証明されています。

3、軍拡臨調路線に手をかす総評指導部

ところが、このように国民総ガマンを押しつけてくる自民党に対し、総評指導部は労働者の利益を守る旗を高く掲げるのではなく、こともあろうに、臨調行革の断行をもとめている同盟にすり寄って、四団体共闘に固執し、口では臨調行革反対を言いながら軍拡臨調とはたたかわないばかりか、同盟に同調し、槇枝氏を行革審の委員に送り出し、臨調行革推進の一翼を担おうとさえしています。

本来なら労働者・国民の生活を守るべき総評指導部が同盟主導の四団体共闘に終始し軍拡臨調路線との正面からの対決をさけているからこそ、また、それに手を貸しているからこそ、政府・自民党はこのように強引な反国民的行革を進めてくるのです。

今、私たちが総評路線（＝全民労協路線）に従っていくことは、政府・財界の軍拡を助け、臨調行革に手を貸す結果にならざるを得ません。今こそ私たちは、軍拡臨調路線に真向から対決した独自のたたかいをつくりあげ、全国的にはその様な階級的ナショナルセンターの確立をめざさなければなりません。そのことを抜きにして、私たちの生活も、そして平和を守ることもできません。自らを解体し、戦争に協力していった戦前の右翼的労働組合のあやまちを再びおかすことはできません。

また解散総選挙をひかえた中で、政府自民党は、その選挙を有利に進めるために、公務員を対象にした人勧実施を値切り、それでういた財源で全労働者を対象にした所得税減税をおこなうことで票を集めていこうとしています。中間諸政党もまた、自民党の政策にのせられ、減税を前面に出しています。社会党も昨年と同様に、補正予算の中に人勧実施は入れていません。総評も、四団体共闘や社会党の意を受けて、減税で国民的運動をすすめようとしています。しかし、いまだかつて、共産党を除く野党共闘で減税を勝ちとったことはありません。

減税をやれば人勧ができないとか、所得減税のためには間接税の増税もやむなしといった姿勢で、莫大な軍事費にメスを入れず大企業本位の経済協力費増額に目をつぶった軍拡臨調路線のワク内の闘いではどの要求も本質的な前進を勝ちとれず、結局、国民総ガマンを押しつけられる結果となります。臨調路線と総対決して大きな世論を地域からおこしていくことこそ、公務員労働者の大幅賃上げを勝ちとり、国民のくらしを守り、教育を守るただひとつの道です。

4、やる気もないストをもてあそぶ日教組指導部

日教組指導部は、「政府の誠意ある回答が得られない場合は、臨時国会開会前の九月六日に公務員共闘の第一波（開議決定期）統一行動として、早朝二時間カットの統一ストライキを組織し、『人勧完全実施と臨時国会における給与法の成立をはかる』政府回答を求めます」と提起しました。そして、「政府が『引き続き交渉を継続する』と回答すればストを『延期する』ということも明らかにしました。このことは、早朝二時間のストを、基本的には前進がなくても延期するということです。

もともと、軍拡臨調路線に手をかしながらどのようなストを打とうと、少しも敵に打撃を与えるものではありません。そういう立場から、できもしない、やる気もないストを提起するから、およそ山場と思えない日程でストを構え、一方、国会での重要段階では二十九分といった、彼らとしても説明のつかないような矛盾が生じてくるのです。

このようなストの提起に対して、府高の圧倒的な組合員が批准投票で×をつけたのは当然のことです。軍拡と対決し、臨調行革と対決する姿勢を貫いてこそ、敵に打撃を与えるものとなるのです。

5、今こそ国民の支持を

このように二重三重の厳しい情勢、とりわけ、公務員労働者の賃金が国民的議論の的になっている事態において公務員賃金抑制攻撃と闘うには、その要求と闘いが国民の支持を得ることがきわめて重要です。そして、真に国民の支持を得るためには、

第一に人勧実施の要求を実現させることの国民的意義を明確にさせ、国民の支持と理解を求め世論化のための努力をすること。

第二に、福祉・教育の充実とか減税の実現などの国民的要求を自らの要求として、共同の闘いとして運動をすすめること。

第三に、府民の教育要求に応えて教育を前進させること。

等が求められています。

そして、支持と理解を得るためにも、全組合員が地域に足を踏み出し、住民と率直な要求を出しあいながら、私たちの要求への支持と理解を求めるとともに、住民要求や教育要求を引き出し、地域運動へ発展させていくことが重要です。

同時に、予想される総選挙で、真の革新勢力が勝利することも決定的に重要です。

Ⅱ　たたかいの基本的態度と具体的とりくみ

1、たたかいを進める基本的態度

① 統一労組懇は、この秋に「軍拡臨調路線反対・くらしと教育・平和を守る大運動」を、三次の全国統一行動を山に展開します。又、統一労組懇官公労連絡会は、この大運動と結合して、人勧の凍結・抑制反対、年金・減税、医療保険制度改悪反対などの諸要求をかかげて、一、〇〇〇万署名、全国すべての労働組合への申し入れ、数次の中央行動を行ない、国公の重要段階ではストライキを含む統一行動で、全力をあげて闘うことを提起しています。

② 一方、京都の統一労組懇は、これに加えて京都の重点要求として、高校三原則、京都の教育を守る闘い、老人医療無料化復活、文観税反対、瑞穂産廃闘争支援を掲げ、三次の統一行動の具体化と、一、〇〇〇万の署名推進、府下全ての自治体と労働組合への申し入れを内容とする府下縦断キャラバンを提起しています。

③ 府高・京教組はこれらの提起を積極的にうけとめ、全組合員の怒りを具体的行動として、中央行動・対府行動・地域集会に参加するとともに、地域へ踏み出し、地域からの大運動に発展させることを基本にし、次のような闘いを展開します。

2、具体的なとりくみ

(1)　全国的なとりくみ

① 統一労組懇を中心とする三波の統一行動（九月中旬（20日）、十月中旬（10・12、10・21）十一月段階）に結集して政府への要求実現を迫ります。

府高・京教組としては、大量の代表団派遣とともに統一行動日には、職場集会・地域集会を組織してたたかいます。

② 国民大運動会として展開される「一千万署名」に全力をあげてとりくみます。

全国的にみて京都の果す役割や京都における府高・京教組の位置づけから、少くとも一組合員一人以上の獲得が必要ですが、具体的には分会毎に地域の有権者の過半数の支持をえるという立場から目標をみんなで決めて、その達成をめざし高校三原則署名と結合してとりくみます。

(2)　京都段階のとりくみ

① 統一労組懇に結集して、十月初旬～下旬にかけてとりくまれる「軍拡臨調反対、人勧『完全』実施をめざす府下キャラバン」にブロック・分会あげて参加し、全自治体へ申し入れ、全労働組合への要請行動、地域集会の成功のためにとりくみます。

② 統一労組懇・府職連と共同して、府人事委員会交渉、府議会での、人勧『完全』実施決議、知事交渉など、京都における要求実現をめざすとりくみに全力をあげます。

また、人勧闘争の京都における重要段階では、大量動員を配置して要求実現を迫ってたたかいます。

③ 各地方議会でのとりくみを重視し、すべての地方議会への請願行動をとりくみ「人勧『完全』実施決議」があげられるよう地域ぐるみのとりくみを展開します。

④ 府民生活を守るためにも、軍拡臨調路線に反対し、人勧「完全」実施の重要性を訴え、府民世論を高めるための宣伝行動にとりくみます。

(3)　職場でのとりくみ

① 全組合員で、政府と林田知事宛の「軍拡臨調反対、人勧『完全』実施」を求める要求ハガキ運動を展開します。

② すべての分会で学校長への統一的な申し入れ行動をおこない、要求の支持と、学校長としての意見書上申のとりくみを展開します。

③ 育友会役員への働きかけを重視し、教育の充実のためにも、人勧「完全」実施をめざす運動への協力と、育友会として「決議」があげられるよう要請行動にとりくみます。

以上の方針を九月六日を中心に全組合員の統了と分会会議での討議の上、九月十日の評議員会で集約をはかります。

（資料(25)）

一九八三年度 府職連夏期賃金要求書

京都府知事
林田悠紀夫 殿

一九八三年五月二〇日

京都府職員
教職員組合連合
佐藤 良輔

府当局は、人事委員会勧告を事実上無視し、82年給与改定を見送りました。こんにち、府職員・教員にとって勧告制度がほとんど唯一の給与改善の手段であるもとで、人勧凍結の暴挙は、法秩序にも逸脱し、使用者としての責任を全く放棄したものといわざるを得ません。

しかも重要なことは、今春闘における労働者の賃上げが、鉄鋼の六、八〇〇円（三・一％）に象徴されるように超低額におさえ込まれていることです。この低額回答について財界を代表する日経連の大槻会長は、「賃金決定の正常化にようやく第一歩をふみだした」と、事実上の勝利宣言をしているほどであり、そのことは、財界の横暴と人勧凍結政策がそのままつらぬかれたものといわざるを得ません。その点では三公社五現業の賃金の調停にあたった公労委員長も「人勧凍結を考慮して」といっている状況であり、人勧凍結を強行した責任は、今春闘で重大な事態をもたらしています。

一方、公務員労働者に関わる動きもきわめて重要な事態をむかえています。現在、人事院は83年勧告にむけての民間調査をはじめとする作業をすすめていますが、その中で、公務員制度の改悪について本格的に検討しています。検討している内容は、八五年（昭和六〇年）を目途にして、職階制の強化、権利の侵害、成績主義の導入などを考え方としたもので、俸給表（給料表）の再編、年休、特別休暇の抑制、研修制度、昇任・昇給のあり方などで、いずれも、臨調答申に忠実にしたがったものです。このような政治の反動化とむすびついた公務員制度の改悪の動きをみのがすわけにはいきません。

このような状況下にあって、府当局は、今こそ使用者としての責任を明確にして、府職員・教員の労働条件の改善と生活を守る立場から、83年勧告を待たずとも、私たちの要求にこたえて、大幅賃上げをはじめとする諸要求にこたえるべきです。以上の立場から次の点を夏期手当の支給されるこの時期にあらためて申し入れるものです。

記

(1) 政府の人勧凍結政策に反対し、82年人事委員会勧告をただちに実施すること。なお、83年度当初予算に計上した一％の給与改定財源分については、給与の一部として夏期に支給すること。

(2) 83年の基本賃金を誰でも三万円以上引き上げること。また、人事院及び府人事委員会に対し、府当局として、凍結の状況下にあって昨年の勧告分に上積みする二年分の勧告を行なうよう働きかける。

(3) 75年の号俸一号切り下げを復元し、また、人材確保法により生じた給料表間の格差をすみやかに是正すること。

(4) 調整手当をはじめ諸手当の改善を図ること。また、夏期一時金については二・五カ月プラス四五、〇〇〇円を支給すること。

(5) こんにちまで労使間でつみあげてきた既得権については、完全に守ること。

(6) 定年制を京都府に導入しないこと。また、軍拡・臨調路線の遂行、政治反動につながる公務員制度の反動的改悪に反対し、京都府においては実施しないこと。

(7) 昨年度末の交渉の経過をふまえ、府職員・教員の福利厚生事業の充実を図ること。

（資料(26)）

人勧凍結で府当局、努力しめさず

―府職連交渉―

府職連は十三日午後二時三〇分から、府庁六階の会議室で、82人勧凍結問題をはじめ、83人勧、福利厚生事業についてなど当局の姿勢をおとした。

交渉は府職連が、①82人勧凍結問題、②83年度給与改定のための一㌫（十六億円）財源の貸付問題、③83人勧についての当局の考え方と行動、④福利厚生事業の中味など、四点を重点として当局の回答を求めました。

これにたいし、荒巻副知事は、82人勧凍結について改めて「遺憾の意」を表明しましたが、当局としての努力をなんら示しませんでした。

また、一㌫財源について「貸付措置にせよとは理解しておらず、府当局としては断ってきた」などと、二月十八日の府職連交渉での確認を無視する一方、「合法的に使う方法がみつからなかった」と、未だに具体案のない姿勢に終始しました。

さらに、83人勧では「人勧制度は堅持するもの」とし、福利厚生事業では、今年度夏に特別交付金を支給するとしました。

この荒巻副知事の回答にたいし、交渉団は、人勧凍結問題を単なる財政問題としか扱っていない点を指摘するとともに、人勧未実施のもとで管理職手当が、二〇㌫から二五㌫も支給されている状況を追及、当局として、管理職手当を返上してでも、人勧実施の重要性を府民に訴えるべきだと追求しました。

また交渉団は、現在の職員・教職員の給与が二年前の調査にもとづくもので支給され、放置されている点を指摘し、当局の責任をただしました。さらに、一㌫財源を貸付措置にすることを検討し、福利厚生事業の特別交付金を引き上げよなどと主張しました。

これにたいし荒巻副知事は、検討すると約束しました。

（資料(27)）

16億円財源使途を明確に

―京教組、府教委交渉で追及―

京教組は七月十九日午後三時から、府教委交渉をおこないました。これには、府下各地から百二十名をこす組合員が参加しました。

≪夜久野町・地域・父母の信頼回復を≫

交渉では冒頭、天田郡夜久野町で起きた教育長傷害事件について、地域・父母の学校教育への信頼をどう回復するのか府教委の見解をただしました。

また、組合の交渉申し入れに対してバトカーを呼ぶ、教職員を恫喝、分断するなど、今回の事件の背景にある夜久野町教育行政のゆがみを是正するよう求めました。府教委は教育長が退院次第、事情をきき、しかるべき処置をとるとし、京教組の要求にはまともに応えませんでした。

≪福利厚生事業補助三千円を五千円に≫

六月十三日府職連交渉の積み残し課題、一㌫（十六億円）財源の貸付措置にせよ、給与改定財源の使途を明確にするよう求めたのに対し、府教委は福利厚生事業補助を三千円から五千円へ引き上げることを回答したものの、貸付制度などは出来ないとしました。

これにたいし京教組は、政府・財界の臨調・「行革」、公務員攻撃に追従する府当局の姿勢をきびしく批判し、福利厚生事業補助については検討の上、回答するとしました。

≪専門部交渉・個別交渉での検討を約束≫

事務職員賃金の改善・超勤源資の一〇㌫への引き上げ、実習助手・「寮母」の二等級適用、当面三等級の不合理是正などを要求したのにたいして、府教委は専門部交渉・個別交渉で検討することを約束しました。

≪特殊業務手当の現状に見合った運用と検討、「四週五休制検討委」開始は別途協議≫

非行・問題行動の増加など、特殊業務手当制度発足当時では考えられなかった事態が学校現場では生じていますが、特業手当制度の現状に見合った運用・適用を計るべきだと要求したのにたいして、府教委は今後検討することを約束しました。また府教委は、夏休み休業期間の扱いについては例年通りで特別の指示はしていないことを明らかにし、四週五休制については「まとめどり」を主張しましたが、交渉団の追求によって、「検討委」の開始を別途協議するとしました。

(3) 6月中にすべての高校単位での　　会との協力で成功させます。

[illegible] として6月[illegible]全ビラ配布にとどくと同時に、すべての分会で「分会通信」の発行をめざします

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL（751）1645

1983年
7月2日
号外号

6・24府教委交渉の結果

宿泊旅費問題

自主申告は尊重する

規定の画一的運用はしない

府高は、今年度第一回目の府教委交渉を六月二十四日㈮午後三時より、府教委会議室でもちました。府高からは井上委員長以下執行部及び分会代表、府教委からは仲管理部長・上田教職員課長・岸田教職員課主幹らが出席しました。

交渉の冒頭、井上委員長は賃金改善への努力を強く要求するとともに、団体交渉は労使が対等の立場で行うべきものであり、今回の団交条件の規制は全く不当であると抗議、その条件については、今後とも協議していく旨、怒りをこめて要求しました。

交渉結果（要旨）については、以下の通りです。

賃金改善について

1　八二人勧完全実施、八三賃金大幅引上げ

人勧は尊重すべきものであり、凍結という事態になったことは申し訳ない。八三年当初予算に計上した一％財源のとり扱い等は、府職連交渉でも今後にむけて検討していくとなっているので、その方向でとりくみたい。

人勧実施については、それを可能にする客観情勢を作り出すために努力する。

2　夏季一時金

人勧凍結による損失補てんは、本来、基本賃金引き上げで解決していくべきもので、一時金での埋め合せは筋ちがい。きわめてむづかしい。

3　実質助手・「寮母」賃金の不合理是正

①　三等級給料表は全国的にも問題となっており、是正にむけての努力を全国的に盛り上げていきたい。

②　当面の不合理是正については、なかなか困難であるが、前向きに検討・努力したい。府高執行部とも協議していく。

4　非常勤職員の報酬

専任教職員の給与改訂に準じて対処したい。非常勤だけをとり出しての改訂はできない。

5　行政職賃金の引き上げ等について

①　制度改善によるしか方法はないと思うが、今では府職連の課題ともなっている。どういう改善方法があるかは検討している。しかし、成案をえるまでに至っていない。

②　制度改善が困難なもとで超勤源資の拡大で一定の努力をしてきた。現在の六％を引き上げることはむつかしい。

③　制度改善については、全国共通課題として、教育長協議会でも検討していく。

6　特勤手当の引き上げ

国の改訂に合わせてやりたい。その時期に学校の実態にあわせて改訂していきたい。

7　研修費の支給

個人渡し研修費は給与と見なされるので支給はできない。

8　部活動手当の改善

①　単価の増額は困難

②　H・R、生徒会指導等への適用拡大については、制度上の困難がある。要求の趣旨や職場の実態はよくわかるので引きつづき検討していきたい。

宿泊旅費のとり扱い

1　とり扱いについての最終確認

手当を持

①　自主申告を尊重する。

②　新規定の機会的・画一的運用はしない。

③　自主申告による支給の根拠（理由づけ）として新規定を活用する。

④　一般旅費の増額には引続き努力する。

2　府教委の意図

①　旅費を削る意図は全くない。一般出張の場合は条例通り支給する。ただ生徒引卒の場合のみ調整をするということである。

②　引卒中に必要な経費については、実費弁償する。

労働条件改善について

1　休養室・更衣室・男女別トイレ等の設置

重要な問題であり、当然必要と考えている。管理棟の増改築等に合わせて努力したい。

2　勤務時間に関する職場協定の締結

京教組との覚書締結時の考え方にそってすすめていきたい。

3　代休・回復措置の保障について

組合の主張の方向で可能な限り職場を指導していく。

4　車・メガネ等の加害者不明の物損保障

①　他府県の状況を調査した。要求は理解できるが、公費で補償はむつかしい。

②　メガネについては、互助組合の協力で、五十八年度から四〇歳以上の人には年一回で六、〇〇〇円、三九歳以下の人には、同じく三、〇〇〇円の補助をすることにした。

教職員定数について

①　増員には職場の実態に合わせて、努力はしているが、大幅な増員はなかなかむづかしい。勿論、生徒数の増に見合うものについては努力していく。

②　あらためて、具体的要求にもとづいて交渉していきたい。

残された課題について

①　高校増設問題をはじめ、残された課題については、早急に交渉の場を設定して、あらためてつめていく。

②　次回は、教育長の出席できるようにする（予備交渉での確認）。

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL（751）1645

1983年
7月12日
号外号

賃金確定闘争 全員討議資料

府立高教組常任執行委員会

この討議資料は，今回の日教組全員投票にあたって出された京教組討議資料を補足するものとして作成しましたので，出来るだけ重複をさけました。京教組資料と合わせて活用下さい。

1　きびしい人勧をめぐる動き

今年の人事院勧告をめぐる情勢は、どうなっているのですか。

夏に予想される人事院勧告をめぐっては賃金抑制攻撃や公務員制度の改悪など厳しい状況があります。

ポスト「臨調」ともいうべき行政改革推進審議会（土光委員長）が発足。臨調＝行革の断行を叫んでいます。

また、来年度予算要求枠（シーリング）決定を前に、軍事費の前年度比八・九％増がいわれるもとで、国民生活関連予算は「前年度比マイナス一〇％」に大幅削減するとの大蔵省方針がまかり通っています。

こうしたもとでの勧告作業は、政府・財界による賃金抑制攻撃をうけ、厳しい事態に直面しています。

民間の今春闘での賃上げ状況は、全民労協が財界の低賃金おしつけに鷲骨に協力する中で、平均して、ほぼ四・五％、九千円程度（定昇分一・一％を含む）という低水準におさえこまれています。

一方、公労協は、四・一三％、八千四百六十円の仲裁裁定（定昇分は一・三％）となっています。

人事院は、これらの状況と八二人勧凍結の事態をふまえて勧告するものと予想されています（昨年勧告分四・五八％＋今年度分一％前後＝六％程度）が、政府・財界が〝人事院制度見直し〟を主張し、人事院に異常な圧力をかけているもとで「官民較差」すら反映しない低勧告となる可能性に加え、二年続きの凍結・値切りの攻撃も予想され、予断を許しません。

また、人事院は、公務員制度の反動的見直しの方向をすでにうち出しており（6／10付京都教育参照）、勧告時の「報告」に盛りこむことが予想されます。したがって八三人勧完全実施などと安易に甘えない状況があります。

2　年休日数の削減も策す

公務員制度見直しの内容を、簡単に説明して下さい。

詳細は、六月一〇日付京都教育二面をみて下さい。

骨子だけを紹介しますと、「見直し」の対象とされているものに、①採用試験、②昇進制度、③俸給制度、④手当制度、⑤官職の分類、⑥研修制度、⑦休暇制度等があります。

この方向が具体化されれば、教職員にも次のような影響が出るものと予想されます。

①　行㈠表の等級新設に伴ない、現行八等級制を十一等級に細分化するなど行政職賃金適用者にはより低賃金をおしつけることになる。

②　「職務に応じた給与」の原則がより徹底され、上位等級へのワタリが一層困難になる。

③　主任の等級設定にも道を開きかねない。

④　夏季・結婚休暇の新設とひきかえに、年休日数を削減する、年休の根拠を請求権説におくなど国際的すう勢にも逆行する休暇制度の改悪。

⑤　障害児学校・学級教職員の調整額を〝定額化〟などが、現実化するものとみなければなりません。

3　批准投票で問われているもの、それは臨調・行革路線に加担するのか否か

～単なる戦術選択ではない～

今回の日教組の人勧闘争は山場の戦術は勿論ですが、それ以上に重大な誤りをもっているようですが……

その通りです。日教組は相かわらず、画一的早朝二時間カットのスト戦術を押しつけてきています。このことが、どれほど日教組の闘争力・組織（団結）力を低下させてきているかは、周知の通りです。

しかし、今回はそうした戦術問題以上に重大な誤りを犯しています。それは橋枝委員長・総評議長の「臨時行政改革推進審議会」（略称・行革審）委員就任です。

行革審は第二臨調を引き継ぐ事実上の〝第三臨調〟であり、「臨調答申」の実行を監視・推進するとともに、「行革」に関する重要事項について〝高い立場〟から提言する権限を付与されたもので、臨調答申の全面的実行体制づくりを進めるものです。

橋枝委員長が「毒薬を抜くことが可能」といくら弁明しても、行革審委員就任が、臨調＝行革推進に積極的に加担するものであることは明白です。まさに、行革審の反動的反国民的正体をカムフラージュする役割を担わせられることは疑いありません。

今、一方では、人勧闘争はストライキで決起をとあおりながら、他方では、人勧凍結・公務員攻撃の元凶である臨調・行革推進に手を貸す行動を平然と行なう姿は、まさに右転落の象徴であり、これほど組合員をバカにした態度はありません。まさに利敵行為であり、裏切り行為として糾弾されねばなりません。

日教組主流派といわれる人たちからも「委員就任は、反臨調行革・軍

（二面へつづく）

京都教育
発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新町上る　教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅　晃
号外
1983年
7月9日

批准投票討議資料

7／13～7／19の批准集会を成功させ、当面の対府・対中央闘争に全力を

日教組第一〇九回臨時中央委員会は、七月五日に開催され、八三人勧のとり扱いを臨調で決定する段階の戦術決定をしました。

本中央委には、全国各県から二一五名の中央委員が参加しましたが、八二年人勧闘争で午後戦術をとった奈良、和歌山、埼玉三県の中央委員をいぜん欠席したままひらかれました。

本中央委は、八三年人勧闘争の当面段階の戦術を決定する任務をもって臨時にひらかれましたが、同時に、今日人勧闘争の最大のガンになっている臨調行革路線にどのように対決するかを主要課題としてひらかれたものです。

横枝委員長はジキルとハイドか!!

大問題となり批判が集中したのは、横枝委員長が行政改革推進審議会の委員に就任したことをめぐってでした。一方で組合員の不満・要求を利用して「早朝二時間スト」をあおりながら、他方では、人勧闘争・公務員攻撃の元凶である臨調行革路線を推進する委員になる。このような相反する行動を平然と行う。そしてそれを追認する日教組指導部に、本気で人勧闘争を闘い抜く気はないという姿をみせたのが特徴的でした。

京教組の戦術!!

京教組は第一九三回中央委員会（五月二十三日）で、日教組中央委にのぞむ態度を

①戦術は組織の強化と団結に従属する。

②国民世論を圧倒的にかくとくする。

③賃金をカットしなければストとみないスト幸士長はまちがいである。

④反動権力に不必要な弾圧の口実を与えない。

以上をふまえて、各県教組の最大の力を結集した多様な戦術を産別統一闘争として、画一的な午前戦術はとるべきでない。現情勢下では午後戦術を採用するのが最良である。と決定しました。

日教組中央委員会では!!

京教組は、右の決定をふまえて中央委に参加しました。中央委では十七人の討論がなされましたが、日教組の早朝二時間ストに賛成したのは、二県（神奈川・兵庫）にすぎず、十五人の各県代表は、八二年闘争のためやまり上げ横枝委員長の行革審委員就任をきびしく批判し責任追求をするものでした。しかし採決では多数をもって「早朝二時間スト」を可決し七月六日～二十日の間に批准投票を実施することがきまりました。

日教組・公務員共闘の戦術では勝てない!!

八二年人勧闘争は、四団体・五野党共闘にひっかきまわされ、結局人勧凍結を打開出来ず敗北しました。臨調行革審答申の閣議・民社を入れての共闘に未来はないどころか、とれるものもとれないことはあきらかで、この反省もなしに従来同じ路線でたたかおうとしています。

右翼幹部はダマせても組合員はダマせない!!

さらにおどろいたことには、人勧凍結をすすめる自治労連会議に、財界代表と同席をならべ、行革推進の幸佐英四郎会長としめしあわせて横枝委員長が委員として参加していることです。

一方で組合員に不満があるのを利用して、早朝二時間ストをあおりながら、他方では組合員の要求していない委員になって行革をすすめる。これでは本当にたたかう姿勢がない。それどころか組織を私物化して、もてあそんでいるといわれても反論出来ないのは当然です。結局、人勧闘争を勝利にみちびく臨調行革路線を打ちくだく大国民運動に背を向け中曽根反動内閣に屈して塔を送る結果となるおそれをぬぐえません。これは単なる内部矛盾でなくあきらかに利敵行為です。

全民労協主導の八三賃闘は敗北した

八三年人勧闘争の最大の特徴は、全民労協主導により史上最低の四・七ベアにおさえこまれ一発のストもなく主要大手組合が妥結し、早々と敗北宣言をしました。にもかかわらず、日教組・公務員共闘は、この敗北した全民労協・四団体共闘路線の上にのっかって戦術・要求自体を設定しているところに大問題があります。

最初から臨調行革ワク内の要求ではたたかえない

日教組・公務員共闘の要求自標は七歩を統一要求基準としています。これから八二人勧分をとりけせば実質二・四歩の要求ということであり、民間春闘相場にもみあわない、たたかうまえから、臨調行革審の土俵にくみこまれてもしかたありません。このようにして全民労協路線にひきづられ、労働戦線が、要求でも戦術でも右翼再編へと一路おちこんでいく大変危険な状態といわざるをえません。

正しい路線で展望あるたたかいを。画一戦術に批判ふえる

私たちは今日まで、効果的で積極的な戦術で全組合員と父母・府民との団結をひろげてたたかうことを追求してきました。しかし今日までの日教組横枝指導部のあやまった戦術指導で実際には、一分カットのストすら出来ない県がふえ、又小敗で突入してはぼう大な処分をうけ教組金だけが増大して組合員の自担も限界にきています。現に八二年人勧闘争では、二十三県高教組、四万三千人に処分が出ましたが、臨闘の成果はゼロです。このままでは組織の自殺行為です。今回の中央委では、私たちだけでなく主流派といわれる県からも、「力は画一形式」今日の学校現場は、非行・校内暴力問題など困難が山積みしている。もっと現場にみあったたたかい方を考えるべきだ」（三重）などの発言が出されてきています。

京教組―全国に先がけ人事院交渉

私たちはこのようにたたかいを進めます

人勧闘争のカナメは、臨拡臨調行革路線といかに対決するかにかかっていますし、臨時費を削ってゆく以外たたかいの展開はありません。臨時費の突出を許したり、臨時費の凍結など現状を肯定するような、全民労協・四団体・五野党共闘の路線に未来はありません。

七月七日、京教組は統一労組懇に結集し、京都民労連団として中央人事院交渉を成功させました。この交渉では、給与局当局から「勧告はまだ死んでいない。国会で法案が通れば年度をさかのぼって実施出来る」という回答をひきだしました。この交渉には各支部から十五名参加されました。京教組は、人勧凍結撤回の闘いに全力をあげながらこの闘いを臨拡臨調路線に反対する国民的総反撃の闘いに位置づけ、全国の仲間と連帯して闘いを進めます。このような立場から当面、

①圧倒的な教職員が結集可能なたたかい（多様な戦術の統一）

②圧倒的な父母・国民の支持と理解を広げるたたかい

を基本に

①日賃共闘路線が放棄した八二年人勧の完全実施をかちとりつよく追求する。

②八三年人勧は、全組合員の要求に正しくこたえ、一律三万円以上の獲得をめざす。

③事務職員会議の抜本的改善をめざすたたかいを前進する（七月中旬～いっせい分会会議をひらき要求打高）

④臨拡臨調路線反対、臨時費を削ってくらし・平和を守る大国民運動の発展・強化をめざして、署名、団伍行動、対政府・人事院・対府交渉を強化します。

日教組方針の問題点を支部職場で討議を

以上のべてきましたように、多くの問題をもった日教組の戦術に対する批准投票を七月十三日～十九日の間に実施します。現場は学期末を迎えて大変にいそがしい時期です。私たちは充分な討議期間をおいてするべきであると考えますが、日教組が九月上旬に体制をつくることに固執したためこのような日程となりました。したがって従来のように日教組批准をすませてから分散討議のような時間的余裕がありません。京教組批准は九月上旬にまわさざるをえませんので、本討議資料で充分討議のうえ、日教組戦術について明確な態度を表明していただきたいと思います。

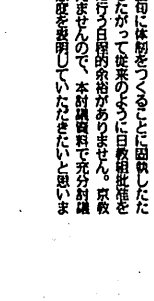

「行革」推進に手を貸しながら
早朝2時間ストを提起するデタラメな日教組方針

4・非現実的で、教職員の統一闘争に水さす日教組要求

日教組は賃金確定闘争と合わせて、事務職員独自給料表という要求・目標をかかげています。これは府高のとりくみの方向とは異なりますが……

日教組の要求・目標は、次の点で問題をもっています。

①　職種による給料表の細分化は、公務員労働者の統一闘争を弱めるものであること。

府高は給料表の一本化と「通し号俸制」を要求し、当面、人確法人勧時の付帯決議にもとづく待遇改善をめざしている。

②　要求・目標の実現も現実的ではないこと。

③　現行の給料表で京都独自の有利な運用をかちとってきていることとの関係では、既得権剥奪につながる危険性が充分あること。

④　「独自給料表」の提起は日教組事務職員部内でも「行政職賃金表を使用している他の職種との統一闘争を弱める」など、その問題点について色々と指摘されている。各県でまだ論議を呼んでいる段階で方針化することは、ゴリ押しと言わざるを得ない。

京都段階ではワタリ・超勤源資増など要求を前進させてきましたが、国段階では前進せず、そこでが、国段階では前進せず、そこで思いつき的に生まれたのが日教組要求です。

府高は、行政職賃金の大幅引き上げ・待遇改善を基本にたたかいます。

府高・京教組は、どのように闘いをすすめていくのですか。

（7）

私たちとの交渉で人事院給与局長は「八二人勧は、国会ではまだ最終決定されていないので、まだ生きていると考えている。その扱いは国会の意思による。決めれば、八二年四月にさかのぼって支給できる」・「八三人勧は、八二人勧が凍結されていることをふまえて勧告したい」と回答しました。このことは、今後の私たちの要求と闘い方への示唆を与えました。

山場の闘い方については、先に述べた考えにたって決定していきます。そのための全員投票は、九月上旬に行なう予定です。

同時に、国民・府民を臨調・行革の被害から守り、その要求実現のとりくみをすすめることが、人勧凍結政策を打ち破る大きな条件を切り拓きます。

そのため、京都で、とりわけ私たち教職員は、教育臨調を許さぬ闘いを、府民の子育て・教育要求実現の立場から大きくすすめることが必要です。高校増設・マンモス校の解消・四十七人学級反対など教育条件整備、そして高校三原則を守るとりくみがそれです。なぜなら、まさに、京都における教育臨調のあらわれそのものだからです。

こうした府民要求の実現と結んだ闘いを大きく前進させてこそ、闘いの展望をきり拓くことができると思います。

（資料(31)）

勧告の概要

		'83 人勧	'81 人勧	'82人勧(凍結)
官民格差	率	6.47%	5.23%	4.58%
	額	15,230円	11,528円	10,715円
比較ベース	年令	41.2才	41.3才	41.2才
	額	235,297円	220,488円	233,738円
源資配分	本俸	5.49%,12,928円	4.35%,9,590円	3.89%,9,090円
	手当	0.67%, 1,566円	0.62%,1,372円	0.46%,1,082円
	はねかえり	0.31%, 736円	0.26%, 565円	0.23%, 543円
定期昇給		2.11%, 4,960円	2.16%,4,762円	2.11%,4,930円
仲裁裁定(含定昇)率		6.43%	7.64%	6.90%
春闘相場		4.40%	7.7%	7.0%
初任給(国)	教諭(大卒)	120,800円	113,300円	118,600円
	教諭(短大卒)	104,500円	98,000円	102,500円
	実習助手等(高卒)	96,900円	90,900円	95,100円
	事務職員等(大卒)	114,000円	106,900円	111,900円
	〃 (高卒)	91,600円	85,900円	89,900円
	栄養職員(短大卒)	98,100円	92,000円	96,300円
扶養手当	配偶者	**13,000円**	12,000円	13,000円
	配偶者以外の扶養親族2人まで1人につき	**4,500円**	3,500円	4,000円
	その他の扶養親族	1,000円	1,000円	1,000円
	配偶者のいない場合の扶養親族1人	**9,000円**	8,000円	8,500円
借家・借間等の住居手当	*足切り額	9,000円	9,000円	9,000円
	足切り額をこえた額の全額支給限度額	7,500円	7,500円	7,500円
	½加算限度額	**7,500円**	6,500円	7,500円
	合計支給限度額	**15,000円**	14,000円	15,000円
**通勤手当	交通機関 全額支給限度額	**19,000円**	17,000円	18,000円
	交通機関 ½加算額	**3,500円**	2,500円	3,500円
	交通機関 合計支給限度額	**22,500円**	19,500円	21,500円
	自転車等 5km未満	2,000円	2,000円	2,000円
	自転車等 5km～10km	**2,700円**	2,200円	2,700円
	自転車等 10km以上	3,600円	3,600円	3,600円
	通勤不便 10km～15km	**5,200円**	4,500円	5,000円
	通勤不便 15km～20km	**7,000円**	6,100円	6,700円
	通勤不便 20km以上	**9,000円**	7,800円	8,000円

＊{足切り額とは手当が支給されない上限の額をいいます。
　持家に対する措置は現行通り。

(注) ゴシック部分は改定した部分

＊＊すべて片道の距離。

（資料(32)）

「職員の給与に関する報告及び勧告」について

昭和五十八年十月二十四日
京都府人事委員会

1. 報告

当委員会は、地方公務員法の規定に基づき府職員の給与を検討する資料を得るため、例年のとおり、府職員（三二、七三五人）の給与の実態を調査するとともに府内の民間事業所（企業規模一〇〇人以上で、かつ、事業所規模五〇人以上）八七〇事業所から一六一事業所を抽出して本年四月の給与を調査しました。

この結果、一般行政職員の給与と民間給与を比較しますと、民間給与が府職員の給与を六・四一％（一六、〇九〇円）上回っていることが明らかになりましたので、この公民較差を埋めるために、府職員の給与を人事院勧告に準じて次のとおり改定することが必要であると認めました。

2. 給与改定の内容

(1) 全給料表を人事院が勧告した俸給表に準じて改定すること。

(2) 扶養手当について、支給月額を次のとおり引き上げること。

ア 配偶者　一三、〇〇〇円
　（現行一二、〇〇〇円）

イ 配偶者以外の扶養親族のうち二人まで
　各 四、五〇〇円
　（現行 三、五〇〇円）

ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち一人
　九、〇〇〇円
　（現行 八、〇〇〇円）

(3) 住居（借家・借間）手当について、家賃の額と九、〇〇〇円との差額が七、五〇〇円を超えるときに加算するとされている二分の一加算の限度額を月額七、五〇〇円（現行六、五〇〇円）に引き上げること。

(4) 通勤手当について、運賃等相当額の全額支給の限度額を月額一九、〇〇〇円（現行一七、〇〇〇円）に引き上げること。

(5) 初任給調整手当について、支給月額の限度を次のとおり引き上げること。

ア 医療職給料表(1)適用の医師等
　二二〇、〇〇〇円
　（現行二〇五、〇〇〇円）

イ いわゆる医系教員
　四一、五〇〇円
　（現行 三九、五〇〇円）

(6) 期末・勤勉手当の支給日を「基準日から起算して一カ月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日」とすること。

(7) 実施時期は、昭和五十八年四月一日とすること。

3. 改善率等

この勧告による一般行政職員（平均年齢三七・八歳）の平均改善額は一六〇二四円（六・三九％）で、改善後の平均給与月額は二六六、九三六円（現行二五〇、九一二円）になる見込みであります。

4. 所要経費

この勧告による年間所要経費は、約一一八億円と見込まれます。

5. その他（報告の付言事項）

(1) 週休二日制について

府立学校（府大学を除く。）の教育職員にあっては、今なお具体的に実施されるに至っていない状況にあるので、府教育委員会においては、可及的速やかに、かつ、可能な方法によって実施できるよう所要の措置をとられることを引き続き期待する。

(2) 人事院においては、人事行政制度をめぐる諸情勢の変化等の中で、服務を厳正に維持しつつ職員の志気の高揚と組織の活力の着実な向上を図るため、人事行政制度全般にわたって検討を進め、これまでの結果に基づいてその骨格が示されたところであるが、本府においても職員の給与制度等が国家公務員のそれに準拠してきていることに鑑み、人事院における検討の状況等諸般の情勢に留意しながら、人事行政制度をめぐる情勢の変化に対応した適正な給与等の諸制度に関し、本府の実態をふまえて総合的な検討を深めていく必要があると考える。

(3) 公務員給与のあり方をめぐり、昨今様々な論議がされており、これを取り巻く諸情勢には誠に厳しいものがあるが、給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられている重要な制度であり、これが職員にとってほとんど唯一の給与改善のための手段となっていることは、昨年においても述べたところである。

しかしながら、一昨年は一部の管理職員についての給与改定の実施が一年延期されたのに続き、昨年は全職員についての給与改定が実施されないまま現在に至っており、国及び他の地方公共団体においても同様の状況にあることは承知しているところであるが、こうした現状が職員の志気及び生活等に与える影響は誠に大きく、本委員会としては深く憂慮しているところである。

議会並びに知事におかれては、この給与勧告制度の意義を十分理解され、この勧告が早期に実施されるよう所要の措置が執られることを望むものである。

（参考）

区分	公民較差 率	公民較差 金額
	%	円
本較差	5.85	14,685
積み残し	0.56	1,405
計	6.41	16,090

（資料(33)）

一九八三年度京都府人事委員会勧告にあたっての要求書

一九八三年九月十三日

京都府人事委員会
委員長　坪倉一郎　殿

京都教職員組合執行委員長
佐藤良輔

八月五日、人事院は、平均六・四八%一五、二三〇円の給与改善を本年四月一日から実施するよう政府と国会に対し勧告しました。昨年の人勧凍結を含む「二年分相当」の改善と説明していますが、今春闘の賃上げ水準を下回っているばかりか、私たちの生活実態からくる切実な要求からするなら、きわめて不充分なものです。

しかも重要なことは、今次勧告の中に公務員制度の抜本的な改悪をめざす「人事行政改善の諸施策」が含まれていることです。私たちは、職階制の強化と成績主義の方向を強め、職場に差別と分断の拡大をもちこみ、支配強化をねらうものとして断じて認めることができません。

今次勧告は「軍拡・臨調路線追随勧告」と言わざるをえません。

政府・自民党は、昨年の人事院勧告を凍結し今だに実施していません。この事態は、私たち公務員労働者のみならず、年金受給者など国民全体に多大の影響を与え生活危機をもたらしています。京都府においても、地方自治体としての自主性・主体性を放棄し、貴人事委員会の八二年勧告を凍結しました。このことは、使用者としての責任はもとより、京都府知事としての責任は重大であり、きびしく追及されなければなりません。

貴人事委員会が、今次勧告にあたって、人勧を凍結した府知事及び当局に対し、その責任と問題点を正しく指摘し、勧告の速やかな完全実施を指示されるとともに、私たちの切実な要求に応える積極的な給与改善の勧告を行われるよう、下記事項について申入れるものです。

記

1. 最低三万円以上の賃金引上げをはじめとする私たちの生活改善の切実な要求にもとづき、一時金・諸手当の改善を含む給与改善勧告を行うこと。
2. 昨年の勧告分を含む二年分の勧告とすること。あわせて、凍結の不当性とその回復措置について明記すること。
3. 四週五休制の教育職員適用について週休二日制の本旨にもとづき速やかに実施できるよう京都府教育委員会に強く要請すること。
4. 学校事務職員の給与改善について、その改善方向について勧告・報告の中で正しく位置づけられること。
5. 公務員制度の改悪のうごきに反対し、一方的に勧告・報告をおこなうことなく、関係職員団体と充分な協議をおこなうこと。

以　上

（資料(34)）

人事院勧告の完全実施を求める請願書

昭和五十八年九月二十二日

請願者　京都市左京区九太町新道西入ル上ル　京都府教育会館内
京都教職員組合
執行委員長　佐藤良輔

紹介議員

京都府議会議長
高山寛　殿

請願事項

貴議会が、一九八三年度人事院勧告の完全実施を政府に求める意見書を提出していただくこと。

請願理由

人事院は、本年八月五日、政府と国会に対し、一九八三年勧告を行いました。平均六・四七%一五、二三〇円の今年の勧告は、昨年凍結分を土台として「二年分相当」の勧告と説明していますが、春闘のベースアップ分を下回り、教職員の実質生活の改善を求める要求からみるなら、きわめて不十分なものです。

政府は八二年人事院勧告を凍結し、今だに実施していません。この事態は、私たち公務員労働者の生活のみならず、年金受給者や関連労働者など国民生活全体に多大の損害をもたらしています。京都府においても、政府の人勧凍結政策に追随し、地方自治体としての自主性・主体性と責任を放棄し、京都府人事委員会の勧告を凍結しました。このことの京都府知事及び京都府教育委員会の責任は重大であり、きびしく追及されねばなりません。

人事院は本年の勧告の中で「人勧制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置であり、ほとんど唯一の給与改善の手段である」ことをあらためて強調し、人勧凍結による影響の重大性にふれ、すみやかな勧告の完全実施を要請しています。しかし現状では、政府は凍結政策の基本路線を変えておらず、「尊重・実施」としながらも臨時行政改革推進審議会の「総人件費の抑制」の方向にそい、完全実施否定の立場にあります。また、財界も勧告制度すら「解体」する立場から、「ゼロ改定」を強調しています。そして九月十日、政府・自民党首脳は、今年も「完全実施できない」ということを署名のうえ確認している状況です。

以上のような状況にあって、貴議会が、人事院勧告の凍結や切下げが、府教職員の生活はもとより、他の労働者の賃金や年金など府民生活全般に大きな影響をもたらすことを直視され、政府が人事院勧告の完全実施をするよう意見書を提出されることを請願します。

以　上

（資料(35)）

公務員の給与改定に関する取扱いについて

（昭和五十八年十月二十一日九時閣議決定）

1. 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る八月五日に人事院勧告が行われたところであり、労働基本権の制約・良好な労使関係の維持等に配慮しつつ慎重に検討を進めてきたところであるが、現下の経済社会情勢、異例に厳しい財政事情、国民的課題である行財政改革が推進されているなかにおける国民世論の動向等を総合的に勘案し、昭和五十八年四月一日から平均二%の改定を行うものとし、その配分については、人事院勧告の趣旨に沿って措置するものとする。
2. 特別職の国家公務員については、おおむね1.の趣旨に沿ってその給与の改定を行うものとする。
3. 上記の給与改定の実施財源については、目下のところ必ずしもめどが立っていない状況であるが、既に留保措置を講じている行政経費について節約を行う等、今後引き続き、各般にわたる財源捻出に努めるものとする。

また、人件費の累増を抑制するため、次の各般の措置を講ずるものとする。

(1) 第6次定員削減計画を強力に推進するとともに、新規増員を厳しく抑制するほか、定年制度の施行に伴う離職者の発生状況の変化等を勘案しつつ、適切な定員管理を行うこととし、国家公務員数の一層大幅な縮減を図る。

(2) 行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進するとともに、これに伴い定員の合理化に努める。

(3) 地方公共団体に定員の増加を来し、人件費の累増をもたらすような施策を厳に抑制する。

4. 三公社・四現業・公庫・公団等の役職員の給与については、次によるものとする。

(1) 公社・公庫・公団等の役員の給与については、これに対応する特別職等の国家公務員の例に準じて措置することとする。

(2) 三公社・四現業の管理職職員の給与については、これまでの経緯等にかんがみ、国家公務員の例に準じて措置されるよう期待する。

(3) 公庫・公団等の職員の給与については、これまでの経緯等にかんがみ、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処する。

5. 上記の措置は、国・地方を通ずる緊迫した財政事情その他現下の諸情勢等を総合的に勘案して採られたものであることにかんがみ、地方公務員の給与改定を行うに当たっては国家公務員に準じて行うものとし、地方公共団体においても、国と同様、経費の節約を行う等、歳出の一層の節減を図るとともに、既に国家公務員又は民間の給与水準を上回る地方公共団体にあっては、早急にその適正化を図るよう格段の努力を行うことを要請するものとする。

（資料(36)）

総理府総務長官所感

（58・10・20）

本日の給与関係閣僚会議において、一般職の国家公務員の給与について本年四月一日から平均二%の改定を行う方針が決定されました。

私は、去る八月五日に人事院勧告を受けて以来、人事院勧告を尊重するという基本姿勢に立ち、労働基本権の制約、良好な労使関係の維持、職員の生活及び志気への影響、職場秩序の維持等に配慮し、その実施に最大限の努力を傾注してまいりました。

他方、現下の経済社会情勢、異例に厳しい財政事情、国民的課題である行財政改革が推進されているなかでの国民世論の動向等についても考慮を払う必要があり、このような諸情勢を総合的に勘案し、今回の決定に至ったものであります。

今回の決定が、国民の期待に応え、日夜公務に精励している公務員諸君にとって、昨年度に引き続き厳しいものであることを私は十分認識しておりますが、現下の厳しい諸情勢の下における政府のできる限りの配慮であることを公務員諸君には十分御理解いただきたいと思います。国民の皆様にも、このような公務員の実情について十分な御理解を賜わりますようこの機会にお願いいたします。

私としては、今後とも人事院勧告制度を維持し、尊重するという基本姿勢を堅持するとともに、良好な労使関係を維持し、国民の皆様の御要請に応えるべく、行政の適正かつ効率的な運営に全力を尽くしてまいる所存であります。

(3) 6月中にすべての高校単位での　　協会との協力で成功させます。

(4) 教育行政の　　として、　　の配布にとどまると同時に、すべての分会で「公母通信」の発行をめざします。

(資料(37))

人事院総裁談話

給与関係閣僚会議の決定について

(58・10・20)

本日の給与関係閣僚会議において、本年の公務員給与の取扱いについて、本年四月一日から二％改定するとの方針が決定されました。このような措置は人事院の行った勧告の内容を大幅に変更するものであり、極めて遺憾であります。

現在、国家財政が異常な事態にあることは言うまでもありませんが、昨年の全面的な給与改定実施の見送りに引き続きこのような措置がとられたことは、公務員の労働基本権制約の代償機能としての人事院勧告制度の趣旨に反するものと言わざるを得ません。

政府が連年にわたりこのような決定をされたことによって、勤労者としての公務員諸君が今後の自らの勤務条件に対して抱く不安の大きさは察するに余りあるものがあり、ひいては、これが安定した労使関係と公務の運営にも影響を及ぼすことに深い危惧と憂慮の念を禁じ得ないところであります。

人事院勧告は内閣のみならず国会に対しても行われたものでありますから、今後、国会において、勧告の本旨に基づく真摯な審議が行われることを切に期待するものであります。

(資料(38))

地方公務員の給与改定に関する取扱いについて

(58年10月21日 自治振発第　号 自治事務次官通達)

本日、公務員の給与改定に関する取扱いについて、別紙のとおり閣議決定が行われた。

今日、国・地方を通じて行政改革及び財政再建が緊急かつ重要な課題とされており、とりわけ地方公務員の給与、退職手当のあり方について国民の厳しい関心が寄せられているところである。

また、地方財政は、昭和五十年度以降、累次にわたり巨額の財源不足に対処するための多額の地方債発行、交付税特別会計の借入れ等により昭和五十八年度末見込みにおいて、五十七兆円余に及ぶ借入金残高を抱えるに至っており、国の財政と同様に極めて深刻な状況にあり、その再建が緊要の課題となっている。

地方公務員の給与については、昭和五十年度以降各地方公共団体において適正化のための努力が払われてきたが、なお、国における一般職の職員の給与水準、制度・運用ともに問題が残されており、また、退職手当についても相当数の団体において国の支給基準を上回っている現状にあり、その適正化が急務とされている。

地方公務員の給与は、給与決定原則のもと、国家公務員の給与に準ずるべきものであり、地方公務員の給与改定に関する取扱いについては、今回の閣議決定の趣旨に沿い、特に下記事項に留意の上、適切に対処されるよう通知する。

なお、地方公営企業に従事する職員の給与改定に当たっても、これら事項を十分勘案の上、給与の適正化を図られたい。

おって、貴都道府県の市区町村に対しても、この通知の趣旨を速やかに示達されるよう御指導願いたい。

記

1. 国・地方を通ずる緊迫した財政事情、国民的課題である行財政改革が推進されているなかにおける国民世論の動向等を総合的に勘案し、決定されたものであること。

2. 地方公務員の給与改定を行うに当たっては、閣議決定にあるように、国家公務員に準じて行うものとするが、現に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、給与改定の見送り、給与水準を高める要因となっている給与制度及びその運用の見直しを行うなど、必要な是正措置を講ずること。

3. 地方公共団体における職員の給与改定の実施は、国における一般職の職員の給与に関する法律の改正等の措置をまって行うものであり、国に先行して改定しないこと。

4. 退職手当の支給等が国家公務員を上回っている地方公共団体にあっては、退職手当制度及びその運用について適正化措置を講ずること。

5. 地方公共団体における職員の給与改定を行うに際しては、次の点にも留意すること。

(1) 高齢層職員の昇給の停止及び延伸の措置が国家公務員に準じて行われていない地方公共団体にあっては、国家公務員に対すると同様の措置を講ずること。

(2) 期末・勤勉手当について国を上回る支給率を用いている地方公共団体は、これを是正すること。

(3) 手当を支給している地方公共団体は、制度の趣旨に合致しない特殊勤務手当を廃止すること。

6. 給与改定に関する条例その他の議案を議会に提出してはならないものであること。

7. 給与条例の改正は、その性質上事務処分によって行うことのないようにすること。

8. 既存の事務・事業の簡素合理化並びに公共施設等における管理運営の民間委託等の推進等により定員の縮減を図り、もって人件費の抑制に格段の努力を払うとともに、従来にも増して行政経費の節減に努めること。

(資料(39))

京都教育

(昭和46年5月23日 第3種郵便物認可) 号外

(1) 1983年11月15日(月3回発行10・20・30日)

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る 教育会館内
電話 (752) 0011
発行人 湯浅 晃

号外
1983年
11月15日

11.14 府教委交渉速報

'82人勧の凍結解除・'83人勧の実施で当局の姿勢を追及

定年制や人事についても緊急申し入れ

三原則つぶしを許さず

奥丹・校長処分問題でもきびしく追及

十一月十四日、京教組は人勧を始めとする従前からの積み残し、継続課題について府教委と交渉を行いました。

交渉では、あらためて、定年制や人事についての緊急申し入れを行うとともに、重大な段階に達している高校三原則つぶしの策動、丹後の四十一人の校長に対する不当な処分に対しても厳しい追及がなされました。

当局の主な回答と京教組の主張は次の通りです。

1 人勧問題

回答 八三人勧は尊重されるべきだと考えている。しかし、財政状況、法制度から状況は厳しい。10・21の2%、四月実施の閣議決定は、非常に残念だ。今後、交渉を含めて国会での審議状況、他府県の状況を見ながら、年内解決に向け努力していきたい。

京教組 もともと賃金は労使間の団体交渉で決定するのが原則。八三人勧の値切りは、賃金を低くおさえる役割を果たしてきた人勧制度を一層反動化させるものだ。

昨年の凍結に続く人勧値切りで40万円をこえる実損がうまれている、とうてい許されない。当局は、政府・自治省の圧力に屈することなく八二人勧凍結解除、八三人勧完全実施を最低の責務とすべきだ。

なお、1%財源は八二人勧の給与改定分だ。

2 第一次要求書にもとづく重点課題

部活動手当の改善や生徒会活動への適用拡大、生徒指導にともなう物損の補償、事務職員に対する時間外手当の増額要求、定数問題、四週五休問題、育児休業、看護休暇制度の改善等について、一括回答がありましたが、内容的には、定数については府の独自措置を守っていきたい。特殊学校手当の改善を今後検討したい—にとどまりました。

京教組は少なくとも生徒指導にかかわる特殊業務手当の改善を緊急にはかるべきこと、時間外手当や看護休暇問題など個々の要求については、十二月初旬にも専門部交渉を配置して、実現に向け、努力するよう強く求めました。

3 教育関連事項

当局 ①増収容対策、高校三原則問題について
・急増急減期にあたっては、私学と6：4の比率で対応する。急増期の40人学級は至難のワザだ・市内の定員割れは多様化のあらわれだ・60年に市内南部、宇治に公立高校を増設したい・制度検討委員会の最終答申は年内、または年明けに出る。組合から申し入れのあった教育委員と京教組との話しあいを近々、持っていきたい。

京教組 ・増収容対策の基本は希望者全員の収容、40人学級の堅持をもとにしたプランの確立だ・三原則論議を密室で進めていることは問題、広く父母、府民、教職員の声を聞くべきだ・府PTA連絡協議会の京教組に対する申し入れ文書を府教委が各地教委におろすのは極めて不当な行為、やめるべきだ。

当局 ②丹後の四十一人校長処分問題
組合の主催する研究集会には一切介入しない。校長には10・15通知にもとづいて、再々服務問題の指導をしてきたが、反した。将来をいましめ、注意をうながす立場から処分を指導した。

京教組 8・24非行克服の研究会は共催で単なる組合主催ではない。当日の服務上の措置は校長の裁量権に属するもの、府教委の不当な介入は許されない。ましてや、校長への大量処分は全国に例がない。処分行政の横行は重大だ。当然の旅費支給を強く要求する。

(3) 6月中にすべての高校単位での　　分会との協力で成功させます。
(4) 宣伝行動を重ねて、県民と広く結ぶ三万全ビラ配布にとりくむと同時に、すべての分会で「分会通信」の発行をめざします

（資料(40)）

京都教育　（昭和46年5月23日 第三種郵便物認可）（1部5円）　号外
1983年11月18日（月3回発行10・20・30日）

2%値切りに一言もなし 知事は勧告制度の趣旨と内容をふまえ見解を表明せよ

京都教育
発行 京都教職員組合
京都市左京区丸太町新通上る 教育会館内
電話（752）0011
発行人 勝浅 晃
※紙の価説料は組合費に含まれています。
号外
1983年11月18日

11・17府職連交渉速報

府職連は、17日、去る14日提出した、八三賃金確定要求書にもとづき、第一回目の副知事交渉を実施しました。

交渉は、11日、不当にも政府が二%値切り改定の給与法を国会に提出し、17日中にも自民党単独で衆院強行可決するのではないかという緊迫した情勢の中で開かれました。

佐藤府職連委員長の発言

佐藤府職連委員長は、「昨年の賃金凍結の中で異常な状態が続くもとで、春から3万円の要求を掲げてきている。年末をひかえた現在、人事委員会の6・39%引上げの勧告をうけて、使用者としての責任を明らかにする具体的な回答を明らかにせよ」と主張。

次に、平井府職連書記長代行は、「本日の交渉を全組合員が注目している。それは、国が財政事情を理由に公務員の労働基本権代償の制度をつぶす「二%値切り」を決定し、それを自治体に押しつけてきている時、府当局が、使用者として、職員の労働基本権を尊重するのか、国の圧力に屈するのか、この基本姿勢を明らかにすることだ。人をバカにする二%値切りは、断じて認められない！府人事委の6・39%勧告の完全実施を必ず実施せよ！年内確立、年内差額精算を行え！」と強く主張しました。

府職連の要求と主張

●八三年給与改定について

勧告については、労働基本権の代償措置であり、十分尊重されるものであり、人事委員会が「早期実施」を明言している重みは受けとめている。改定の手順は、同時に、地公法の規定から判断の要素がある。国は、新聞によれば、本日（17日）中にも衆院を給与法が通過し、会期中に成立する見込みと報じており、判断の大きな要素が決まる。

政府は、公務員の労働基本権、国の財政事情、国民世論など総合判断したといい、自治省は、「国並にせよ」と自治体に通達してきている。府の財政もきびしいものがあり、今後、客観的に決まってくる判断要素を比較検討して、今年度の決定をしたい。

給与改定は、労使の今回の最重要課題であること。人勧制度は労働基本権の代償であり、守らねばならないこと。労使の信頼関係に立って勧告を尊重すること。これをふまえて決断したい。

これに対し、交渉団は、次のように再度主張した。

○10月14日の教育長、管理部長交渉をうけて、副知事は、一体、何を検討したのか、また、11日の記者会見で知事は、「給与改定の補正予算を組まないこともありうる」と発言したと新聞は報じているが、こんな発言は許せない。

○国の「二%値切り」に対する当局の見解をハッキリせよ。

副知事は、この主張にまともに応えられず、「記者会見は、国で給与法が通らない場合の事を考えてのことだと思う。」「二%は、困ったことだと思う。」などの発言に終始しました。

●八三年度給与財源一%問題について

国・他府県の扱いなどから、府独自の措置はできない。八三年度分として、使わせてもらう。

●一号下位の復元について

人事委、議会が五十年度限りという認識に立っていること。国等の動向からも措置できない。

●格差是正について

本質的に、法律上意識して作った格差である。経過として、具体的な検討もしてきたが、実現に至っていない。他県と比べても、高い水準となっており、今、守りを固めるしかない。

●調整手当をはじめ諸手当の改善について

法律・条例で認められるものは、制度化を含め努力してきた。今後も努力したい。国費格差の制度化の見通しはつかない。

●既得権の擁護について

五五年以来、人事院は研究してきた具体案が公表されたら関係者と相談して検討したい。二十数年も経った給料表の見直しはありうること。

●公務員制度改悪問題について

定年制は、人事行政の基本として、社会的に定着している。今、地方自治体では、検討しており、府も避けて通ることはできないと考える。

●定年制について

今、当局として、責任があり、努力する余地のあるところである。給与本体が確定的でない時、回答の段階でない。

●福利厚生事業の充実について

次回府職連交渉 十二月二日
人勧署名 全教職員の組織内署名の強化を

（資料(41)）

京都教育　（昭和46年5月23日 第三種郵便物認可）（1部5円）　号外
1983年12月3日（月3回発行10・20・30日）

労働基本権、地方自治の自主性守る立場に立ち 今こそ知事の裁量権を発揮し、教職員の生活・京都の教育を守れ

府職連交渉に800人

京都教育
発行 京都教職員組合
京都市左京区丸太町新通上る 教育会館内
電話（752）0011
発行人 勝浅 晃
※紙の価説料は組合費に含まれています。
号外
1983年12月3日

12・2府職連交渉速報

不当にも国追随の2%条例化を提案

府職連（京教組・府職労）は十二月二日、午後一時三十分から決起集会を開き、二時から副知事交渉を行い、前回交渉（十一月十七日）をうけての府当局の姿勢を追及しました。交渉は冒頭、佐藤府職連委員長が第一回交渉をうけた府当局の検討、見解を求めました。

これに対し副知事は「人勧制度は労働基本権の代償措置であり、尊重すべき」ものとしながらも、人勧完全実施については「国や他府県の動きは大勢が国どおりの方向だ。二%改定は遺憾だが、二%で十二月府議会に上程し年内差額支給したい」と公務員労働者の生活を無視、国追随の無責任な姿勢を重ねてしめしました。

国なみ2%は林田府政基本姿勢のあらわれ

交渉では、教職員の生活を無視した副知事回答が、府当局の労働基本権、地方自治の自主性に対する基本姿勢のあらわれであると厳しく追及がされました。なかでも、「陳謝」はしたものの府の決算で九億円の黒字が出たのは職員の犠牲のもとに生まれたものと言っておきながら、府が出している「財作情報」には活力とうるおいのある、効率的財政運営の結果だ」と何ら職員の犠牲について ふれていないこと。また、管理職を無制限に拡大し、管理職手当も最高二五%まで増額をする。教職員には上任手当を支給するなど、管理統制、労働組合敵視の施策を強めてきていること。などが交渉の中で明らかにされ、林田府政の基本姿勢に厳しい追及がなされました。

「誠意をもってやってきた」というが何ら具体的事実が示されていない

府当局が提出した「給与条例案」は、政府・自民党が、ゴリ押しで可決した「給与法」と何ら変りはなく、横すべりさせただけのものであり、地方自治の自主性を守り、知事の裁量権を発揮しない極めて不誠実なものです。

これに対し交渉団は、人勧値切りは、公務員労働者の生活を破壊するだけでなく、民間労働者の賃上げにも大きく影響し、その結果府民の生活や京都の経済の不況に拍車をかけるものであり、完全実施はどうしても必要であると当局にせまりました。

さらに、「給与改定を決める交渉に知事も出席せずこれで本当に当局の誠意を示しているといえるのか」、また「当局は、給与法案が国会で慎重に審議したものと言うが、参議院で審議したのは一時間程度だ」と、不誠実な当局を追及しました。

「労働基本権を尊重する」「国の態度は遺憾である」とするならば、知事の裁量権を発揮し、当局の責任として職員の生活を守ることを基本に条例化することが当然です。

府職連要求に基いて再交渉を約束

府職連要求に対して、何ら具体的事実を示さずに提出された給与条例案については、「納得がいくものではない」「再考を」の追求に対して、「年内支給が難しくなる」などと逃げていた当局も、「要求に基づいて、再度交渉をもつ」ことを合意し、交渉を打ち切りました。その後、本館前で報告集会が開かれ、府当局に対して大きな怒りを今後のたたかいと、総選挙勝利をめざすことを確認し、散会しました。

なお、次回交渉は十二月十二日に行なわれます。

副知事回答

(1) 人勧制度について
人勧は公務員の労働基本権の代償措置として認識し、尊重すべきである。これは十一月末の府議会でも知事が答弁している。

(2) 給与改定について
国が国会で人勧と異った給与法を出したのは遺憾だが、国会で成立したことは重みがある。他府県でも国以上の改定は皆無。
当局としては、十二月府議会に条例提案したい。そのため本日にも妥当決定したい。給与改定は二%改定でお願いしたい。

(3) 一時金について
五九年度の一時金支給日を六月十五日を六月三十日、十二月五日を十二月十日とする。

(資料(42))

24万円もの実損をうむ人勧値切りは許されない

(40才既婚教職員・京教組試算)

府当局が提出した給与条例案

1．一般行政職の改定

給料表	1.70	4,272円
諸手当	0.14	354
はね返り	0.16	391
合計	2.00	5,017

2．給料表上の改定率

行政職給料表	2.0%	医療職給料表(2)	2.0%
公安職給料表	2.0%	〃 (3)	2.0%
教育職給料表(1)	2.0%	研究職給料表	2.0%
〃 (2)	2.0%	協約給料表	2.0%
〃 (3)	2.0%	指定職給料表	2.0%
医療職給料表(1)	2.0%		

3．諸手当

①扶養手当

	人勧	現行	給与法	人勧比
配偶者	13,000円	12,000円	12,300円	△700円
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	4,500円	3,500円	3,800円	△700円
ただし、配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち1人は。	9,000円	8,000円	8,300円	△700円

②通勤手当

	人勧	現行	給与法	人勧比
全国支給の限度額	19,000円	17,000円	17,600円	△1,400円

③住居手当

月額16,500円を超える家賃を支払っている職員に対する支給月額を、家賃の月額から16,500円を控除した額の2分の1（その額の2分の1が6,800円を超える時は、6,800円）を7,500円に加算した額に引き上げる。

④期末手当、勤勉手当

支給日を、基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日とする。

4 適用日

これらの改定は、昭和58年4月1日から適用する。ただし、2の(5)の期末手当及び勤勉手当の支給日の変更については、昭和59年4月1日から適用する。

教職員のくらしを無視した府当局の2%値切り条例案を提示

●京教組試算

独身教職員(25才・京都市内在住)　教育職(3)2-8

	現行Ⓐ	給与法Ⓑ	83人勧Ⓒ
給与月額	139,400	142,300	148,800
教職調整額	5,576	5,692	5,952
調整手当	13,047	13,319	13,927
12ヶ月間の給与期末・勤勉手当(年間)	2,670,588	2,726,155	2,850,675

Ⓒ−Ⓑ　124,510　　Ⓑ−Ⓐ　55,567

既婚教職員(40才・京都市在住 妻・子2人)　教職員(3)2-23

	現行Ⓐ	給与法Ⓑ	83人勧Ⓒ
給与月額	246,100	251,000	261,600
教職調整額	9,844	10,040	10,464
調整手当	24,744	25,284	26,465
扶養手当	19,000	19,900	22,000
期末手当	1,138,814	1,166,651	1,218,010
勤勉手当	306,875	312,986	326,203
計	5,041,145	5,151,325	5,390,561

Ⓒ−Ⓑ　239,236　　Ⓑ−Ⓐ　110,180

(資料(43))

京都教育
発行 京都教職員組合
京都市左京区丸太町新通上る 教育会館内
電話(752)0011
発行人 増渕 晃
本紙の複製物は組合員に配布されています。
号外
1983年12月13日

12・12府職連交渉結果 '83賃金確定闘争討議資料

'83賃金確定にあたっての府当局の最終回答と京教組執行委員会の態度

一九八三年十二月十二日　京教組執行委員会

1、12/12府職連交渉における当局の最終回答

副知事回答

(1)給与改定について　一一月二日交渉後の全国状況は、三二県が国なみ改定を条例化している。一二月府議会に、国に準じて二%改定の条例提案をし、年内に審議決定をしていただきたい。尚、全国的・地方的に新しい条件が生まれれば交渉を再開する。

(2)互助組合に対する福利厚生事業を充実させたい。

(3)本年度退職者について何らかの措置を検討したい。

(4)既得権は尊重し、その維持のため努力したい。

(5)一時金の支給日　来年度から全国なみに六月一五日を六月三〇日に、一二月五日を一二月一〇日にする。これにともない生活上支障も予想されるのでその解決にむけ検討したい。

(6)定年制について　組合との交渉で決定する。早く案をつくり提示したい。

2、当局の最終回答に対する京教組執行委員会の態度

(1)当局の最終回答は、三万円以上の大幅賃上げ、一年分の人勧完全実施を求めた府職連要求にてらし、とうてい納得できるものではない。

(2)当局の最終回答は、政府・財界の臨拡臨調路線、人勧抑制攻撃と、そのもとでの教職員・府職員の生活破壊に進んで手をかす林田自民党府政の反動性を象徴する回答といわざるをえない。互助組合の福利厚生事業の充実をはかったとはいえ、教職員・府職員の雇用者として生活維持向上に責任を持つ当局の責任を完全に放棄した林田自民党府政と府教委の責任は重大である。

(3)京教組執行部は、当局にこのような最終回答を許した政治的背景を重視し、八・二人勧凍結・八三人勧の大幅値切りを打ち破るたたかいを%で条例化してきていること、近県や全国の多くの結果が国なみ二ひき続き強めることを前提に、近県や全国の多くの結果が国なみ二給は切実な要望でもあること等に留意して、一二月府会での国なみ二%条例化を勝ちとらざるを得ないと考える。ひきつづき教職員の生活と権利を守るため全力をあげるものである。

(4)なお、以上の基本的な態度を職場討議にかけ、支部機関会議を経て一二月一九日、拡大闘争委員会で集約、一月上旬の次期中央委員会で事後の承認を得るものとする。

3、昨年の凍結に続いて大幅値切りを強要されたのはなぜか

●国会で自民党が安定多数を占め、これに力を得た政府・財界は一体となって、公務員賃金抑制をテコに臨拡臨調断行のかってない攻撃を強めてきました。とりわけ、八三春闘が史上最低の賃上げに終ったことに示されるように、労働戦線の右傾化の中で、公務員賃金の抑制・凍結、民間賃金のおさえこみを一体のものとして攻撃してきたところに第一の理由があります。

●このような中で、全民労協路線に迎合する公務員共闘や日教組は、先の臨時国会でも国会に自民党となれあい、党利党略的に給与法案を成立させた社会党をはじめとする反共野党とともに、公務員労働者の人勧闘争を、事実上流産させました。

社・公・民が国会解散をエサとする自民党戦略にのり、田中決算棚上げ、悪法成立に手をかしたことが今、大問題になっていますが、なかでも、給与法成立の経過は重大です。一一月二六日、(参)内閣委員会はたった一時間で給与法案を成立させました。社会・公明一五分、共産・民社一〇分の質問時間を内容とする審議一時間の自民提案に社・公・民は賛成し、審議継続を求める共産党の動議に自・社・公・民が反対し、給与法案成立に道を開きました。

公務員共闘・日教組はもとより、社会党の利益を人勧闘争の上においてたたかいを指導してきました。一一・二九付日教組指示文書に示されるように「国なみ地方確定を公示前日の一二月一日迄に終らせること」を強力に指導し、その結果、今日、多くの結果が一二月地方議会での国なみ二%の条例化を余儀なくされてきました。

このように、公務員共闘・日教組は二%+αを基本として八三賃金確定のたたかいを進めるという重大な弱点を持っていたこととあわせて確定の重要段階できわめて反労働者的な態度をとったところに何より重大な問題があります。

4、当面する総選挙で臨政革新、自民党となれあい反共野党に明確に審判を与え新たな人勧闘争の条件作りを

(1)京教組・統一労組懇の全力あげたとりくみとたたかいの前進

四月以降、京教組は八二年人事院勧告凍結打破、八三年人事院勧告の「完全実施」をめざして、京都統一労組懇に結集し、統一行動(一斉職場集会・分会会議)七回、中央交渉請願行動六回、集会(中央・地域)四回、当局交渉(府職連・府教委・人事委)一一回、府会請願・各派申し入れ、署名、全戸配布など多様なとりくみを進めてきました。又、府下全域の自治体、労働組合への申し入れ行動を統一労組懇とともに行ない、京教組執行委員会は、統一行動(一斉職場集会・分会会議)七回、当局交渉(府職連・府教委・人事委)一一回、府会請願・各派申し入れ、署名、全戸配布など多様なとりくみを進めてきました。又、府下全域の自治体、労働組合への申し入れ行動を統一労組懇とともに行ない、京教組執行委員会は、統一行動(一斉職場集会・分会会議)七回、中央交渉請願行動六回、集会(中央・地域)四回、当局交渉(府職連・府教委・人事委)一一回、府会請願・各派申し入れ、署名、全戸配布など多様なとりくみを進めてきました。又、府下全域の自治体、労働組合への申し入れ行動を統一労組懇とともに行ない、京教組のいのちとくらしを守るたたかいを大きく世論化し、健康保険、老人医療、減税問題など、国政拿下の労働組合も賛成せざるをえない行動を成功させてきました。特に教育大運動、三原則闘争と結合させ、地域のすみずみまで人勧抑圧を柱とする行革の本質を多くの府民に訴え、世論の結集につとめてきました。この中で、中央における五野党四団体共闘の取り引きや、公務員共闘・日教組のみせかけスト戦術をきびしく批判し、特に公務員共闘・日教組がストを中止した時にも、私たちは統一行動を成功させ、たたかいの前進のため経力をあげてきました。八三賃金確定の経過は、統一労組懇を中心とするこれらのたたかいの二層の前進を求めるものとなっています。

(2)国政革新、政治革新が要求実現・前進の保障

今はげしくたたかわれている経過は、まさに日本の進路を決定する重大な岐路にたった闘いです。

臨拡臨調、行革を前面に、戦後政治の反動的総決算を叫び、田中金権をかくし、国民収奪を二層強める中曽根政治に依拠を下さない限り私たちの要求前進は困難です。人事院勧告の凍結、さらに一方的値切りを強行した背景は、臨時国会における五野党のあからさまな取り引きによるなれあい解散に、給与法や行革法案がつかわれた結果でした。特に新聞報道でもあきらかにされた、社会党と福田派閥議員との取り引きは、公務員労働者の切実な要求を利用し、給与法を党利党略につかったもので、断じて認めるわけにはいきません。又、給与法成立に手をかした公明・民社は、国民を苦しめる担税である安保条約を容認した、行革推進を叫んでいます。このような野党がいくら前進し、与野党伯仲になっても、それは自民政治の延長でしかなく、国民のいのちとくらし、ましてや労働者の賃上げなど実現するはずがないことも明らかです。

又、一二月一二日新聞報道は、字佐美岡豊会長談として「今次選挙で中道が前進する。その結果全民労協は一層強化され、労働戦線の再編は前進する。」といっています。

労働者を裏切り、産業報国会の現代版労働戦線の右翼再編を許す結果となれば、私たちの賃金闘争はきわめて困難となります。

このように、給与法成立の背景となった自民党と反共野党のなれあいに明確な審判を与え、労働戦線の右翼的再編を阻止することが人勧闘争の新たな前進のためにきわめて大切になっています。ひきつづきたたかいに全力をあげましょう。

（資料(44)）

9教職　第46号
昭和59年3月16日

各府立学校長殿

京都府教育委員会
教育長　川本　邵

府立学校の事務部設置等に関する規則の一部改正及びそれに伴う学校事務職員の昇任について

府立学校の事務部設置等に関する規則（昭和48年京都府教育委員会規則第11号）の一部が別紙写しのとおり改正されましたので通知します。

なお，この改正に伴う昭和59年度の主査昇任については別紙要綱に基づき実施することとなりましたので，下記により該当者を調査のうえ，必要な手続をとられるようお願いします。

記

1. 手続方法　別紙要綱に基づいて該当者を調査し，別紙様式「主査候補者一覧」に誤りがないかどうかを確かめ，もし誤りがあれば適宜追加・削除・訂正のうえ，教育長あて上申すること。
2. 提出期日　昭年59年3月22日（木）　府立学校長会
3. その他　該当者の勤務歴等の取扱い基準について疑義がある場合は，教職員課人事係に問合わせられたい。

府立学校の事務部設置等に関する規則
（昭和48年教委規則第11号）の一部改正 ― 新旧対照表

現行	改正案
（事務部の設置等） 第2条　府立学校に事務部を置く。 2. 事務部の組織および運営に関する事項は，教育庁が定める。 第3条　事務部に，事務部長を置く。 2. 事務部長は，上司の命を受けて事務部の事務を掌理する。 3. 事務部長は，事務職員をもってあてる。	（事務部の設置） 第2条　府立学校に事務部を置く。 （事務部の職） 第3条　事務部に，事務部長を置く。 2. 事務部長は，上司の命を受けて事務部の事務を掌理する。 3. 事務部に，主査を置くことがある。 4. 主査は，上司の命を受けて担任の事務を処理する。 5. 事務部に，主査を置く。 6. 主事は，上司の命を受けて事務を処理する。 7. 事務部長，主査及び主事は，事務職員をもって充てる。 （委任） 第4条　この規則に定めるもののほか，事務部の組織及び運営に関し必要な事項は，教育長が定める。

1. この規則は，昭和59年4月1日から施行する。
2. この規則の施行の際現に京都府立学校事務職員である者のうち別に辞令を発せられない者については，昭和59年4月1日付けで主事に補されたものとする。

3/8 教職室課長より提示

府立学校の事務組織等の整備について

複雑多岐にわたり専門化する学校事務を適正かつ効率的に執行していくため，事務組織等の整備を図る。

▶ 事務職員の「補職」について
事務職員の「補職」を整理し，学校事務を円滑かつ適切に執行するとともに，給与体系との整合性を図る。
（補職名）
「主事」　「主査」　「事務部長」

▶ 事務部所掌事務について
事務部長の専決事項等を整備し，学校事務を迅速かつ適正に執行する。

▶ 事務部長について
事務部長の果している職責と職務遂行状況等に鑑み，管理職員等の範囲に含める。

㊙

京都府教育委員会規則第53号

府立学校の事務部設置等に関する規則の一部を改正する期則

府立学校の事務部設置に関する規則（昭和48年京都府教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「設置等」を「設置」に改め，同条第2項を削る。

第3条の見出しを「（事務部の職）」に改め，同条第3項中「事務部長」の右に「主査及び主事」を加え，「あてる」を「充てる」に改め，同項を同条第7項とし，同条第2項の次の次の4項を加える。

3. 事務部に，主査を置くことがある。
4. 主査は，上司の命を受けて担任の事務を処理する。
5. 事務部に，主事を置く。
6. 主事は，上司の命を受けて事務を処理する。

第3条の次に次の1条を加える。

（委任）

第4条　この規則に定めるもののほか，事務部の組織及び運営に関し必要な事項は，教育長が定める。

附　則

9教職　第63号
昭和59年3月31日

各府立学校長殿

京都府教育委員会
教育長　川本　邵

府立学校の事務等に関する規定の一部改正について（通知）

このたび，府立学校の事務等に関する規程の一部を改正する訓令（昭和59年京都府教育委員会教育長訓令第1号。以下「訓令」という。昭和59年3月30日付け京都府公報登載）を定めたので通知します。

貴職におかれては，改正点を了知の上，下記事項に留意し，学校事務の処理が適正かつ円滑に行われるよう配慮願います。

記

1. 改正の概要
(1) この訓令は，府立学校の事務部設置等に関する規則（昭和48年京都府教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき，府立学校における事務処理の一層の効率化を図るため，事務部の事務処理について，必要な改正を行うものである。
(2) この訓令による改正点は，次のとおりである。
ア　前記規則の改正（府立学校の事務部設置等に関する規則の一部を改正する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第4号）。（昭和59年3月16日公布）に伴って根拠条文の改正を行ったこと（第1条関係）。
イ　公印に関する事務の規定を明確にしたこと（第2条関係）。
ウ　事務部長は，重要又は異例なものを除き，次の事項を専決できるものとしたこと（第5条関係）。
(ア) 事務職員等の事務分掌の決定。
(イ) 職員（校長を除く。）の扶養親族の認定並びに通勤手当及び住居手当の月額の決定。
(ウ) 職員の各種証明書（身分証明書を除く。）の発行
(エ) 生徒及び卒業生等の各種証明書（生徒の教務に関する証明書を除く。）の発行
(オ) 定例的かつ軽易な事件に係る照回，回答，報告等の処理
エ　事務部長は，校長が不在であり，かつ，緊急に処理を要する場合は，重要又は異例なものを除き，従来定められていた事項のほか，次の事項を校長に代って決裁できることとしたこと（第6条関係）。
(ア) 事務職員等の年次休暇，特別休暇，職務に専念する義務の免除及び欠勤に関する届出の受理及び承認
(イ) 事務職員特の勤務を要しない時間の指定及びその変更
(ウ) 事務職員等の時間外，休日及び休暇日の勤務命令
(エ) 事務職員等の出張命令及び復命の受理
オ　その他所要の改正を行ったこと。
2. 施行期日
この訓令は，昭和59年4月1日から施行されるものであること。

学校事務職員に係る主査任命要綱

1. 趣　旨
学校事務内容の複雑多様化に伴う事務能率の向上を図り，あわせて学校事務職員の勤務意欲の増進を図るため，府立学校における事務に永年従事し，かつ担当業務に精通した者について，この要項を定めるところにより任命するものとする。
2. 任命基準
(1) 日常の業務処理態度，業務遂行の実績，勤務の状況等が良好で，かつ，公務員としての自覚と責任感，勤務意欲が十分認められる者であること。
(2) 40歳以上60歳未満であること。
(3) 引き続く公務員歴（国又は都道府県における在職期間に限る。）が20年以上で，かつ，京都府における勤務歴が10年以上であること。
(4) 支給されている給与の等級が行政職給料表5等級以上であること。
3. 基準日
第2項の任命基準に該当しているか否かの確認は，4月1日現在において行うものとする。
4. 発令日　発令は，4月1日に行う。
5. 任命しない者
(1) 発令日現在，休養，休職中の職員又は長期病気休暇中の職員
(2) その他任命することが適当でない職員

京都府教育委員会教育長訓令第1号

府立学校の事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和59年3月30日

京都府教育委員会
教育長　川本　邵

府立学校の事務等に関する規程の一部を改正する訓令

府立学校の事務等に関する規程（昭和48年京都府教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第2項」を「第4条」に，「はかる」を「図る」に改める。

第2条を次のように改める。

（事務部の事務）

第2条　府立学校の事務部においては，学校事務として次の事務をつかさどる。

(1) 公印の管守に関すること。
(2) 文書の収受，発送，保存及び廃棄に関すること。
(3) 職員の服務，任免及び給与に関すること。
(4) 職員の福利厚生に関すること。
(5) 卒業生台帳，指導要録等の保管及び諸証明に関すること。
(6) 調査及び統計に関すること。
(7) 教育委員会その他の官公署との連絡に関すること。

府立学校の事務等に関する規程（昭和48年教育長訓令第６号）の一部改正

現　　行	改　　正
（目　的） 第１条　この規程は，府立学校の事務部設置等に関する規則（昭和48年京都府教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第２条第２項の規定に基づき，府立学校における学校事務を適正に処理し，もって円滑な学校運営をはかるため必要な事項を定めることを目的とする。 （事務分掌） 第２条　府立学校の事務部においては，学校事務として次の事務をつかさどる。 (1)　公印に関する事務 (2)　文書の収受，発送，保存および廃棄に関する事務 (3)　職員の服務，任免および給与に関する事務 (4)　職員の福利，厚生に関する事務 (5)　卒業生台帳，指導要録等の保存および諸証明に関する事務 (6)　調査，統計に関する事務 (7)　教育委員会その他官公署との連絡に関する事務 (8)　公有財産の維持管理に関する事務 (9)　予算の調整および決算に関する事務 (10)　令達予算の執行に関する事務 (11)　歳入，歳出予算の経理に関する事務 (12)　現金の出納および保管に関する事務 (13)　小切手の振り出しに関する事務 (14)　物品の購入，修繕に関する事務 (15)　物品の出納および保管に関する事務 (16)　物品の管理および不用品の廃棄に関する事務 (17)　技術の処理に関する事務	（目　的） 第１条　この規程は，府立学校の事務部設置等に関する規則（昭和48年京都府教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき，府立学校における学校事務を適正に処理し，もって円滑な学校運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。 （事務部の事務） 第２条　府立学校の事務部においては，学校事務として次の事務をつかさどる。 (1)　公印の管守に関すること。 (2)　文書の収受，発送，保存及び廃棄に関すること。 (3)　職員の服務，任免及び給与に関すること。 (4)　職員の福利厚生に関すること。 (5)　卒業生台帳，指導要録等の保管及び諸証明に関すること。 (6)　調査及び統計に関すること。 (7)　教育委員会その他官公署との連絡に関すること。 (8)　公有財産の維持管理に関すること。 (9)　予算の調整及び決算に関すること。 (10)　令達予算の執行に関すること。 (11)　歳入及び歳出予算の経理に関すること。 (12)　現金の出納及び保管に関すること。 (13)　小切手の振出しに関すること。 (14)　物品の購入及び修繕に関すること。 (15)　物品の出納及び保管に関すること。 (16)　物品の管理及び不用品の廃棄に関すること。 (17)　技術の処理に関すること。

昭和59年3月31日

各府立学校長殿

京都府教育庁管理部
教職員課長　上　田　吉　治

府立学校の事務等に関する規程の一部改正に伴う留意事項について

上記のことについては，このたび，府立学校の事務等に関する規程の一部を改正する訓令（昭和59年京都府教育委員会教育長訓令第1号）によって改正が行われたところですが，その実施に当たっては，この訓令の趣旨を了知するとともに，下記事項に留意の上，府立学校における事務処理の効率化が円滑に行われるよう所属職員を指導願います。

記

第２条関係

第１号　「公印の管守」とは，公印の保管とともに，決裁を経た文書への押印に関する事務を含むものとする。

第５条関係

事務部長は，専決できる事項でも重要なもの又は異例なものは，あらかじめ校長の承認を受けなければならない。

第１号

１　「事務職員等」とは，事務部においてつかさどる事務に従事する職員をいう。

２　事務分掌の決定に当たっては，職員の経験，担当する事務量及び同一業務従事年数等に十分配慮するものとする。

第３号　「職員の各種証明書（身分証明書を除く。）」とは，たとえば給与証明書，扶養手当非支給証明書その他の事実証明書をさす。

第４号

１　「卒業生等」とは，卒業生のほか，転学者及び退学者等を含む。

２　「生徒の教務に関する証明書」とは，たとえば在学者に係る調査書，成績証明書及び卒業見込証明書等をさす。

第５号　「定例的かつ軽易な事件に係る照会，回答，報告等」には，たとえば給与費経理状況調，現員現給調及び定時制通信教育手当支給状況報告書等が含まれる。

第６条関係

１　事務部長が代理決裁できるのは，校長が不在であり，かつ，緊急に処理を要する場合に限る。

２　代理決裁した場合は，起案文書にその旨表示し，軽易なものを除き，その後遅滞なく校長の閲覧に供するものとする。

その他（第５条及び第６条関係）

専決及び代理決裁は，校長の権限に属する事務について，内部的委任によって処理する方法であるので，外部に対する表示は，校長の名で行われるものである。

現　　行	改　　正
(8)　公有財産の維持管理に関すること。 (9)　予算の調整及び決算に関すること。 (10)　令達予算の執行に関すること。 (11)　歳入及び歳出予算の経理に関すること。 (12)　現金の出納及び保管に関すること。 (13)　小切手の振出しに関すること。 (14)　物品の購入及び修繕に関すること。 (15)　物品の出納及び保管に関すること。 (16)　物品の管理及び不用品の廃棄に関すること。 (17)　技術の処理に関すること。 (18)　その他学校事務の処理に関すること。 第５条を次のように改める。 （専決事務） 第５条　事務部長は，次の各号に掲げる事項を専決するものとする。ただし，重要又は異例なものは，この限りでない。 (1)　事務職員等の事務分掌の決定 (2)　職員（校長を除く。）の扶養親族の認定並びに通勤手当及び住居手当の月額の決定 (3)　職員の各種証明書（身分証明書を除く。）の発行 (4)　生徒及び卒業生等の各種証明書（生徒の教務に関する証明書を除く。）の発行 (5)　定例的かつ軽易な事件に係る照会，回答，報告等の処理 第７条を第８条とし，第６条を第７条とし，第５条の次の次に次の１条を加える。	(18)　その他学校事務の処理に関すること。 （専決事務） 第５条　事務部長は，次の各号に掲げる事項を専決するものとする。ただし，重要又は異例なものは，この限りでない。 (1)　事務職員等の事務分掌の決定 (2)　職員（校長を除く。）の扶養親族の認定並びに通勤手当及び住居手当の月額の決定 (3)　職員の各種証明書（身分証明書を除く。）の発行 (4)　生徒及び卒業生等の各種証明書（生徒の教務に関する証明書を除く。）の発行 (5)　定例的かつ軽易な事件に係る照会，回答，報告等の処理 （代理決裁） 第６条　事務部長は，校長が不在であり，かつ，緊急に処理を要する場合は，次の各号に掲げる事項については，校長に代わって決裁することができる。ただし，重要又は異例なものは，この限りでない。 (1)　事務職員等の年次休暇，特別休暇，職務に専念する義務の免除及び欠勤に関する届出の受理及び承認 (2)　事務職員等の勤務を要しない時間の指定及びその変更 (3)　事務職員等の時間外，休日及び休暇日の勤務命令 (4)　事務職員等の出張命令及び復命の受理 (5)　京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号）第５条の規定により公所長の委任された事務のうち次に掲げるもの ア　歳入の徴収 イ　令達予算の範囲内での支出命令 ウ　物品の出納の通知 エ　歳入歳出外現金の出納の通知 (6)　京都府教育財産取扱規則（昭和40年京都府教育委員会規則第３号）第５条の規定に基づく教育財産の滅失又はき損の報告 附　則 この訓令は，昭和59年４月１日から施行する。

多くの高校出てるのに、すべての分会で「ハガキ通信」の発行をやめました。チャ

京都府教職員委員会
教育委員長　大槻弥一郎殿
教　育　長　川本　　邵殿

京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　井　上　　進
事務職員部長　片　岡　親　樹

『府立学校の事務組織等の整備について』に関する質問書

府立高教組及び同事務職員部は，貴教育委員会が提示した『府立学校の事務組織等の整備について』は職務職階制を導入することで学校事務室を府の出先機関化させ，教職員とりわけ行政職俸給表適用者に対する管理体制を強化させるものであり反対であり，撤回を求める方針をいささかも変えるものではありません。しかも，今回の『府立学校の事務組織等の整備について』は3月8日，組合に初めて提示されたものであり，あまりに突然なことに職場では驚きと混乱があります。一方的実施はやたら学校に混乱をまねくのみであり，当面4月1日実施を延期し，校長への充分な説明と職場討議を少なくとも保障すべきだと考えています。しかしながら，3月16日教育委員会規則の1部「改正」が一方的におこなわれ『府立学校の事務組織等の整備について』の内容の一部，補職が制度化されるに至った現時点において，一般に規則や制度が本来的にもっている性格から「ひとり歩きする危険」を防止するため，一定の意見交換を行なっておく必要があると考えます。

とりわけ，この『府立学校の事務組織等の整備について』言えば，貴委員会自らが，「このことによって，従来の仕事を変えようとするものではない。」「管理体制強化を意図するものではない。」「48年の事務部設置規則制定時の議論のうえに立っている。」ことを明言してきたところであります。したがって，『府立学校の事務組織等の整備について』によって，従来の民主的学校運営及び事務室運営が上意下達的に変更されることがあってはなりません。

その立場から，府立高教組及び同事務職員部としての意見と要求を以下に申し述べますので，御検討のうえ，文書で明解に回答されるよう申し入れます。

1　『府立学校の事務組織等の整備について』と学校運営及び学校事務職員の在り方の基本

(1)　『府立学校の事務組織等の整備について』の性急且つ一方的実施はやたら学校に混乱をまねくのみであり，当面4月1日実施を留保し，校長への充分な説明と職場討議を少なくとも保障すべきであると考えるがどうか。

(2)　学校教育は憲法と教育基本法にもとづき，教育基本法第1条に示される教育の目的を実現することをめざすものである。学校事務職員は学校教育法第50条で，この教育目的を達成するために置くことを必要とされる職員である。今後もこの立場に立って教育行政・学校運営を進め，『府立学校の事務組織等の整備について』によって，この立場がいささかもそこなわれることのないようにすることが重要だと考えるがどうか。

(3)　『府立学校の事務組織等の整備について』は48年の事務部設置規則制定時の議論のうえにたっていると明言しておられることからみても，48年の確認書（昭和48年11月29日）は極めて重要であり，先般来の管理部長発言通り今後も尊重すべきであると考えるがどうか。

(4)　上記の観点から『府立学校の事務組織等の整備について』は従来の事務室・学校運営を変更するものではないと考えるがどうか。又，それに反する事態がおこれば直ちに是正すべきであると考えるがどうか。

2　補職について

(1)　「主査」基準（公務員歴20年以上，府職員歴10年以上，40才以上，五等級以上）は，民間勤務歴のある人及び団体専職員であった人にとっては極めて不利であり，不利にならないよう是正すべきであると考えるがどうか。

(2)　上記の「主査」基準を満たす者のみ無条件で「主査」に補すべきで，今後とも勤評的要素（勤務成績の良好なもの等々）は一切加味すべきでないと考えるがどうか。

(3)　「主査は……担任の事務を処理する」「主事は……事務を処理する」となっている。このことによって，事務室内での民主的協議にもとづく従来の事務室運営（事務分担）を変更するものではないと考えるがどうか。

3　専決・代決事項について

(1)　専決事項については，学校での意見集約をして具体的に定めなければ，各校専決事項の内容がまちまちになる恐れがあると考えるがどうか。

(2)　専決事項は事務効率をあげるのが目的で，方針として決定している事項・事実に基づく事項を専決にするのであって，特別の権限を付与するのではないと考えるがどうか。

(3)　代決事項については，行政職俸給表適用者全体の服務の取扱いは現在，各校まちまちの状況があり，学校運営上どのようにすれば良いのか大いに検討すべき課題である。したがって，今回代決事項を新たに拡大することは撤回すべきであると考えるがどうか。

4　事務部長の管理職員等の指定について

(1)　事務部長は学校（教育機関）に働く職員であり，行政職一般で律しきれない側面がある。したがって，事務部長を管理職員等の範囲に含めることは，ふさわしくないと考えるがどうか。

(2)　事務部長の任命にあたっては，48年事務部設置時の主旨をふまえ，学校とりわけ事務室の意向が十分反映されるべきであると考えるがどうか。

(3)　事務部長の任命にあたっては，学校事務の特殊性・専門性を考慮しておこなうべきでありいやしくも，管理職手当目あての「天下り」事務部長の増加をまねくことのないようすべきであると考えるがどうか。

5　その他

(1)　学校事務の専門性が発揮されるよう，事務改善及び学校事務職員の待遇改善がなされるよう努力すべきであると考えるがどうか。

1984年3月30日

「管理職員等の範囲」の拡大についての申入れ

京都府人事委員会
委員長　坪　倉　一　郎　殿

京都府教育委員会は，3月9日，新たに54名を「管理職員等の範囲」として拡大するよう，一方的に京都府人事委員会へ提起しました。

この不当性について府立高教組は府教委に厳重に抗議を申し入れているところでありますが，人事委員会が第3者機関として，人事行政の民主化を担うという人事委員会本来の任務に立って，今回の府教委の提起についての検討にあたられるよう申し入れるものです。

以下，今回の府教委提案についての府立高教組の見解を明らかにします。

(一)　「管理職員等の範囲」についての基本的な考え方

「管理職員等の範囲」の問題は，いいかえるなら「組合員の範囲」の問題であり，本来，労働組合が自主的に決定すべき労働組合の団結自治の原則にかかわる重大な問題です。したがって，労働組合の合意も経ないで，一方的に拡大することは，労働組合の団結自治への重大な侵害であり，認めるわけにはいきません。

以下，「管理職員等の範囲」を考えるいくつかの原則問題について述べます。

1.　「管理職員等の範囲」の規定は，労働組合から当局の利益代表者を排除するために設けられたもの

「管理職員等の範囲」についての地公法の改正（昭和53年）は，ILOドライヤー委員会の「その範囲を，組合員の相当な部分を剥奪することによって，その団体を弱体化させるほどに広範に定義づけるべきでない」との勧告（昭和40年）と，これにもとづく第3次公務員制度審議会の「労組法2条の規定に準じて整備する」との答申（昭和48年）を受けておこなわれたものであり，政府も改正に際して，「その幅を広げたりせばめたりするものではない」と，明確に述べていました。労組法2条の規定は，労働組合の御用組合化を防ぎ，その自主性を確保するために，使用者の利益代表を組合から排除することを決めたものです。

従って「管理職員等の範囲」を定めるにあたっては，このような法改正の経過や主旨を十分にふまえ，労組法にいう「会社役員」や「使用者の利益を代表する者」に限定して厳密に行われなければなりません。

具体的には，その職の名称のいかんや地位の高低にかかわらず，その職員が労働組合に加入することによって，当局と対等に立つべき労働組合の自主性がそこなわれるかどうかを判断の基準とすべきです。

2.　「管理職員等の範囲」は，純粋に労使関係においてのみとらえるべきもの。

「管理職員等の範囲」は，人事院も述べているとおり，純粋に「労使関係」においてのみとらえるべき」です。具体的には組合員の生活向上と権利拡大・労働条件の改善など労働組合の要求に対して団体交渉の場において，当局を代表するものとしての責任ある回答をなしうる権限と能力を有しているかどうかを，それぞれの職場の実態に即して判断することが重要です。

(二)　府教委案の具体的な問題点

1.　事務部長について

上記2点の原則的立場からみるとき，事務部長を「管理職等の範囲」からはずすべきは当然のことといえます。

それは，昭和48年，学校に「事務部」が設置された際「事務部長」が明記されましたが，それはどこまでも「事務部」の「まとめ役」として位置付られたにすぎません。そのことは，いわゆる「事務部設置規則」・「事務処理規定」制定過程の結果としての労使間の「確認書」に明らかです。

さらには，貴委員会が昭和57年，本庁の「管理職員等の範囲」拡大の「規定改正」のさい，その範囲を『「労務担当」を行う者に限る』としたことをふまえても，事務部長がその範囲でないことは明白です。府教委が事務部長を管理職指定することで，現在の職務内容を何ら変更するものでないこと言明していることからも，そのことは一層明らかです。

確　認　書

1.　事務部設置の主旨にかんがみ，その運営にあたっては，職場の民主的意向の反映をはかること。
2.　重要事項については，教職員の民主的協議の原則をあくまで貫くこと。
3.　事務部長と出納員の併任については，分離の方向で将来にわたって関係者と協議を重ねるものとする。
4.　今後，この規則によって管理体制の強化はもとより，職務職階制の強化等を企図するものではない。

昭和48年11月29日
京都府教育庁管理部長　　吉　田　和　雄
京都府高等学校教職員組合副委員長　藤　井　興　一

2.　「みずなぎ」の船長について

船員法に規定されている権限は，航海中における業務上の地位にもとずくものであって，労使関係のなかでの当局代表としての権限はなく，その権限も有しない職員であり，認められません。

3.　府教委案実施にあたっての手続きについて

上記にみたように，「管理職員等の範囲」規定はとりもなおさず「組合員の範囲」の問題であり，それは当然のこととして，実施にあたって事前の「組合との協議と合意」の前提とするものです。

ところが，今回の府教委の実施の仕方は，そうしたことはいっさい無視し，「管理運営事項」であるとの立場を一方的にかざして，強行しようとするものであり，断じて容認できるものではありません。

1984年3月21日

京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　井　上　　進

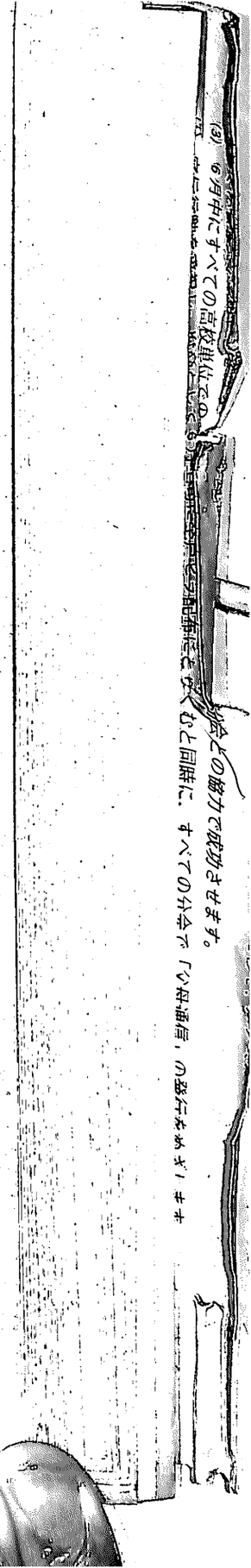

特別資料（案）

府教委当局による管理職事務長制をはじめとした"府立学校の事務組織等の整備について"の一方的実施に断固反対する！

―職場での論議を大いに展開しよう！―

府教委当局は三月八日"府立学校の事務組織等の整備について"（以下今回の「改正」という）を組合に初めて提示し、三月十二日府教委交渉において回答の説明をおこないました。この中で、私たちは、今回の「改正」の内容はどれをとっても重大な問題を含んでおり、組合としては従来に増して厳しい、少なくとも、職場での論議を保障するため四月一日実施を数回するよう強く申し入れていました。にも関わらず、府教委当局は組合の要求を無視して一方的に三月十九日教育委員会規則"府立学校の事務組織等に関する規則"の一部"改正"をおこないました。このような方法は、いうまでもなく、今回の「改正」は事務室と他職種との対応策題を一歩前進にします。同時に、生徒が自ら学校を運営するうえで事務室が果たさなければならない役割を明確にしていくことが大切だと考えます。

このような観点を選択するためには、事務室と教職員自らの手で創り出していくことが不可欠です。

今回の「改正」が、この点において職場での論議を封じ込めて推し進められていることに強い危惧を感じずにはおられません。

すべての仲間のみなさんも、

私たちは、すべての仲間のみなさんに次のことを訴えます。

一、今回の「改正」について賛成・反対という意見も含めて本当に事務室で論議しよう。

一、充分な職場での論議抜きの一方的実施は混乱を招く。府教委当局は四月一日実施を差別しなさいという声を上げよう！

一、事務室内部で、仕事のローテーションを今こそすべての学校で実施しよう。この中から事務職員の専門的力量を高めていこう！

右、決議する。

一九八四年三月二十二日

府立高校定時制通信制教育振興会議

教育委員会

府立学校の事務部設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和59年３月16日

京都府教育委員会
委員長　大槻彌一郎

京都府教育委員会規則第４号

府立学校の事務部設置等に関する規則の一部を改正する規則

府立学校の事務部設置等に関する規則（昭和48年京都府教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「設置等」を「設置」に改め、同条第２項を削る。

第３条の見出しを「（事務部の職）」に改め、同条第３項中「事務部長」の右に「、主査及び主事」を加え、「あてる」を「充てる」に改め、同項を同条第７項とし、同条第２項の次に次の４項を加える。

3　事務部に、主査を置くことがある。

4　主査は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

5　事務部に、主事を置く。

6　主事は、上司の命を受けて事務を処理する。

第３条の次に次の１条を加える。

（委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、事務部の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

1　この規則は、昭和59年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に京都府立学校事務職員である者のうち別に辞令を発せられない者については、昭和59年４月１日付けで主事に補されたものとする。

人事委員会

人事委員会は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）に基づき、京都府人事委員会規則６―54（職員の管理職手当）の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和59年３月31日

京都府人事委員会
委員長　坪倉一郎

京都府人事委員会規則106-339

職員の管理職手当の一部改正

別表知事の項中

（略）

を削り、同表教育委員会の項中

（略）

「

小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校	校長	7種（人事委員会が別に定める基準に該当する場合にあつては、6種）
	教頭	8種（人事委員会が別に定める基準に該当する場合にあつては、7種）

」

を

「

小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校	校長	7種（人事委員会が別に定める基準に該当する場合にあつては、6種）
	教頭	8種（人事委員会が別に定める基準に該当する場合にあつては、7種）
高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校	事務部長	8種

」

に、「（昭和58年11月１日施行）」を「（昭和59年４月１日施行）」に改める。

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）に基づき、京都府人事委員会規則14-2（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和59年３月31日

京都府人事委員会
委員長　坪倉一郎

京都府人事委員会規則114-38

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

別表知事の部局の項及び農業協同組合講習所の項を削り、同表教育委員会の本庁の項中「課長」を「課長・室長」に改め、同表教育委員会の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の項中「教頭」を「教頭　事務部長　船長」に改め、同表中「（昭和58年11月１日施行）」を「（昭和59年４月１日施行）」に改める。

我々の道理ある要求を無視して『事務組織等の整備』を強行実施した府教委当局に断固抗議する！

―管理体制強化を許さず　民主的労働運動の為の事務室つくりをめざそう―

1984年4月7日

京都府立高等学校教職員組合
事務職員部長　片田規明

1．3月の取り組み

私たちは　今回　府教委提示の『事務組織等の整備』は　今日の様な労使関係と労働者の意識・状況の変化のもとで、学校事務室を含めた全職場の活性化と、創造的、とりわけ行政職俸給表適用者に対する管理体制を強化させる狙いをもったものであり、反対であるという基本的立場でのぞみました。また　私たちは、今回提示の『事務組織等の整備』は、学校全体の問題であり、職場の労働条件が十分納得できるよう説明すべきと、教育長らに十分説明することを　くりかえし　要求してきました。

しかしながら府教委は、一応3月12日と3月26日の2回交渉に応じたものの、私たちの道理ある要求（事務室　学校の声を十分聞け！　十分学校に説明しなさい！）に、一切耳をかさずに4月1日より『事務組織等の整備』を強行実施しました。

この様な府教委当局の強権的・反動的やり方に、私たちは　強い怒りをもって断固抗議するものです。

一方で、府教委が交渉の中で、今回の『事務組織等の整備』によって　「現在の事務量には何ら問題はなく、従来の仕事と考えようとするものではない」「管理体制強化を意図するものではない。したがって、それに反する事務があれば直ちに是正する」「今等の事務許認可規制緩和の論議の上に立っている」と明確に答えざるを得ない状況を、私たちは　つくり出してきています。

この様な論議の延長線上に、又　私たちは、去る3月30日『事務組織等の整備について』の質問書を府教委に提出しました。（因みに　府教委は「府立学校の事務等に関する規程」の一部改正の主旨説明を私たちに行いました。一言一句変える事ができないもとで　。変えようとすれば　規程の「再改正」にならざるを得ないもとで　。これについての問題点は　後日、ニュースでお知らせします。）

○3月の取り組みの経過

3.8　府教委『事務組織等の整備について』を組合に初めて提示。
3.9　府教委、人事委員会に「事務部長の管理職手当の措置」を申請。
3.12　府教委交渉
3.13　教長会で　2つの件について説明。
3.15　『事務部設置等に関する規則』の一部「改正」を強行実施。
3.22　学校代表者会議、府教委へ抗議と交渉の申し入れ。
3.26　府教委交渉
3.30　『事務組織等の整備についての質問書』を府教委にわたす。
　　府教委『事務等に関する規程』の一部「改正」を強行。
　　人事委員会、事務部長の「管理職指定」と決定。

2．4月以降の取り組みについて

私たちは　府教委提示の『事務組織等の整備』の4月1日よりの強行実施は　極めて不当なものであり、撤回すべきであるという立場を　いささかも変えるものではありません。しかしながら　管理と管理職事務部長が生まれ　職場の様子も変化するであろうことは　予想されます。従来の民主的な事務室内部の雰囲気が、一方的に破壊されることのないような取り組みをしていかなければなりません。その為には以下の取り組みを全体の中で　又　学校の中で4月当初に行っていく必要があります。

対府教委

基本方針――府教委当局による『事務組織等の整備』の一方的強行実施は極めて不当であり、撤回を迫る。

当面の要求

1）3月30日提出の『事務組織等の整備についての質問書』に対する文書回答を迫る。

2）「管理体制強化と意図しない」「従来の事務量と変わらない」と府教委自らが答えている以上　それに反することをさせない取り組みを強めるとともに、文書化することがあれば是正させる。

3）今後　これに伴っておこる問題点等について　引き続き協議や交渉を行なわせる。

学校の中で

1．分会総会とともに教長会を持つ。教長会持の目的は以下の2点です。

①『事務組織等の整備』が府教委当局の主旨を逸脱することなく運用されるよう、確認をさせる。

＜内容例＞

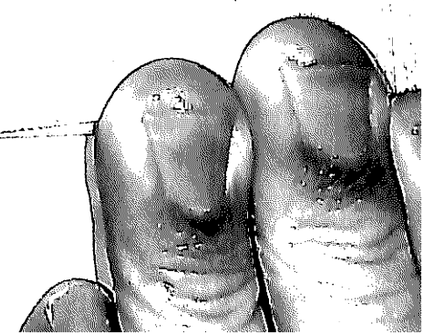

（資料(45)）

京都府知事　林田悠紀夫　殿
京都府教育委員会委員長　大槻弥一郎　殿

1984.3.7

京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　井上　進

要　求　書

定年制の導入とかかわって、以下の点を要求します。いうまでもなく、定年制問題は極めて重大な勤務条件であり、団体交渉で解決を図っていくものであることをあらためて表明しておきます。

尚、一般職員の定年制問題については、京教組としてその要求を明らかにしているところであり、ここでは、現業職員とかかわった点にのみ限って、申し入れます。

記

1　定年々齢については、65歳とすること

2　再雇用制度により63歳とする場合には、従来の退職条件が基本的に確保することを前提に、長期間（10年単位）の経過措置をもうけること。その具体的内容の骨子は、以下の通り。

1）勤務年数については20年を保障すること

2）2段切り下げにより実損が出ないよう特別加算・特別昇給を図ること。（退職金の増大・年金掛金等に充当するもの）

3　初任給の上位制限を撤廃し、前歴の見直しを図ること

○今回の組織整備は管理体制強化とめざすものではない。したがって、もれになする事態がおこれば直ちに是正する。又　その運用にあっては事務室、職場の民主的意向の反映を図る。
○従来の事務室、学校運営を固定するものではない。（勿論、長の設置と廃するものは、当然、各の合意を前提として進める。
○その他（職場独自のもの）

② 改正は、職員会議と今回の「改正」内容を十分説明するとともに、運用については上記①をもって行うことを明言すること。

2）全教各職場で、今回の「改正」の問題点の討論で私たち事務職員に対する理解を深め取り組みを進めよう。

今回の「改正」内容について「よくわからない」という職員が圧倒的に多く、又一方で、行政職俸給表適用者の仲間たちからは、強い危惧が出されています。こうしたときて、組合員としての自覚から、分会会議等の場で、十分議論を行うとともに、事務職員自らの考えや悩みも、他職種の仲間に理解してもらう取り組みを強めていく必要があります。

事務室の十全

事務室あちいは事務部会議をたびたび開こう。
今回の「改正」によって事務部の中で混乱がおこらないよう　具体的運用について十分話し合いをする必要があります。話し合いの内容の基本は　上述の改正を次の①にのべているのと同じです。

3. 民主教育推進のための事務室づくりをめざして

「学校と事務職員の定数が前向されようとしている。先生とこのことを捉えて前向きの開いを一緒にやってもらおうと思うか、事務室は変っていると見ている先生もいて　なかなか学校全体の理解とはならない。もっともっと事務室のやっていることを知ってもらわなくてはアメになると感じる。そして、どうもおさまらず、私たち自身が学校で働く仲間から信頼される事務室をつくっていく努力をしていかなければならないじゃあないか」

これは　ある事務職員の仲間の声です。
今日、学校の中で　有民の声を無視して、自治的民主的学校運営とは言えない実態が蔓延しておりますし又　私たち事務職員にとっては、待遇改善が進まない　定数が削減される等々、極めて厳しい状況が一向あります。
この様な時だからこそ、上述の仲間の声を皆でしっかりかみしめ、考えていくことが大切です。
すべての事務職員のみなさん！

団結と団めて一歩一歩地道に前進していこうではありませんか！
明るく楽しい事務室、学校で働く仲間から信頼される事務室　民主教育推進のため事務職員としての専門性が発揮される事務室づくりをめざして。

※今回の『事務組織等の整備』によって新たにおこってくる問題等がありましたら、役員まで　至急連絡下さい。

「府立学校の事務等に関する規程」の一部「改正」の問題点

1984年4月15日
府高教執行委員会事務局　片岡　誠則

1. 今回の「改正」に至る経過

府教委は、3月12日府教委交渉の中で、『事務組織等の整備』の一つとして、「府立学校の事務等に関する規程」の一部「改正」の概要を初めて私たちに提示しました。（詳細は、3.14付事務職員部ニュース№12で右知らせしています。）
右概要の提示に対して、私たちは、実決・代決事項の内容の問題点の指摘と、少なくとも、十分協議として実施すべきであると言ってきました。
にもかかわらず、府教委は、3月30日「規程」の一部「改正」を決めた後に、組合に主旨説明をおこないました。

2. 「規程」の一部「改正」の本質・おらい

今回の「規程」の一部「改正」は、学校事務の専門性の確立に向けた事務職員会議の取り組みを一部反映しています。しかし、今回「改正」の真のねらいは、事務部長を管理職化するために必要な規程の整備です。
すなわち、事務部長を管理職化するかどうかは人事委員会の規則に基づく「事務部設置等に関する規則」。国「規程」のままでは管理職指定に支障があり、どうしても規程の一部「改正」が必要になってきたというわけです。

3. 今回「改正」内容の問題点――3.30府教委主主説明に対する私たちの反論――

1). 私たちの基本的態度
府教委交渉や3.30付「『事務組織等の整備について』に関する質問書」でも明らかにしているように、私たちの基本的態度は以下の通りです。
①今回の「改正」は、単に事務職員に関係するだけでなく、学校運営全体に関わる問題であり、慎重さの十分な論議を保障すべきであり、従来のつまり的に4月1日に実施することは、反対である。
②実決事項については、学校・研究会での意見集約をするなかで検討すべきであり、一方的実施は実決事項の内容が骨抜きにならない恐れがある。
③代決事項については、行政職俸給表適用者全体の理解の取り組みは、現在、各校まちまちの状況があり、学校運営上どのようにすればよいのか、大いに検討すべき課題である。
したがって、今回、代決事項を新たに拡大することは、撤回すべきである。

2). 「規程」の一部「改正」の問題点
今回の「改正」は、府教委交渉の時に説明された以上の項目が加わっています（例えば、専決事項さ（1）事務職員等の事務分掌の決定等）。
私たちは、基本、府教委交渉で説明のなかった項目の削除を要求するとともに、内容において、1）で述べた点に加え、以下の問題点を指摘しました。
①（事務部の事務）(1)公印の管守に関すること
私たちは反対ではないが、現在、公印の管守は校長自らがおこなっている学校も多く、実施するにしても、校長も含め、教職員全体への説明と十分なこなって実施すべきである。
②（専決事項）(1)事務職員等の事務分掌の決定
私たちは、事務室での話し合いによるほぼ一定のローテーションをおこなっていく方向を、今後とも推進すべきであると考えているが、事務部長の専決にこの権を与えると、事務分担も事務部長が一方的に決めることができるという誤解が生じる恐れがある。
しかし、ここでいう事務分掌とは、第2条（事務部の事務）を指すと考えられ、事務職員等の等は不必要である。
③単に文書起案の問題だが、「第7条　第2条に規程する事務部の分掌事項…」は、今回、「第2条（事務部の事務）」にかえており、「…事務部の事務…」にすべきである。
私たちのこの点は地域に対して、府教委は、「規程」の一部「改正」を一言一句変えることはできないが、指摘された点を検討し、誤解の生じないよう規程改正に伴う留意事項として、通知文を出すことを約束しました。

4. 具体的運用について
今回の「規程」の一部「改正」は、以上述べたように、今後を的にも、内容的にも様々な問題を含んでいます。
しかし、具体的運用においては、従来の民主的学校運営や、事務室運営が破壊されたり、管理体制が確立されたりすることがないようにしていく必要があります（このことは、府教委自らも明言しています。）。

(3) 6月中にすべての高校単位での[illegible]と同時に、すべての分会で「心母通信」の発行をめざします。

（資料(46)）

京都教育　1984年2月18日（月3回発行10・20・30日）　(4)
号外　（昭和46年5月23日第三種郵便物認可）　（1部5円）

現行の退職条件を守る定年制のたたかいを

定年制問題 11

定年制問題のポイントは何でしょうか

定年制の第一のポイントは、いつからめるのか、退職条件はどうするのか、は最も基本的な労働条件であり、本来、団体交渉で労働条件を締結するものです。また、地方公務員法により、職成免職などの法的事由以外で本人の意志に反して免職してはならない制度を一方的に法律で定めるところに基本的なやまりがあります。

第二のポイントは、60歳（定年延長適用者は65歳）までしか、働きたくとも働けないということです。いろいろな理由、例えば、まだまだ子どもが小さいが、健康なのでもう少し働きたい、働いても、一切それらを認めないということです。

第三のポイントは、退職手当制度も改悪して、不当に減額を行おうとしていることです。具体的には、別表(1)に、この改悪案は、今まで60歳未満で現行（府）と国の改悪案のせいで退職された方の実例について一例をあげてみました。（別表(4)）

別表(1)　現行制度と国の定年制度の比較

①定年年齢

職種	京都府の現行制度	国の定年制度
一般職員	60才	60才
現業の労働者（現業職員）	65才	63才

②退職手当（ただかいのてびき P114～P116を参照）

勤続年数	定年退職者 現行制度	定年退職者 国の定年制度	定年早期希望退職者 現行制度 50才未満	定年早期希望退職者 現行制度 50才以上	定年早期希望退職者 国の定年制度
10年未満	4条	3条		4条	3条
10～20年未満	5条				
20～25年未満		4条	4条	5条	4条
25年以上		5条	5条		5条

③特別昇給

勤続年数	現行制度	国の定年制度
10～20年未満	1号	1号
20～25年未満	2号	2号
25年以上	3号	
	●	

●4月1日付で昇給する人はさらに一号俸アップする。

別表(2)　退職手当の計算方法

計算方法

(1) 個々の計算のために

① 勤続年数とは

(イ) 1日でも勤務した月は1ヶ月とする。（休職の場合も同様）

(ロ) 年により暫定（在職した年・月数を合算して1年未満は切捨）

但し、臨時的任用者などの場合は6ヶ月以上1年未満は1年とする。

② 勤続年数から除算されるもの

(イ) 1、2として計算される期間

1育児休業期間　2病気等休職期間　3停職期間

(ロ) 1／2として計算される期間　育児休職期間

③ 勤続年数として合算されるもの

(イ) 軍人・軍属期間の全部（外地官署所属職員等も含む）

昭和20年8月15日に軍人・軍属であって、他就職（公務員として）することなく、昭和28年7月31日までに教職員に採用されたものは軍人・軍属期間の分のみ通算される。

④ 相互通算

国及び地方公共団体（東京都を除く）とは相互通算である。

但下市町村との通算は便利として43.4.1以降相互通算となる。

⑤ 退職手当に相当する給与の支給を受けているとき。

職員以外の地方公務員から58.3.31まで職員となった者は通算し、全期間に対する支給割合から支給の対象となった期間に対する支給（自己都合）の支給割合を控除する。

(2) 個々の退職金

① 勤続状況

20.8.15　28.7.31　59.3.31

② 勤続年数　（　）年（　）ヶ月 ……(A)

③ 除算される年数　（　）年（　）ヶ月 ×1 2(or 1/1)− ……(B)

④ 退職手当支給割合に対する勤務年数

（　）年（　ヶ月）− B（　）年（　）ヶ月 ……(C)

A（　）年（　ヶ月）−（　）年（　）ヶ月 ……(D)

⑤ (C)に対する第5条の乗率

⑥ 給料の月額・等級

（　）等級（　）号俸−特別昇給（　）

号俸up（　）等級（　）号俸

金額（　）円 ……(E)

⑦ 退職手当金額

(D)（　）円×(E)（　）ヶ月＝（　）

※(D)の特別昇給で、世早度(41)昇給手当者はさらに1号俸加算。

別表(3)

A氏（1948年4月1日採用、小学校勤務）の退職手当は、

年齢	勤続年数 (A)	給料表	給料月額	給料の月額	除算期間 (B)
58才	36年	2－特3	342,600円	356,304円	なし

[除算期間Bはなしですから勤続年数Aは36年Oとなります。

2.36年に対する第5条の乗率は.65 2525となります。

（ただかいのてびき、P115を参照）

3.Aさんの給料の月額と等級は、現在2－特3ですから、25年以上勤務していますから特別昇給は3号給アップしますから2－特6となります。

	給料月額	給料の月額
2－特6	350,400円	364,416円

よりたかったAさんの退職手当は

364,416×65.2525＝23,779,055円

別表(4)

60年3月31日に52才で(19年勤務)退職される人の退職手当の実額は？

	給料月額(概)	特別昇給	給料の月額 B	退職条件	支給割合 A	退職手当 A×B
現行制度	3－34	1号アップ 3－35	333,944円	5条	29.85	(A) 9,968,228円
国の定年制度	316,800円	321,100円		3条	19.9	(B) 6,645,485円

(A)−(B)＝3,322,743円

定年制条例化にあたって、退職手当はどうなるのですか、実損はどうですか

退職手当の計算方法は、別表(2)でかわりありません。例として、84年3月31日で58歳（小学校・京都府）の方の計算をしてみてください。例として、84年3月31日で58歳（小学校・京都府）の方の計算をしてみました。（別表(3)）

また、50歳以上で、定年年齢の退職される方の実例について一例をあげてみました。（別表(4)）

●協約賃金適用者で、昭和60年3月31日で退職する者
年齢超過者とはなるが、定年退職者と同様の措置をとる。

●定年年齢超過者の扱い
昭和60年3月31日をもって退職扱うことになるが、既退職者との均衡からすれば事実上、退職扱いとせざるを得ない。

●定年制実施後の勤務関係
恩恵的・組織的な勤務はなくなるのが本来の姿であるが、従来の経過も踏まえ、現行のような制度をなんとか残していきたい。当面、来年度は、従来と同様の措置を講ずる。

●定年退職者に対する現行特別昇給上の特別措置の扱い
4月1日昇給予定者が、特別昇給に加えて、さらに一号アップして、退職金を計算していたのを廃止したい。

定年制条例化にあたって、実損はどうですか

●定年制実施日
法律事項であり、実際は昭和60年3月31日とせざるを得ない。

●定年年齢
一般職は60歳、協約賃金適用者は63歳とせざるを得ない。

●協約賃金適用者の2歳引き下げに伴う措置
来年63～64歳になる者については、従来どおり据え置きとする。また、現行の昇給停止（63歳）も据え置きとする。

●定年退職者の扱い
民間的慣習に立ってみれば現在のとおり（国の制度）とするとされるを得ない。しかし、当面来年度については現行措置が維持できるようにしたい。

今後のたたかいのポイントはどうでしょうか

一つは、京都府の条例化にともなって、その改悪案を学習し、出身をしっかりつかむことです。そして、今すすめている、職場での悪や、不当連の団結をより一層強めることが大切です。とりわけ、国民・府民の合意をすすめていくことも、統一労組懇の役割をしている国民会議と結んで、このたたかいをすすめていくことが重要です。

二つには、当面のとりくみとして、高齢者雇用会等を開催したり、一従来の既得権を維持させていく、との確実な雇用を確保をとりきっていく、3月在60歳以上（協約賃金適用者、63歳以上）についての特別措置をとらせる、など、今後もさらなる定年制改悪を阻止するために、さらに強化していくことです。

（資料(47)）

59 25 84

昭和五十九年度 京都府予算案の特徴と問題点

1 はじめに

京都府は、二月十七日、総額五、〇六三億八、六〇〇万円（うち一般会計四、四七一億八〇〇万円）の昭和五十九年度当初予算を発表した。一般会計は、対前年度比二・四%の伸びで昭和三十四年の二・一%以来の低い伸び率となった。〈政府予算〇・五%の伸び、地方財政計画一・七%の伸び〉

府当局の〝セールスポイント〟として以下の点をあげ、府民のために積極的役割を果すものであるかのように宣伝している。

① 国の事業かく得で大きな成果（フラワーセンター建設調査費四、六〇〇万円、地塚産業振興センター二億五〇〇万円）

② 不況克服のための予算（公共事業費は地財計画では三・四%の減だが府予算は〇・七%の減にとどまった）

③ 大型プロジェクトの推進（学研都市構想調査費、医大病棟四一億四、二〇〇万円、舞鶴港整備七億六、六〇〇万円）

④ 情報化時代に対応（情報化社会、こん談会、研究会（庁内組織）の設置）

⑤ 国際交流の前進（国際交流推進費四、五〇〇万円、ハンブルグ京都展七、二〇〇万円）

⑥ 高令化社会に対応（痴呆性老人対策施設整備補助金四九〇万円）

⑦ 国体関連事業の推進（国体準備局予算約四倍化、スポーツ振興基金積立金四億）

⑧ 府市の協調すすむ

しかし、実態は宣伝とは反対であり、本予算をつらぬく特徴は、財政硬直化のいっそうの進行と府民負担増、福祉教育切りすて、大企業奉仕である。

2 予算全体を通じた特徴と問題点

(1) すすむ財政の硬直化

才入では、「国の予算獲得で成果」どころか、逆に、地方交付税が前年当初六六〇億円、構成比一五・一%に対して今回は六四〇億円一四・三%と二〇億円の落ち込み（昨年の落ち込みは五〇億円）、国庫支出金は構成比で二一・六%から、二一・二%へ、地方譲与税も前年比九四二%と国からの資金が軒なみに落ち込んでいる。

これらは、自民党政府の国民犠牲、軍拡・臨調路線による財政危機と、林田府政の中央直結の破綻のいっそうの進行のあらわれである。

こうした減収に対応するため、府債を昨年の大幅増にひきつづき二五一億円、前年度比一〇三・一%と増額、財政調整基金から昨年に引きつづいて五〇億円、社会福祉施設等建設基金から十八億円を取りくづす。しかもこれだけにとどまらず高校授業料をはじめとする使用料・手数料を全面的に大幅に値上げ（一三〇%～二〇〇%）して九億三、〇〇〇万円、一〇、七%の増収を見込んでいる。

起債の残は本年度末で二、四七五億円を超える見込みであり、府債の増発は今後、府民のいっそう大きな負担となって返ってくることは明らかである。

さらに、寄付金収入では前年度一〇〇万円であったものを二億一〇〇万円とし、この二億円を国体スポーツ振興基金として積立てるとしている。当局はこの基金について、四〇億円を目標として、その半分を寄付金で集める、その半分は財界から、残りは一般から集めるとしているが、財政事情のより厳しい市町村が、これにならって寄付金を集めるときには強制力をもった多額の寄付集めとなることが充分予側されるものとして警戒を要する。

才出では、目的別分類で、伸び率の最も高いのが公債費（伸び率一一〇・八%）、前年度二六二億円構成比六・〇%から二八億円増額、二九〇億円六・五%と、加速度的にふえて来ており、林田府政の大型プロジェクト主義のツケが回ってきていること、これが今後は更に財政を圧迫することになることを示している。

投資的経費の減と義務的経費の増

	義務投資
五十四年度	六九・五% 二五・七%
五十九年度	七三・四% 二〇・五%
増減	△ 三・九% ＋ 五・二%

(2) 臨調路線追随　府民要求在殺の予算

福祉では、民生費、衛生費、労働費とも増額したと言っているが、衛生費と労働費は構成費で、それぞれ二・五%、一・六%と据置き、しかもこれらは昨年当初予算で、一昨年よりそれぞれ九三・四%、八五・九%と大幅に減額したものであり、今回の予算計上でも、一昨年の予算額を大きく下回ったままとされている。

民生費についても構成費五・八%を五・九%としただけ、各事業ともほとんどが昨年なみの計上、一定の増額となっているのは老人福祉施設整備費補助金と心身障害児（者）福祉施設整備費補助金ぐらいである。しかもこれらは国や府がみづから設立し運営すべきものを、設立しようとしないため、民間が設立するものに対して補助金を出すものであり、この制度的補助金の件数がふえたことをもって

林田府政の積極性を示すものと言えないことは当然である。

重要なことは、今次条例改正提案で保護者のいない児童の養護施設・府立就学園の管理運営を民間委託することを打出しており、これで、法律により設置すべて民間委託されることになること、また、木津、田辺の両労働センターの廃止を前提とする同会館建設のための調査費が計上されていることである。まだ、府民の生活破壊が進行しているなかで、「くらしの資金」の増額と通年貸出しが強く求められているにもかかわらず、こと老人保健法による保健事業実施のために、市町村の保健婦の増員が緊急に求められているにも拘らず、増員のための予算も計上されていない。

林田府政は、これをゴマ化すために「高令化社会への対応に重点をおいた」として病床整備費補助金」と九〇万円を計上したと宣伝しているが、これは四別の対策室を既設の老人施設二カ所に計四床作ってもらうというもので、今日大きい問題となっている寝たきり老人対策としては、これだけではあまりにも不充分おとしよりを苦しめつづけているのである。肝心の老人医療無料制度の復活もせず、

また住環境もんだいで、増設が切実に求められている府営住宅について、今回も昨年の一二六二戸より更にすくない一二四戸の建設しか計上せず、既設住宅改善事業も、昨年より三、四〇〇万円も減額している。

① 使用料・手数料の引きあげ　昭和五十一年度以来の全面引きあげ
・五十一年度以来の全面引きあげ
・四十五項目　平均一三〇～二〇〇%の引きあげ（S五十一～五十七年の物価上昇に見合う一三〇%分あり）
・改定による増
六億五千万円
（一般会計で四億三千万円）
（主なもの）・高校授業料
一億三、〇〇〇万円
・自動車保管場所証明
八、五〇〇万円
・植物園入場料
二、八〇〇万円

② 地方財政への圧迫に徹底抗戦　府民と府議員に懸性

③ 基金の取りくずし、府債の増発
人件費抑制、失対事業費削減

④ 間委託、民間委託の強行　府民のねがいを無視し、次々と社会福祉施設等を民間委託、最後に残った桃山学園の民間委託も一月府会に提案

⑤ 国の軍拡路線追随
・舞鶴港整備費七億六、六〇〇万円（前年より三億の増）防衛庁予算も計上
・飛行場設調査費（三〇〇万円）

・生活関連公共事業の減一国の軍事費突出のしわよせ

⑥ 府営住宅建設戸数の減

⑦ 住宅資金融資　九、〇〇〇万円（一〇・五%）の減

⑧ 無担保・無保証の融資制度の変質

⑨ 質一昨年十月より融資事務を変更

ディア産業重視の通産省に追随

本的対策なし、先端技術やニューメ不況にあえぐ地場産業に対する根

米不足が予想される状況のもとでひきつづき減反政策（三、〇〇〇ヘ二、二五〇万円（五十八年度一、〇〇〇ヘ一、二四〇万円（五十九年度））

(3) 教育臨調先どりの〝三原則つぶし〟

三四・〇%へと後退、高校生急増対策については六〇年度開校の二校分以外には昨年一昨年開校分の第二期、第三期工事、既設校の整備などにすぎない。しかも六〇年度開校のうち一校は商業科の単独制高校にされようとしているが、これ以外に私学助成費（経常費）の増収をはかり、体育館建設補助制度の新設をおこなうとしているが、会立高校の増設を極度に抑制して高校進学率を年々引き下げ、遂に全国第四十五位にまで至った進学率が、現状維持の保障にさえならないものである。

しかも、ますます増加する母子家庭

・生活関連公共事業の減一国の軍事費突出のしわよせ

⑥ 府営住宅建設戸数の減

⑦ 住宅資金融資　九、〇〇〇万円（一〇・五%）の減

⑧ 無担保・無保証の融資制度の変質

⑨ 質一昨年十月より融資事務を変更

ディア産業重視の通産省に追随

本的対策なし、先端技術やニューメ不況にあえぐ地場産業に対する根

米不足が予想される状況のもとでひきつづき減反政策（三、〇〇〇ヘ二、二五〇万円（五十八年度一、〇〇〇ヘ一、二四〇万円（五十九年度））

(3) 教育臨調先どりの〝三原則つぶし〟

三四・〇%へと後退、高校生急増対策については六〇年度開校の二校分以外には昨年一昨年開校分の第二期、第三期工事、既設校の整備などにすぎない。しかも六〇年度開校のうち一校は商業科の単独制高校にされようとしているが、これ以外に私学助成費（経常費）の増収をはかり、体育館建設補助制度の新設をおこなうとしているが、会立高校の増設を極度に抑制して高校進学率を年々引き下げ、遂に全国第四十五位にまで至った進学率が、現状維持の保障にさえならないものである。

しかも、ますます増加する母子家庭

(4) もの大企業への手あつい施策、不法業者への規制からカンフル

大企業への手あつい施策、不法業者への規制からカンフル

京都府総合開発計画推進費として一、八九〇万円を計上、大企業本位の開発推進費は昨年の一、五〇〇万円から四、一〇〇万円に大巾に増額、財界の要求にもとづく開発に大きく足をふみ出そうとしている。

林田府政は、懇談会、審議会に財界人を多数参加させているが、これらは、財界がプロジェクトチームを作るなどすでに一定の見解をもっている内容に公的諮問を与えようとするものが多い。

調査、企業誘致対策などもそういう傾向のものとして、府民の利益を守り、営業と生活を守る立場からの対応が必要である。

① 大企業むけ大型プロジェクトの推進（学術研究都市、医大病棟、京都市内高速道路網）

② 大手本位のジョイント・ベンチャー（企業体）の実態

③ 不法業者への規制からカンフル

のための六十一年度以後の高校新設については、予算化はおろか、計画さえ明らかにされていない。

逆に「特色ある学校づくり推進費」として、一〇〇万円を計上、高校三原則を制度改悪を推進するために大規模な宣伝活動をすることにしている。この制度改悪は、高校教育のみにとどまらず、中学校教育をも大きく変質させ、京都の教育を全体に大きな困難と混乱をもたらすものである。

(5) 問題はさらに市町村負担増

① 伸びない市町村学校施設補助（国庫補助の事業予算は前年にくらべ約四倍化、市町村への施設補助

② 会はわずか四名の伸び
ジュニー選手かく得のための予算計上
競技力のすぐれた学生をさがし出し、京都に就職してもらうようはたらきかけるための予算（出張旅費等）

城陽の山ジャリ対策への補助（当地は産廃処理場）

京都府一般会計歳入予算（当初）の累年比較表

（単位、百万円、%）

	当初予算額							構成比							前年度比較（伸び率）						
	53	54	55	56	57	58	59	53	54	55	56	57	58	59	58	54	55	56	57	58	59
1 府税	111,082	123,969	142,800	161,700	170,600	175,000	183,500	39.3	37.5	39.1	38.9	40.3	40.1	41.0	0.0	11.6	15.2	13.2	5.5	2.6	4.9
2 地方譲与税	2,213	2,249	2,299	2,175	2,277	2,393	2,255	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	5.1	1.6	2.2	△ 5.4	4.7	5.1	△ 5.8
3 地方交付税	57,500	64,500	68,500	70,500	71,000	66,000	64,000	20.4	19.5	17.4	17.0	16.8	15.1	14.8	29.2	12.2	△ 1.6	11.0	0.7	△ 7.0	△ 3.0
4 交通安全対策特別交付金	815	1,025	600	500	600	550	550	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	38.1	25.8	△41.5	△16.7	20.0	△ 8.3	0.0
5 分担金及び負担金	1,851	2,654	3,012	3,148	2,770	2,884	2,957	0.7	0.8	0.8	0.8	0.6	0.7	0.7	23.9	43.4	13.5	4.5	△ 12.0	4.1	2.5
6 使用料及び手数料	4,577	5,821	7,027	7,526	8,460	8,757	9,683	1.6	1.8	1.9	1.8	2.0	2.0	2.2	28.7	27.2	20.7	7.1	12.4	3.5	10.6
7 国庫支出金	66,997	80,890	86,542	92,410	92,097	94,456	94,869	23.7	24.3	23.7	22.3	21.8	21.6	21.2	8.2	20.0	7.7	6.8	△ 0.3	2.6	0.4
8 財産収入	674	792	1,079	2,129	2,287	2,278	2,503	0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5	0.6	△ 4.4	17.5	36.2	97.3	△ 7.4	△ 0.4	9.9
9 寄付金	3	3	3	3	4	1	201	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	25.0	皆増
10 繰入金	346	471	2,963	6,197	4,033	6,177	7,187	0.1	0.1	0.8	1.5	1.0	1.4	1.6	0.6	36.1	529.1	109.1	△ 34.9	53.2	16.4
11 繰越金		500	300	300	300	300	300		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		皆増	△40.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12 諸収入	20,502	25,128	32,877	43,596	50,421	53,459	54,041	7.3	7.6	9.0	10.5	11.9	12.2	12.1	△10.1	22.6	30.8	32.6	15.7	6.0	1.1
13 府債	15,783	23,392	22,261	25,110	18,500	24,300	25,062	5.6	7.1	6.1	6.0	4.4	5.5	5.6	29.7	48.2	△ 4.8	12.8	△ 26.3	31.4	3.1
歳入合計	282,348	330,994	365,263	415,294	423,348	436,554	447,103	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	8.1	17.2	10.4	13.7	1.9	3.1	2.4

(3) 6月中にすべての高校単位での　　分会との協力で成功させます。

(4) 一定行動を取組む　　として　　6月一時金ニュース配布にとりくむと同時に、すべての分会で「分母通信」の発行をめざします。

使用料・手数料の改定について(案)

所管部局名	使用料及び手数料の名称	区分		現行制度 単価	現行制度 決定年月日	改定案(単価)	摘要
教育委員会	高等学校使用料	授業料	全日制	67,200円 (5,600) (52)	56. 4. 1	74,400円 (6,200) (58)	上段 年額 下段 ( ) 月額
		〃	定時制	5,400 (450) (51)	〃	8,100 (675) (53)	〃
		〃	通信制	85	29. 9. 1	95 (53)	1単位
	高等学校手数料	入学料	全日制	2,000 (54)	58. 4. 1	2,500 (55)	
		〃	定時制	250 (53)	〃	330 (58)	
		〃	通信制	100 (51)	29. 7. 16	150 (54)	
		学力検査手数料	全日制	850 (54)	58. 4. 1	1,000 (55)	
		〃	定時制	250 (53)	〃	300 (54)	
	府立婦人教育会館使用料	2以上の使用時間区分にわたる場合の使用料		合計額	57. 6. 17	合計額の10分の9	
	府立郷土資料館使用料	展示室観覧料		100以内	51. 9. 1	150以内	普通展示 1人1回
		2以上の使用時間区分にわたる場合の使用料		合計額	〃	合計額の10分の9	

昭和59年度当初予算款別集計

(単位:百万円)

款	昭和58年度 当初 予算額	構成比	昭和59年度 当初 予算額	構成比	伸率 (59)/(58) 当初
		%		%	%
1 議会費	1,426	0.3	1,428	0.3	100.1
2 総務費	34,932	8.0	36,539	8.2	104.6
3 民生費	25,338	5.8	26,484	5.9	104.5
4 衛生費	10,969	2.5	11,353	2.5	103.5
5 労働費	6,822	1.6	7,116	1.6	103.6
6 農林水産業費	24,266	5.6	24,715	5.5	101.9
7 商工費	30,206	6.9	30,862	6.9	102.2
8 土木費	68,370	15.7	68,248	15.3	99.8
9 警察費	50,105	11.5	50,112	11.2	100.0
10 教育費	149,035	34.1	153,014	34.0	102.7
11 災害復旧費	3,034	0.7	3,300	0.8	109.1
12 公債費	26,207	6.0	29,033	6.5	110.8
13 諸支出金	5,704	1.3	5,916	1.3	103.7
14 予備費	100	0.0	100	0.0	100.0
合計	436,554	100.0	447,108	100.0	102.4

-184-

0.紹田教室は地財計画の室庭

184

昭和59年度当初予算主要事項

(単位：千円)

部局名	事項	予算額	財源内訳 特定	財源内訳 一般	摘要
教育委員会	新設高等学校舎等建設費	3,292,000	国 533,000 起1,181,000	1,578,000	
	西城陽高校(第3期)	(508,000)			普通教室、特別教室、格技場
	南八幡高校(第3期)	(459,000)			普通教室、特別教室、格技場
	農芸高校（第3期）	(574,000)			農業経営実習棟、造園土木実習棟
	島羽高校（第2期）	(273,000)			改修（管理諸室、特別教室）
	西乙訓高校(第2期)	(393,000)			普通教室、特別教室
	京都市地区(第1期)	(460,000)			管理諸室、普通教室、特別教室、体育館 (他に債務負担行為 496,000)
	山城第1地区（第1期）	(625,000)			管理諸室、普通教室、特別教室、体育館、格技場 (他に債務負担行為 573,000)
	既設高等学校校舎等整備費	623,000	国 51,000 起 133,000	439,000	
	蜷蛾野高校格技・教室棟改築	(247,000)			
	木津高校教室棟改築	(121,000)			(他に債務負担行為 121,000)
	北桑田高校実習棟改築	(135,000)			
	老朽校舎改修 大型改修 排水、床のはりかえetc.	(120,000)			山城高校、鴨沂高校、朱雀高校、田辺高校、水産高校
	障害児学校校舎等整備費	1,045,000	国 318,000 起 313,000	414,000	
	中丹養護学校（第2期）	(499,000)			管理諸室、普通教室、特別教室、体育館 (他に債務負担行為 320,000)
	丹波養護学校亀岡分校新築	(214,000)			管理諸室、普通教室、特別教室
	盲・聾学校鴨沂分校改築	(332,000)			管理諸室、普通教室、特別教室、寄宿舎の整備
	府立学校用地取得造成費	5,765,000	起 5,188,000	577,000	京都市地区新設高校 山城第1地区新設高校
	養護職員設置費補助金	42,840		42,840	㊎ 42,840

-185-

(3) 6月中にすべての高校単位での[illegible]役員との協力で成功させます。

(4) 青年行動を前提に[illegible]全戸ビラ配布にとりくむと同時に、すべての分会で「分科通信」の発行をめざします。

（単位：千円）

部局名	事項	予算額	財源内訳 特定	財源内訳 一般	摘要
教育委員会	京都府高等学校総合文化祭開催費	4,000	—	4,000	
	府立高等学校産業祭開催費	4,000	—	4,000	㊎ 4,000
	特色ある学校づくり推進費	11,000	—	11,000	
	府立高校学力充実対策費	15,000	—	15,000	㊎ 15,000
	英語教育推進費	17,247	国 2,866	14,381	英語指導主事助手 ㊎ 15,306
	府立学校教育設備充実費	175,942	国 59,746	116,196	産業教育設備充実費 107,276 理科教育設備充実費 20,546 定・通教育設備充実費 8,654 特別活動設備充実費 24,760 障害児教育設備充実費 14,706 ㊎ 177,726
	障害児学校スクールバス購入費	28,186	国 6,750	21,436	向日が丘養護学校 3台
	高校文化・体育クラブ活動振興費	66,330	—	66,330	吹奏楽専門指導者派遣事業 1,930 吹奏楽器整備 10,000 美術工芸設備整備 1,800 グランド整備（全天候性舗装） 17,000 体操競技器具整備 13,000 弓道場整備 7,500 体育クラブ活動専門指導者派遣事業 3,600 体育クラブ活動指導者研修事業 2,000 体育クラブ選手派遣費補助事業 9,500 ㊎ 57,030 ㊎ 28,660
	生涯教育推進事業費	29,740	国 7,670	22,070	27校 ㊎ 3,695
	府立学校体育施設開放事業費	4,431		4,431	
	府民スポーツ活動振興事業費	2,500		2,500	
	国民体育大会競技力向上対策費	50,000		50,000	㊎ 35,000
	国民体育大会関係費	38,580		38,580	国民体育大会派遣費 30,780 国民体育大会近畿地区大会派遣費 7,800 ㊎ 50,848

（資料(48)）

政府予算と第二臨調

1、一八四年度予算

一八四年度政府予算は、三月二十三日、衆議院本会議で自民党、公明党、民社党、新自由クラブの賛成多数で、四月十日参議院本会議で自民党、自由民主党、公明党、民社党、新自由クラブの賛成多数で可決・成立した。これに先立つ衆議院本会議（三月十九日）において、社・公・民・自民、社会、公明、民社、新自由クラブの反対で否決された。社・公・民・自民、社会、公明、民社、新自由クラブの反対で否決された。

政府予算は、一般会計の規模五〇兆八、二七一億円（前年度比〇・五%増）国債費と地方交付税を除く一般歳出は三兆五、八五七億円（前年度比〇・二%減）というマイナス予算である。

予算は年間費の実出と財源のみに限定したものとなっており、社会保障、教育など国民生活関連部門の歳出を徹底的に抑制するものとなっている。

一般会計の特徴は次の通りである。

(1) 一般歳出は大型医療費の伸びを五兆九、一%増と突出していたが、これによって六、五五九、一八〇四億円に抑制された。一般会計に占める割合は約五・五%となりGNP（国民総生産）の見通しの名目成長率五・九%の場合（九六、八五四億円）に対する歳出総額は五・五%増の五、〇九九億円となった。人件費（一%アップ一兆一三億円を含む）は一三、一%しか計上していないから、今年度人勧で三%を超える給与改定があるかぎりこれだけでは「GNP二%枠」は破られる。政府は防衛予算でGNP一%枠を突破しないことを理由に公務員給与を抑制することなどを示唆するものもある。ベア一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(2) 一般歳出の伸びを示したのは七・九%増で、四兆九、四三九億円となった。「シーレーン防衛」「三海峡封鎖」のための正面装備費（F15、P3Cなど）は二二%増で平和予算の象徴となった。

(3) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(4) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(5) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(6) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(7) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(8) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(9) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(10) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(11) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(12) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(13) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(14) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(15) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(16) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(17) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(18) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(19) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(20) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

(21) 一般歳出中、政府の六・五五%よりはるかに多い。

(22) 防衛予算の伸びは七・九%増の四兆五、四三九億円で、GNP一%枠を突破しないためには、正面装備などを削減する以外なかったのである。

（資料(49)）

昭和59年度
教職員人事異動方針について

昭和五八年一二月三〇日
教職第一九四号

各市町村組合教育委員会殿
各府立学校長殿
京都府教育委員会
京都府教育長　川本　邵

標記の件、別紙のとおり決定されたので通知します。

ついては、学校指導体制を確立するため、別紙人事異動方針の趣旨を十分理解のうえ、左記事項に留意し、教職員の自主的な異動が達せられるよう適正な人事異動の適正な執行をお願いします。

記

1. 基本的事項

(1) 小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長と密接な連携を保ち、教職員の適正配置の適正配置と円滑な交流に努めるとともに、教職員の自主性を尊重して、学校運営の円滑な運営に努めること。

(2) 人事異動の実施に当たっては、教職員の個人的事情にも十分配慮し、特に、女子教職員の結婚、出産、育児、看護等については、本人の意向を十分尊重すること。

(3) 人事異動の実施に当たっては、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(4) 人事異動の実施に当たっては、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(5) 人事異動の実施に当たっては、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(6) 人事異動の実施に当たっては、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(7) 人事異動の実施に当たっては、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

2. 具体的事項

(1) 管理職人事

ア 府立学校における教職員組織の充実強化を図るため、異動を推進する。

イ 府立学校における教職員組織のひとしく充実するため、地域内の人事交流を促進する。

ウ 特に、新設校については、経験豊かな教職員を配置する等指導体制の充実を図る。

エ 地域における学校の充実を図るため、原則として同一校在職六年以上の者を異動の対象とする。

オ 小学校にあっては、原則として同一校在職五年以上の者を異動の対象とする。

カ 同一校在職一〇年以上の者については、積極的に異動を促進する。

キ 異動については、学校指導体制を確立するため、別紙人事異動方針の趣旨を十分理解のうえ、教職員の自主性を尊重して、学校運営の円滑な運営に努めること。

ク 教職員の異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

ケ 教職員の異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(2) 一般職員人事

ア 各学校における教育活動の充実を図るため、広域的な異動を促進するとともに、学校間及び課間の交流に努める。

イ 各学校における教育活動の円滑な運営に努める。

ウ 管理職人事

(ア) 管理職人事は、特に指導能力及び勤務実績を重視し、全府的視野に立って適任者の登用に努める。

(イ) 府立学校における教職員組織の充実強化と指導体制の強化を図るため、異動を推進する。

(ウ) 府立学校におけるひとしく充実するため、地域内の人事交流を促進する。

(エ) 地域における教育の充実を図るため、原則として同一校在職六年以上の者を異動の対象とする。

(オ) 小学校にあっては、原則として同一校在職五年以上の者を異動の対象とする。

(カ) 同一校在職一〇年以上の者については、積極的に異動を促進する。

(キ) 異動については、学校指導体制を確立するため、別紙人事異動方針の趣旨を十分理解のうえ、教職員の自主性を尊重して、学校運営の円滑な運営に努めること。

(ク) 教職員の異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(ケ) 教職員の異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

3. 留意事項

(1) 異動については、原則として同一校在職六年以上の者を対象とするが、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(2) 異動については、学校指導体制を確立するため、別紙人事異動方針の趣旨を十分理解のうえ、教職員の自主性を尊重して、学校運営の円滑な運営に努めること。

(3) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(4) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(5) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(6) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(7) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(8) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(9) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(10) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(11) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(12) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(13) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(14) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(15) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(16) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(17) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(18) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(19) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(20) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(21) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(22) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(23) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(24) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(25) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(26) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(27) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(28) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(29) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(30) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(31) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(32) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(33) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(34) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(35) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(36) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(37) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(38) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(39) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(40) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(41) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(42) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(43) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(44) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(45) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(46) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(47) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(48) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(49) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(50) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(51) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(52) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(53) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(54) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(55) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(56) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(57) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(58) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(59) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(60) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(61) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(62) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(63) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(64) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(65) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(66) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(67) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(68) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(69) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(70) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(71) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(72) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(73) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(74) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(75) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(76) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(77) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(78) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(79) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(80) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(81) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(82) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(83) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(84) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(85) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(86) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(87) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(88) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(89) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(90) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(91) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(92) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(93) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(94) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(95) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(96) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(97) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(98) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(99) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

(100) 異動については、教育効果、教育条件、地域の実情等を考慮して、適正な配置と円滑な交流に努めること。

（資料）

人事異動に関する確認書（例）

○○○○学校長は、人事異動にさいして、○○○○学校分会との間で、次のとおり確認する。

1 人事異動に対処するための基本的立場を、あくまで「適法に教育基本法にのっとり京都の民主教育の推進」に置き、この精神に反する行為はいっさい行わない。

2 異動にかかわる働きかけや具申については、次の諸点を守り、管理職としても厳密にあってはならない。

(1) 教育という事業は、教職員が自主的・自発的に教育的情熱を発揮する中でこそ最大の効果をもたらすものである。このことに鑑み、人事異動については、これによって本人の教育的情熱を損ない、復旧をせまるようなことや、あくまで本人の希望と納得を前提とする。したがって権力的・強権的人事異動は、人権侵害であり、教職員は、父母から「官僚的・不明朗」のそしりを受けるものである。

(2) 希望人事の実現に全力をつくす。とりわけ、夫婦別居、遠距離通勤などは人道的な状況を考慮する。

(3) 退職問題については、本人の自主的判断を尊重する。そのためにも、退職時の名簿の発表（退職年数、生業資金など）については、本人から要請があれば即応する。

(4) 同一校勤続年数については、参考としては出すことはあっても、それをこえるような状況をつくらないよう十分配慮する。

(5) 「人事は秘密」などいたずらに消極的・閉鎖的な雰囲気をつくるのでなく、「京都の民主教育を前進させるためにはどんな人事が必要か」の立場で公明・正大な職場討論が行えるよう、十分配慮する。

(6) 問題が生じた場合は、「人事は秘密」という名目で、該当者の口を封ずることは一切しない。

3 管理職人事について

① 個々人への働きかけをする場合、本人の要請がある時は分会役員の立合いをつけられたい。

② 「人事は秘密」という名目で、分会との交渉において正しい解決をめざす。

(1) 問題が生じた場合は、「人事は秘密」という名目で、分会との交渉において正しい解決をめざす。

(2) 管理職人事について

ア 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

イ 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

ウ 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

エ 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

オ 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

カ 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

キ 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

ク 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

ケ 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(3) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(4) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(5) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(6) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(7) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(8) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(9) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(10) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(11) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(12) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(13) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(14) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(15) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(16) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(17) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(18) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(19) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(20) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(21) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(22) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(23) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(24) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(25) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(26) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(27) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(28) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(29) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(30) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(31) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(32) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(33) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(34) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(35) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(36) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(37) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(38) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(39) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(40) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(41) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(42) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(43) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(44) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(45) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(46) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(47) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(48) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(49) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(50) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(51) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(52) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(53) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(54) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(55) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(56) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(57) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(58) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(59) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(60) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(61) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(62) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(63) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(64) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(65) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(66) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(67) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(68) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(69) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(70) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(71) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(72) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(73) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(74) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(75) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(76) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(77) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(78) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(79) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(80) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(81) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(82) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(83) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(84) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の実情、教職員の勤務成績、適性、経歴、勤務年数、年齢、家庭事情等を総合的に考慮し、広域的な視野に立って適正かつ円滑に行うこと。

(85) 管理職人事については、教育効果、教育条件、地域の

(資料(52))

特別退職措置要綱

1. 目　的

後進に道を開き人事の刷新を図るため、年齢等からみて適当と考えられる者の特別退職を認めることとし、この趣旨に沿って退職する者に対する退職手当の支給等につき特別措置を定めることを目的とする。

2. 適用教職員の範囲

この要綱を適用する教職員の範囲は、公立学校教職員（府立の大学及び市町村費支弁職員を除く。）で次の各号の一に該当し、かつ退職の承認を受けた者とする。

(1) 毎年三月三一日現在において、年齢が五〇歳以上六一歳未満（現業職員協約給料表適用者については六六歳未満）の者

(2) 毎年三月三一日現在において、年齢が五〇歳未満で勤続二〇年以上の者

3. 退職手当の額

この要綱の適用を受けて退職する者の退職手当の額は、その者の次の各号に掲げる勤続期間又は年齢に応じた当該各号に掲げる額とする。

(1) 二五年以上勤続した者又は五〇歳以上で一〇年以上勤続した者

職員の退職手当に関する条例（昭和三一年京都府条例第三〇号、以下「条例」という。）第五条の規定の例により計算した額

(2) 前号以外の者

条例第四条の規定の例により計算した額

4. 特別昇給

この要綱の適用を受けて退職する者のうち、特別昇給をさせることを適当と認める者については、その者の次の各号に掲げる勤続期間に応じ、当該各号に掲げる号給数を退職の日に昇給させるものとする。

なお、退職発令の日から引き続き勤務したと仮定した場合に、四月一日付けで昇給することとなる者については、別に一号給上位に昇給させるものとする。

(1) 勤続一〇年以上二〇年未満で勤務成績が良好な者　一号給

(2) 勤続二〇年以上二五年未満で勤務成績が良好な者　二号給

(3) 勤続二五年以上で勤務成績が良好な者　三号給

5. 退職の申出

この要綱の適用を受けて退職しようとする者は、毎年二月末日までに退職願により所属長を経て任命権者に申し出るものとする。

6. 退職発令日

退職を承認した者については、毎年三月三一日付けで退職発令を行うものとする。

7. 退職発令日の特例

(1) 第五項に基づく退職の申出をしたにもかかわらず、その承認を受けることができなかった者については、その不承認の事由がなくなった日に、この要綱の定めるところによる退職の取扱いをするものとする。

(2) 第五項に基づく退職の申出をした者が、第六項に定める期日までに死亡による退職となった場合は、この要綱に定めるところによる退職の取扱いとするものとする。

8. 退職手当の支給

退職手当は、事務手続完了次第全額を支給する。

9. その他

この要綱の実施に関し必要なことは、教育長が定める。

（資料(53)）

全国教職員あり方懇ニュース

三県教組問題特集号

あつい連帯とご支援に心から感謝します

——三県教組問題の解決にあたって——

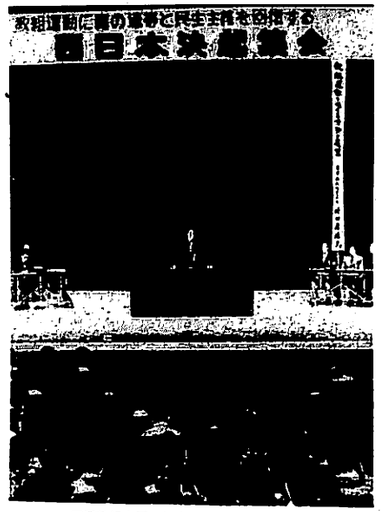

三県教組支援のために開かれた西日本集会

一九八三年九月三日　埼玉県教職員組合、奈良県教職員組合、和歌山県教職員組合

秋がせ、岡山県当局なと一部自治体は公共施設の使用を認めず、憲法に明記する目的・集会の自由という民主主義の根幹をゆるがす攻撃を加えました。

この中で、中央執行委員会は、「すべての県教組が統一して大会を成功させるために、教組問題とは切りはなして、特別措置として教組適用を行う」ことをきめました。

教組問題と切り離して教組適用を行うことは、三県教組が当初から主張してきたことです。

日教組が教組不適用という不当きわまる措置をとったことによって、当該組合員に損失が及ぶことをさけるため、三県教組は、やむをえず、日教組納入金の中から賃金カットと不当処分による損失補償を行いました。その総額は三県で約五〇〇万円です。

日教組は、この約五〇〇万円を未納金として扱い、三月開催の第一〇八回中央委員会、七月開催の第一〇九回中央委員会の二度にわたり、三県教組の中央委員資格を剝奪しました。

日教組の血なる不当な措置について、三県教組は、代表による抗議委員長や中小路書記長への申し入れ、組織をあげての抗議・ハガキ・文書の提出などの抗議と共闘全国統一行動に、自主的に決定した戦術で参加した三県教組組合員に対して、当該県教育委員会は、それぞれ賞金カット・不当な行政処分を行いました。それについて日教組が教授を不適用にしてきた問題の本質は、団結と連帯、組合民主主義そのものに反することであります。

八月三〇日から四日間、岡山県真庭郡勝原町で開かれた日教組第五八回定期大会に対して、右翼暴力集団は厳しい警行をし、政府・警察当局は事実上これを支援に対して、心から感謝いたします。

顧みると、昨年一二月一六日の公務員共闘全国統一行動に、自主的に決定した戦術で参加した三県教組組合員に対して、当該県教育委員会は、それぞれ賞金カット・不当な行政処分を行いました。それについて日教組が教授を不適用にしてきた問題の本質は、団結と連帯、組合民主主義そのものに反することであります。

八月三〇日から四日間、岡山県真庭郡勝原町で開かれた日教組第五八回定期大会に対して、右翼暴力集団は厳しい警行をし、政府・警察当局は事実上これを支援

「大会までには解決しなければならない」との県教委員任免宮。続いて「午前二時間、午後二時行動開始という二つの戦術の選択を行う」との戦術上の従来と異った提案を条件とする解決案。さらには、三県教組はじめ全国教職員あり方懇参加組合の主張をなかばとり入れた戦術問題の妥協案を条件とした解決案が提起されるという途中経過もありました。しかし、教授適用の前提として県教委員長が提起した戦術問題の妥協案は日教組相談部内自体で一致できず、結局「戦術問題とはきりはなして三県教組に教授適用を行う」ことに落着きました。

このようにして、三県問題は基本的に解決しました。

この解決は、いろいろな条件の作用によって実現したものでありますが、とりわけ、中曽根反動内閣の民主主義破壊の攻撃が急速に強化する中で、全国の広範な組合員から日教組の民主主義回復と労働者連帯の強化をもとめる声がかつてなく高まり、これが全期大会に強く反映されたことがこの解決をもたらした最大の力です。この力と全国教職員のあり方懇参加組合の支援をうけて、三県教組とその組合員は、教組適動の民主的前進へのゆるがぬ強い決意をこめて行動してきました。

三県教組は、今後とも教育大国問、憲法・臨国際協調の攻撃、それと呼応する労働戦線の右翼的再編成の策動を許さず、子どもと教育、教職員と父母・国民の和合をまもり、日本の平和と革新をかちとるために一段と教職員の団結、父母・国民との連帯を強め言動するものです。

ほんとうにありがとうございました。

(3) 6月中にすべての高校単位での　　分会との協力で成功させます。

配布にとどくのと同時に、すべての分会で「分科通信」の発行をめざします

（資料(54)）

全員討議資料(1)

あらたな情勢の展開と運動の課題に応えるため、府高の組織運営の一層の改善をめざそう

—ブロック委員会体制から支部組織への移行にむけて—

一九八三・六　府高支部移行問題検討委員会〝中間まとめ〟

一　はじめに

一九七三年、府立高教組は定期大会で、組織の民主的・階級的強化と合わせて、組織的な運動を職場と地域から一層強めるために「ブロック共闘を支部組織へ前進させ、各専門部のとりくみをつうんで闘い、組織の統一と団結を一層強めます」という運動方針を決定しました。

それはこれまで、共通の地域内にある職場間の連絡・協議の組織としてのブロック方式を改善し、ブロックに真に責任をもてる組織体制を確立することをめざしたものでした。

しかし、従来の組織運営への慣れや、新たな組織方針に対するとまどいなどから積極的な運動になりませんでした。

そこで一九七六年、執行委員会は当面の移行措置として、すべてのブロックに委員会体制を確立することを決定、そのとりくみは大きく前進しました。その結果、ブロック委員会体制確立のとりくみの強化をはかりましたこうしたとりくみの前進を背景に、一九七九年、「支部移行問題検討委員会」が設置されましたが、具体的検討に入れないまま推移しました。

しかし、その後のブロック委員会体制の一層の充実、地域ぐるみの高校三原則闘争等を経験してくるなかで、一九八三年二月評議員会は「支部移行問題検討委員会」の再設置と検討委員名簿を確認しました。

この報告は、支部移行問題検討委員会での討議状況をまとめたものです。以下、その内容を報告し、組合員のみなさんの積極的な討議をよびかけます。

二　なぜ、支部組織への移行が必要か

(1) 私たちの闘いの発展とあらたな情勢に見合って地域共闘体制を強めることがますます重要になっているからです。

これまでの私たちの闘いの歴史を見る時、重要な闘いはすべて地域の共同闘争の発展で前進と勝利をかちとってきたことがわかります。一九五八年の勤評・学テ闘争、六〇年の安保闘争、七〇年以降の知事選闘争などがその代表的な例です。全国の革新の灯台として誇る二十八年間の民主府政も、このような数々の地域共闘の発展の中でつちかわれた「地域の民主的な力」の成長の中でこそ守り、育てられてきたといえます。

中曽根内閣の臨調・軍拡路線に示される今日の反動攻撃は、草の根保守主義に代表されるように、地域を反動勢力と民主勢力の対決の場とし、その攻撃を強めてきています。そうした時に、すべての地域で民主勢力の共同闘争を発展させ、いかなる分裂攻撃も許さない革新統一の力をすべての地域につくりあげることがますます重要になっています。

また、地域共闘体制の強化は、地域に山積するさまざまの要求・課題を解決する上でも重要です。

労働組合は、最もよく組織され訓練された部隊として国民の要求運動・民主運動の先頭に立って指導性を発揮すべき任務を持っています。中でも私たち教職員組合は、全国のどんな地域にも存在し、地域の生活・文化・教育のセンターとしての役割を果している学校の労働者の部隊として、地域の様々の要求と課題を集約・政策化し、共同闘争を組織する中核の役割を果すべき位置にあります。そして、私たちの賃金、権利、民主教育推進などの要求そのものも、このような地域の課題と結びついた共闘の発展なしに実現することができないことは、賃金闘争の状況を見ても明らかです。

このように見る時、現在のブロック方式では地域共闘を強め発展させることが出来ないことは明らかです。

課題に充分応えることが出来ないことは明らかです。

(2) 今、地域ごとの教育の課題を一層総合的に解決し、発展させることが緊急の課題となっているからです。

全国に誇るべき数々の成果をあげてきました。

たとえば、高校三原則、総合制を発展させる教育課程の改善のとりくみ、家庭一般の男女共修のとりくみ、石原・田辺の学校改革運動、北桑田の英山分校づくり、峰山の普・職の再編、全府下の障害児の教育に責任を持つ立場からの障害児学校建設とすぐれた教育内容づくりなど枚挙にいとまがありません。これらのことは、二十八年間の民主府政のもと、その時々に直面する教育課題に対して民主府政に責任を持つ立場から自主的に政策化し、実践的に解決していく能力＝いうならば自主的な統治能力を持つ優れた教職員集団が各職場に形成されつつあることを示しています。

しかし、林田反動府政二期目のもとで、分校含め七十をこえる府下の各職場は、なお一層解決すべき様々な課題をかかえています。

小学校からつくり出される学力差をどうするか、職業教育をどう改善するか、私学と公立の関係をどうするか、定・通教育や分校問題をどうするか、私学と公立の関係をどうするか、自主的な人格形成をめざす自主活動や生活指導のあり方、そして、また、民主的な人格形成をめざす自主活動や生活指導のあり方、そして、何よりも、教育条件を改善し、高校三原則を生かした学校づくりなどなど。そうして、これらの問題はいかにすぐれた教職員集団を持っているとはいえ、一つの職場内で考え、実践しているだけでは解決が困難なものばかりです。

また、教育荒廃がかつてなく深刻になっている今日、三原則制度を生かした小・中学校との連携、父母との共同のとりくみを強めることが緊急の課題となっています。

このように見る時、現在のブロック方式では、これらの課題に効果的に応えることも、せっかく各職場に形成されつつある自主的な統治能力を効果的に結集することも充分にはできません。

個々の職場の枠を越えて、共通の地域ごとに統一した指導部を持ち、総合的な政策と方針にもとづく統一した活動を展開することが切実に求められています。

高校三原則を守る地域ぐるみの闘いを通じて支部移行の必要性が痛感されてきていることが、このことを如実に示しています。

(3) 府高の組織拡大に見合って全組合員の自覚的エネルギーを結集するため一層民主的な組織運営を行なうことが必要だからです。

今から二十数年前の一九五六年頃の府立高教組は、三十分会、一、二四〇名の組織でしたが、今では五十六分会、三、五〇〇名の大きな組織になっています。しかも、今後数年間の内に、府立学校は少なくとも十数校建設されねばならぬ状況です。

ところが、府高の執行体制は規模の小さかった二十数年前と基本的に変らず、責任と権限が本部執行部に集中しています。もちろん、執行部は組織の民主的運営に最大の努力を払っていますが、それは各分会の執行部の並々ならぬ努力によって支えられているというのが現状です。したがって、このいわば〝中央集権型〟の組織運営を改善し、個々の組合員のより身近なレベルに議決と執行を委ねることによって、さらに隅々まで血の通った組織運営をめざすことが求められています。

これによって、全組合員の要求と自覚的エネルギーの結集も前進し、効果的な運動の展開が可能となります。

三　現在のブロック委員会体制の現状は

(1) ブロックの闘争力を大きく前進させてきた

ブロック委員会体制は、今では全ブロックで確立され（北桑田ブロックは一分会）、教育大運動におけるブロック独自の講師・要求運動や少数職種の要求交流集会、スポーツ大会、そして地域ぐるみの高校三原則闘争と政策・運動力量の大きな飛躍など、ブロックの組織と闘争力を大きく前進させてきました。高校三原則闘争での地域共闘づくりにけん引車的役割をしてきているのも、その前進の結果です。

(2) 一層、ブロック委員会体制を拡充させるために

① ブロックの執行体制は、なお執行委員に大きく依存しています。ブロック委員（役員）が適正に任務分担し、ブロック委員会の指導力・闘争力を高めるため、集団指導体制の確立と一層の強化が求められています。さらに重視していく必要があります。

② ブロック選出執行委員の任期は二年とするところが定着してきましたが、なお一年交代のところを一部残しています。闘いの経験と教訓を蓄積していくことの重要性からしても、最低二年とし、さらに延ばしていくことが必要です。

③ ブロックの位置づけを闘いの中で一層明確にするためにも、ブロック委員（役員）の公選制やブロックとしての意思統一の機会の工夫など、さらに重視していく必要があります。

(3) 支部組織移行への条件の一層の拡大を

こうしたブロック委員会体制の前進と拡充にむけての諸課題の追求は、支部組織の基盤を拡充することに直結しています。支部組織への移行以前においても一層ブロック体制を充実させていくことが求められています。

四　支部組織とはどのようなものか

(1) 支部組織とは

府高規約第二十六条にもとづくもので、次のように定めています。

（支部及び専門部）

第二十六条　組合の目的を効果的に達成するための組織として、支部及び専門部を設ける。

2　専門部は、事務職員部・障害児教育部・定通部・学校職員部・婦人部・青年部とする。

3　支部及び専門部の組織と運営については、この規約に反しない範囲で別に規定を定める。

(2) 支部組織へ移行した際の組織運営の概要は

① ブロック委員会体制と支部組織のちがい

ブロック委員会体制の確立により、従来より、統一した指導が地域ごとに行なわれるようになりましたが、これはまだ正規の支部組織ではありません。

ブロック委員会は、ブロック内に委員長、副委員長、事務局長などの役職をつくり、事務局長にはブロック選出の執行委員が当っています。そうして、ブロック委員会は定期的に会議を持ち、府高の方針や職場・地域の状況に応じて総合的な方針をつくり、その原案を各職場の代表が参加するブロック会議にかけて、とりくみを実行することを基本にすすめられています。

② 支部組織になった場合は、支部に三役と執行委員会が組織され、支部の大会（又は総会）や代議員会が置かれて、正式の議決権と執行権が与えられます。従って、通常の闘争はすべて支部ごとに具体化され、展開されることになります。教研集会や専門部活動も支部ごとに計画的に発展させることになります。それに伴って、予算も支部に重点が置かれます。また、支部執行部の活動の時間的保障も当然考えねばなりません。

③ 支部組織と府高本部の関係

支部組織が全地域に確立されると、現在の府高執行委員会は、中央執行部を構成し、現在の評議員会は、中央委員会という形になって、支部選出中央委員によって、三ヵ月に一回乃至は学期に一回くらい開催されることになります。勿論、必要に応じて支部代表者会議や、職場代表者会議などを招集して意志統一を行なうようなこともありますが、基本は、分会はそれぞれの支部を通じて本部につながるという形になります。

④ 支部組織と京教組の関係

支部組織が確立されても、京教組との関係は、これまでと何ら変りません。京教組との組織上の関係は、どこまでも府高を通じて京教組につながります。支部組織は府高の闘争力・団結力を高めていくための組織内の問題であり、組織上の位置付けはブロックと同様です。

丁度、京教組の他の支部教組にも各々地域単位に支部を作っています（例えば奥丹教組には、峰山支部・丹後支部・久美浜支部など六支部あります）が基本的にはそれと同じものです。

(3) 具体的構想

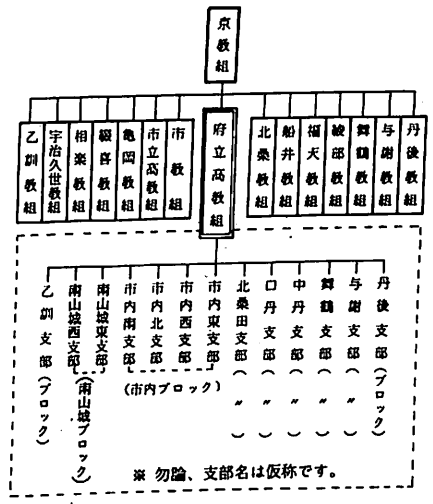

支部組織	支部	現在	府高本部
最高決議機関	総会（大会）	ブロック	府高本部
中間決議機関	支部委員会	中央委員会	ブロック会議
執行機関	支部執行委員会	中央執行委員会	ブロック委員会

① 機　関

基本として次の機関を設置します。但し、支部の規模や実状にあわせて、一部変更することも考えられます。

② 役　員

役員は、支部長（一名）・書記長（一名）・府高本部各専門部地域担当役員（若干名）・会計（若干名）・会計監査（若干名）をおくことを基本とします。

※但し、支部の規模に応じて、副支部長、副書記等必要な役員を置くことができるようにし、弾力的なものとします。

③ 専門部

支部専門部を府高本部に準じて置きます（但し、障教部・定通部の設置については、実状に合わせて設置する）。

ですから、日常の専門部活動は支部専門部を中心に進めながら、必要に応じて、本部専門部としてのとりくみや、支部専門部の代表者会議などと交流ととりくみの意思統一を図ることになります。

④ 財　政

現在の支部（ブロック）活動費を増額し、本部予算に「支部活動費」（仮

称）を計上し、それを財源にあてます。
勿論、必要な場合は、現在もブロック費など独自の経費を徴収していますが、同様に、支部費を支部員の合意のもとに徴収できることとします。

⑤ 支部設置の地域割
イ 四～五分会を単位に現在のブロックに対応して設置することを基本とします。
従って、大きなブロックは、次のようにします。
(イ) 南山城ブロック（支部）
(ロ) ㋑ 宇治・城陽・久御山で一支部
㋺ 八幡・綴喜・相楽で一支部
(ロ) 市内ブロック
四～五分会を基本に一支部とし四～五支部つくります。

⑥ 支部事務所（書記局）
支部は在籍校に置くことを基本に京教組各支部の教育会館の一室を借用するなど、実状に合わせて設置することとします。

⑦ 役員の活動保障
ただちに専従役員を配置することは困難ですが、そのことを展望しつつ、当面は、各分会で時間軽減、分掌等の配慮など内部努力で保障していきます。

(4) 支部規定（案）
以上の点を、支部規定（案）としてまとめると下記のようになります。

五、どのような手順で支部組織への移行を行なうか

(1) 支部移行へむけてのスケジュール

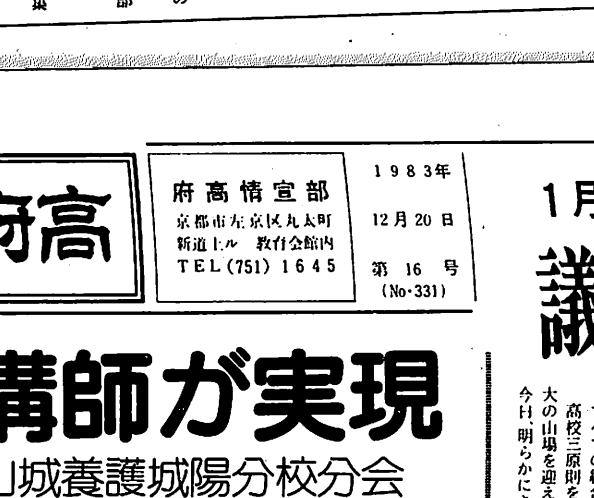

(2) 徹底した分会・ブロック・専門部での討議の徹底

① 支部移行は重要な組織問題であり、徹底した粘り強い討議を組織します。そして、全組合員の合意の形成をはかります。
そのため別紙にて、分会・ブロック・専門部レベルで意見・批判等を集約し、必要に応じて、最終報告までにも、討議資料を発行します。

② 意見・疑問等の集約
イ 第一次集約 七月九日(土)
ロ 第二次集約 八月三十一日(水)

府立高教組 支部規定（案）

一九八四年 月 日制定

第1条 この規定は、府高規約第26条にもとづき、支部の組織と運営について定める。

第2条 この組合に次の13支部をおき、それぞれ京都府立高等学校教職員組合○○○○支部という。丹後、与謝、舞鶴、中丹、口丹、北桑田、乙訓、南山城東、南山城西、京都市北、京都市南、京都市東、京都市西

第3条 支部は、府立高教組の目的を達成するため、支部組合活動を推進する。

第4条 支部に次の機関をおく。
総会（大会） 支部委員会 支部執行委員会

第5条 総会（大会）は、支部の最高決議機関であって、支部役員および代議員をもって構成し、毎年一回定期に開く。支部委員会の決議、支部員の三分の一以上の要請によって臨時に開くことができる。総会は支部長が招集する。
2 代議員は、各分会ごとに組合員五名に一名の割合で選出する。端数は切り上げる。
3 総会は、代議員総数の過半数の出席で成立する。

第6条 支部委員会は、総会（大会）につぐ議決機関で、支部役員および支部委員で構成し、その過半数の出席で成立する。
2 支部委員会は、支部長が必要に応じて招集する。但し、支部委員会の決議、支部委員三分の一以上の要請により、臨時に開くことができる。
3 支部委員会は、総会（大会）から委任された事項を処理する。
支部委員は、各分会ごとに組合員十五名に一名の割合で選出する。端数は切り上げる。

第7条 支部執行委員会は、支部委員会で選出された支部役員で構成し、府高及び支部の機関決定に基づき業務を執行する。
2 支部執行委員会は、支部長が必要に応じて招集し、その定足数は構成員の三分の二とする。なお、総会（大会）・支部委員会提出議案を作成する。
3 支部執行委員会は、業務執行のため、府高本部に準じて書記局及び青年・婦人・学職・事務並びに必要な専門部をおく。

第8条 支部は、府高及び支部の機関決定の効果的遂行のため、機関会議以外の諸会議を必要に応じて開くことができる。

第9条 支部には、次の役員をおく。
支部長 1名
書記長 1名
各専門部地域担当役員 若干名
会計 1名
支部会計監査委員 若干名

第10条 支部は、その規模と実情等諸条件に見合って、上記以外の役員をおくことができる。
2 支部役員の選出は支部構成員の全員無記名投票による。支部選挙規定は別に定める。

第11条 支部の財政は、府高支部活動費をあてる。
2 必要な場合は、支部委員会の決定により独自の支部費を集めることができる。
3 支部の会計年度は四月一日より翌年の三月三十一日までとする。
4 支部会計監査委員は、年一回以上監査し、支部長に報告するとともに、支部委員会・総会（大会）に報告しなければならない。

第12条 この規定は、中央委員会の議決によらなければ変更できない。

第13条 この規定は、一九八 年 月 日より実施する。

京都府高
府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル 教育会館内
TEL（751）1645
1983年
12月20日
第16号
（No・331）

1月6日臨時大会にむけ

議長・委員長3氏がアピール

第37回臨時大会の成功で三原則闘争の新たな飛躍を

府高議長
辻 能順

府高議長
温井徹念

府高執行委員長
井上 進

府高議長と執行委員長は高校三原則をめぐる情勢の重大性と臨時大会の成功にむけて緊急のアピールを発表し、全組合員の総蜂起を呼びかけました。

すべての組合員の皆さん。
高校三原則を守るたたかいは今最大の山場を迎えようとしています。今日、明らかにされた最終答申案は、私たちの批判した通り、まさしく小学区制を完全に破壊する具体的内容を明らかにしたもので、先の中間答申を一層改悪する重大な内容をもっています。府教委は高校三原則をつぶし、そのあとに財界や自民党政府の望む人づくり政策を据えようとしていることは明白です。生徒を受験競争の渦に投げ込み、差別し、選別し、切り捨てていく教育、これがその終着点です。彼らの企てが、生徒、父母、教職員の願いに真向から対立するものであることは言うまでもありません。だからこそ府教委は「密室審議」とあれこれのごまかしに頼らざるを得ないのだと思います。ところが、このことがまた府民の疑惑と不信を一層拡げ、新たな矛盾を生み出すという結果を招いています。
これらのことは、府教委の三原則つぶしがけっして世論を味方にしてのことではないことを示しております。むしろ、私たちのたたかいが、三原則を守れの世論を大きく広げつつあると言えるでしょう。後おそくまでの地域懇談会、未だかつて経験したこともなかった大量のビラまき、足をふるわせながらマイクをにぎっての街頭宣伝、そして日ごろの教育実践の積みあげ、これらは府教委にあからさまな中学区制の実施を断念させる力ともなっています。
しかし、三原則つぶしを阻止し、京都の民主教育を守り抜くにはわたしたちのたたかいをいま一つ大きく広げ、飛躍させなくてはなりません。そのために開かれるのが一月六日の臨時大会です。この大会を三原則闘争の跳躍台として立派に成功させるために、すべての分会で、今のたたかい、今の課題をしっかりやりとげその成果を代議員に託し送り出していただきたいと思います。
また、この闘いは府立高教組運動にとってもその真価を問われるものであり、この闘いを通じて私たちは一層たくましい労働組合として、発展していくことが求められています。
今、まさに総選挙の最終盤にあり、革拡・臨調・金権腐敗に断を下すたたかいが展開されています。同時に京都では中曽根の教育大臨調に道をひらく高校三原則つぶしを許さないたたかいでもあります。総選挙での勝利で輝かしい臨時大会を迎えようではありませんか。
日ごろの教育・組合両面にわたる皆さんのご奮闘に敬意を表し訴えとします。

一九八三年十二月十五日

やっと講師が実現

南山城養護城陽分校分会

五月一日現勢では現実にあわない 病弱部の教員配当

どの学校でもそうですが、教員の数は五月一日の子どもの数で決められてしまいます。病弱部では、五月一日現在、小学校一年生は〇人、中学部は一年生のみで二人（小中合計十九人）だったので、教員は八人しか配当されませんでした。それで、一学期から「子どもの数が、病弱部では年度途中から増える」ことを見こんで、増員の要求をしてきていました。夏の喘息サマースクールなども取り組む中で現在では、小学一年生十三人、中学二年生十二人など、学年も増え、計三十二人に増えました。そのため、九月以降、定員二人増の緊急要求をかかげ、学部単位でも分会会議をもち、体育祭の前日という忙しい中でしたが、校長交渉もみんなでのぞみました。実現した成果としては一人で、それも週十六時間ですが、今の厳しい情勢の中で、よく実現できたと教職員一同喜んでいます。

「たいへんだった技術の準備」 —中学部の先生の声

「中学部の技術二時間を講師の先生に受けもってもらえます。今まで技術は中一―二人、中二―一人を一度に授業していますが、やっていることは異なっており、準備に要する時間は大変なもので、また、その時間もなかなか取れない状況でした。この二時間の軽減はたいへんうれしく思います。」

「子どもたちにとって本当によかった」 —小学部の先生の声

「子どもたちが学習の中で二年生と一年生と授業内容を組みたてるのに大変だったし、また子どもにも本統みや内容を深める学習や算数の細かい説明や指導を十分にすることがむずかしかったです。一年生・二年生がお互いの学習内容を知り、予習・復習ができる、わからないことを教え合うなどよい面もありましたが落ち着いてじっくり集中する点では大変でした。早くから要求を出しており学校長からも交渉してもらい、また私たちからの要求も理解してもらえて、来年度の定員増の取り組みも十分できるようになると思います。子どもにとって本当によかったです。」

重要な校長交渉

今の情勢の中では、校長交渉が非常に大切であり、また、その理解を得るためにも教職員の団結が重要だったなと思います。来年度は、中学部三学年そろいます。いつ、どんな病状の子どもが来ても、十分な教育を保障できる体制ができるように、来年度の定数要求実現にむけてがんばっていきたいと思います。

（資料（56））

	勝手連	日本	雑民	教育	浄霊会	世直し	自クク	無党派	二院ク	福祉	サラリー	平和	自党ク
	205,630	40,518	36,703	79,033	15,821	34,715	1,239,169	609,104	1,142,349	1,577,630	1,999,244	155,448	102,925
1					15,821	34,715	1,239,169	609,104	1,142,349	1,577,630	1,999,244	155,448	102,925
2					7,960		619,584	254,552	571,174	788,815	999,622	77,724	51,462
3					5,307		413,056	169,701	380,783	525,876	666,414	51,816	34,308
4					3,980		309,792	127,276	285,587	394,407	499,811	38,862	25,731
5					3,184		247,833	101,820	228,469	315,526	399,848	31,089	20,685
6					2,653		206,528	84,850	190,391	262,938	333,207	25,908	17,154
7					2,274		177,024	72,729	163,192	225,375	285,606	22,206	14,703
8					1,980		154,886	63,638	142,793	197,203	249,905	19,431	12,865
9					1,769		137,686	56,567	126,927	175,292	222,138	17,272	11,436
10					1,592			50,910	114,234	157,763	199,824	15,544	10,292

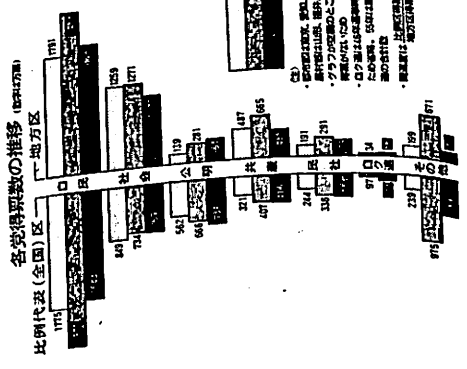

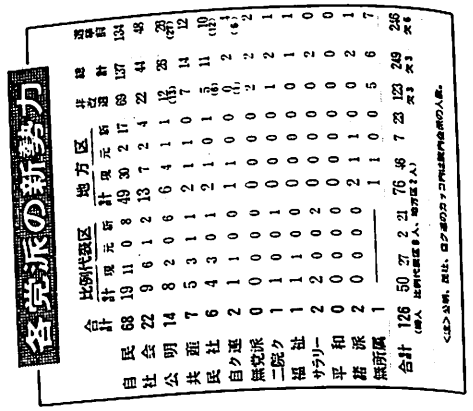

衆議院選挙区

得票数

（定数一一人・選挙当日有権者数三）

◇当四八一四九一＝植木光教（自・新）
◇当四八四一＝佐藤孝行（自・現）
◇当三四九六四＝竹下亘（自・現）
◇三四九六四＝村藤雄治（社・現）

各党とも候補者の絞り込みに苦慮。結局、各党の当選ラインに達しなかった候補者を政党名簿順位の繰り上げで当選人とするなどの調整で、ほぼ定数どおりの候補者数に決まった。

比例代表区議席配分ドント式計算による

	自民	社会	公明	共産	民社	自クラ
	16,441,437	7,680,331	7,314,465	4,163,877	3,888,429	1,239,169
÷1	①16,441,437	②7,680,331	④7,314,465	⑦4,163,877	⑪3,888,429	⑬1,239,169
÷2	③8,220,718	⑤3,795,165	⑫3,657,232	⑱2,081,938	⑲1,944,214	619,584
÷3	⑤5,480,479	⑨2,530,110	⑳2,438,155	㉕1,387,959	㉖1,296,143	413,056
÷4	⑦4,110,359	⑭1,897,582	㉒1,828,616	㉛1,040,969	972,107	309,792
÷5	⑪3,288,287	⑰1,518,066	㉘1,462,883	㉜832,775	777,685	247,833
÷6	⑫2,740,239	⑱1,265,055	㉙1,219,077	693,979	648,071	206,528
÷7	⑮2,348,776	㉑1,084,333	㉝1,044,923	594,839	555,489	177,024
÷8	⑰2,055,179	㉓948,791	㉞914,308	520,484	486,053	154,886
÷9	㉒1,826,826	㉔843,370	812,718	462,653	432,047	137,686
÷10	㉓1,644,143	769,033	731,446	416,387	388,842	
÷11	㉕1,494,676	699,030	664,951	378,634	353,493	
÷12	㉘1,370,119	632,527	609,538	346,989	324,035	
÷13	㉚1,264,725	583,871	562,651	320,298	299,109	
÷14	㉛1,174,388	542,166	522,461	297,419	277,744	
÷15	㉝1,096,095	506,022	487,631	277,691	259,228	
÷16	㉞1,027,589	474,395	457,154	260,242	243,026	
÷17	967,143	446,480	430,262	244,933	228,731	
÷18	913,413	421,685		231,326		
÷19	865,338			219,151		
÷20	822,071			208,193		
÷21	㊱782,825			198,279		
÷22	747,338			188,267		
÷23	714,845			181,038		
÷24	685,059			173,494		
÷25	657,657			166,555		
÷26	632,362					
÷27	608,842					
÷28	587,194					
÷29	566,946					
÷30	548,047					

＜表の見方＞比例代表区の議席配分は、各党の当選者数が決まるまでが当選者となり、各党の名簿に載って並んでいる順に決まる。

数字の大きい順に番号を振る。50番までが当選となり、各党の当選者数が決定。当選者は、各党の名簿に並んでいる順に決まる。

比例代表区の市区町村別・党派別得票数

（政党名は自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、新自由クラブ、社会民主連合、革新共同、日本共産党、日本国民党、日本民主

（資料(57)）

確定得票

当一二五二〇九 谷垣禎一 38 自 新
当一二一八九〇 野中広務 57 自 新
一一五〇九三 有田光雄 53 共 新
七三三二六 山中末治 58 社 新
三三七六六 林 長俊 46 無 新
一四一七 高田がん 53 無 新
七二四 心 久 55 無 新

候補者の市町村別確定得票

区分	谷垣（自）	野中（自）	有田（共）	山中（社）	林（無）	高田（無）	心（無）
京都市	6694	5080	12142	4128	8691	106	57
京都府	6150	4319	7310	2943	4713	60	41
京都市	10611	7810	15397	8585	4165	167	105
京都府	17549	1441	4402	2770	315	74	28
京都市	8385	10014	5566	1859	774	118	76
京都府	7676	4474	3872	7252	215	39	18
京都市	9668	7274	11286	1643	1942	144	69
京都府	2920	4889	2473	2035	562	45	18
京都市	4163	10820	4904	3522	1343	65	31
京都府	5156	3574	5748	1790	1051	74	36
京都市	2687	2312	4148	2711	1309	25	18
京都府	4691	3503	4985	9184	1203	63	25
京都市	2472	1892	3427		492	38	23
京都府							
京都市						